

平成22年第1回基山町議会（定例会）会議録（第2日）						
招集年月日	平成22年3月8日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開会	平成22年3月8日	9時30分	議長	酒井恵明	
	延会	平成22年3月8日	18時08分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席13名 欠席0名 (欠員1名)	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1番	大 山 勝 代	出	9番	大 山 軍 太	出
	2番	重 松 一 徳	出	10番	松 石 信 男	出
	3番	後 藤 信 八	出	11番	原 三 夫	出
	4番	鳥 飼 勝 美	出	12番	平 田 通 男	出
	5番	片 山 一 儀	出	13番	池 田 実	出
	6番	品 川 義 則	出	14番	酒 井 恵 明	出
	8番	林 博 文	出			
会議録署名議員	11番	原 三 夫		12番	平 田 通 男	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	(事務局長) 古 賀 敏 夫		(係長) 古 賀 初 美		(書記) 毛 利 博 司	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職 氏 名	町 長	小 森 純 一		健康福祉課長	岩 坂 唯 宜	
	教 育 長	松 隈 亞 旗 人		こども課長	内 山 敏 行	
	会 計 管 理 者	高 木 英 文		農林環境課長	吉 浦 茂 樹	
	総 務 課 長	大 石 実		まちづくり推進課長	平 野 勉	
	企 画 政 策 課 長	小 野 龍 雄		教育学習課長	毛 利 俊 治	
	税 務 住 民 課 長	安 永 靖 文				
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1

一 般 質 問

1. 池 田 実
 - (1) 少子・高齢化について
 - (2) 一般行政について

2. 林 博文
 - (1) 農業行政について

3. 大 山 勝 代
 - (1) 神の浦ため池の整備計画について
 - (2) 男女平等社会の実現について

4. 鳥 飼 勝 美
 - (1) 緊急経済対策について
 - (2) 国土調査事業について
 - (3) 基山町営サイクリングロードの設置条例の廃止について

5. 重 松 一 徳
 - (1) 放課後児童クラブについて
 - (2) 情報の共有化について
 - (3) 交通体系について

6. 片 山 一 儀
 - (1) 基礎自治体の規模の妥当性について
 - (2) まちづくりの手法について

～ 午前 9 時 30 分 開議 ～

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数13名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議いたします。

日程第 1 一般質問

議長（酒井恵明君）

日程第 1. 一般質問を議題とします。

一般質問の順位は、受け付け順位としております。

まず最初に、池田実議員の一般質問を行います。池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

おはようございます。町政会に所属しております13番議員の池田でございます。本日は早朝から大勢の方に傍聴に来ていただきまして大変恐縮をいたしております。平成22年第1回定例会のトップバッターということで、くじ引きによる結果とはいえ、大変光栄に存じております。

本定例会におきましては通告をいたしておりましたとおり人口、世帯数ともに基山町の25%、4分の1を占めておりますけやき台の少子・高齢化に伴う諸問題と、長い間懸案となっておりますけやき台の共用駐車場確保策について、そしてもう一点、新型インフルエンザのその後についてお伺いをいたしたいと思っております。よろしく御答弁のほどをお願い申し上げます。

まず初めに、質問事項の1、少子・高齢化についてでございますが、けやき台が開発をされまして20年が経過し、ゼロ歳児が成人式を迎えるようになりました。ことしの成人式では新成人287名中けやき台出身者は111名で4割近くを占めておりましたが、ゼロ歳児と同様に当時の40歳の方が60歳、50歳の方が70歳と明らかな変化が生じております。

そこで、質問要旨の(1)少子化でございますが、御案内のとおり若基小学校は平成2年4月1日、400名弱で開校され、平成8年、950名をピークに減少に転じ、昨年4月1日現在381名であることが若基小のホームページに掲載をされております。

そこで、その1点目は、ことし平成22年度若基小学校へ入学するけやき台の児童数は何名なのでしょうか、お尋ねをいたします。

2点目、けやき台の6歳以下の幼児年齢別人口はどのようになっているのでしょうか、お伺いをいたします。

3点目は、児童数の明らかな減少傾向が続く中で、若基小として存続できる限界児童数をどのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。また、基山小学校が立派に改築をされましたが、そのことを考慮する必要はないのでしょうか、あわせてお答えをいただきたいと思います。

次に、質問要旨(2)高齢化でございますが、1点目、けやき台の人口ピラミッドについてお尋ねをいたします。

各区を回って説明をされました協働のまちづくり制度の説明会で各区の人口将来予測が発表されておりましたが、これをけやき台全体でまとめていただけたらと思います。

2点目、独居高齢者の状況についてお伺いをいたします。

平成20年9月議会でお伺いしました時点では、20年4月1日現在50世帯、3.5%ということでございました。その後の状況についてお尋ねをするものでございます。

3点目、災害等緊急時の要援護者につきましては、区長、民生委員さんで調査をされ、災害時要援護者避難支援制度に取り組まれておりますことは大変結構なことだと思っております。そこで、この要援護を申請されている方がけやき台でどのくらいおられるのか、おわかりであればお示しいただきたいと思っております。

4点目、フードデザートということを御存じでしょうか。去る2月1日のNHKクローズアップ現代で紹介をされておりましたが、食の砂漠ということのようでございます。御承知のようにけやき台は丘陵地にあり、水害やがけ崩れなどの心配は全くございませんが、市街地からは離れ坂道となっており、高齢者にとっては買い物にかなりの制約が生じてきているものと思っております。車を運転できる間はまでも、自転車でも帰りが大変で、歩いて上り坂で、これまた厳しいものとなっております。けやき台内に日用品を買える店があればよいのですが、住民が安価かつ簡便に生鮮食料品を購入できない地域をフードデザート、食の砂漠というようですが、高齢化が進む中、このことをどのようにお考えでしょうか、大変難しい問題だとは思いますが、御見解をお聞かせいただきたいと思っております。

5点目、昨年12月1日よりことしの1月16日までを第1期として実施をされましてデマンドタクシーの試験運行についてお尋ねをいたします。けやき台においてはどのくらいの利用があったのでしょうか。また、その評価はどのようなものだったのでしょうか、お聞かせい

ただけたらと思います。

6点目、けやき台の空き家の状況について把握されておればお示しいただきたいと思います。また、その固定資産税の納付はされているのでしょうか、お伺いをいたします。

次に、質問事項の2、一般行政についてお伺いをいたします。

質問要旨の(1)は、冒頭にも申し上げましたが、長い間の懸案事項でありますけやき台共用駐車場の確保策についてでございます。このことにつきましては、けやき台4区長より昨年の12月21日付で有料駐車場の開発についてお願いという文書が町長あてに出されておりますので御承知のことと思います。

そこで1点目は、総合計画、実施計画、平成19年度版、平成20年度版、平成21年度版に示されておりますけやき台駐車場整備事業でございますが先送り、先送りとなっております。平成21年度版では実施年度平成22年となっておりますけれども、その見通しについてお伺いをいたします。

2点目は、平成20年9月議会で質問をいたしましたアトラス団地内空き地の活用でございますが、その後の進展はあったのでしょうか、教えていただきたいと思います。

3点目、これも2点目と同じ議会で質問をいたしております道路わき駐車場のことでございます。そのときの御答弁では検討するとのことでしたが、検討された結果はどうだったのでしょうか、お答えをいただきたいと思います。

最後に、質問要旨の(2)新型インフルエンザについて2点ほどお伺いをいたします。

基山町では感染の拡大を防ぐため、昨年多くの町主催行事が取りやめとなりました。また、小・中学校では学級閉鎖や学年閉鎖などの措置がとられました。その結果、大事には至らず終息に向かっているのではないかと感じておりましたが、去る2月24日付の佐賀新聞には新型インフル最盛期過ぎた、WHO緊急委で認定へと出ておりました。そこで1点目は、基山町における罹患状況の推移と今後の見通しについてお尋ねをいたします。

2点目は、2月15日付の「広報きやま」と同時に新型インフルエンザに備えた家庭用食料品備蓄ガイドが配布されましたが、今さらという感じがするのですが、この時期に配布をされました意図についてお聞かせいただきたいと思います。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

池田実議員の御質問にまず私のほうからお答えさせていただきます。

まず、1の少子・高齢化、(1)のけやき台の少子化についてということ、これは教育学習課のほうからお答えをさせていただきます。それから、その後の新型インフルエンザについて、これは一般行政(2)のところでございます。これもその状況が学校関係しかわからないということで、こちらのほうも教育学習課のほうよりお答えいたします。

まず、私のほうからは1の(2)けやき台の高齢化についてということ、アのけやき台の人口ピラミッドはというお尋ねでございますが、これ少し細かく分けて調べております。まず、年齢を5歳刻みということで行っております。まず、ゼロ歳から4歳が80人ということです。それから、5歳から9歳が149人、10歳から14歳が278人、15歳から19歳が419人、20歳から24歳までが446人、25歳から29歳が237人、30歳から34歳が136人、35歳から39歳が137人、40歳から44歳が227人、45歳から49歳が430人、50歳から54歳から616人、55歳から59歳が547人、60歳から64歳が291人、65歳から69歳までが176人、70歳から74歳が125人、75歳から79歳が96人、80歳から84歳が48人で、85歳から89歳は22人、90歳から94歳が15人、95歳から99歳はいらっしゃいません。そして、100歳以上が1人ということになっております。

次のイの独居高齢者の状況でございますけども、1月末現在で59人でございます。

それから、ウの災害時要援護者の状況でございますが、現在民生委員さんをお願いをして支援申請書の取りまとめをいたしております。まだ状況の把握はできておりません。できるだけ早くまとめたいと考えております。

エのフードデザート化についてということでございますが、これはいろんなこともございまして、町としては地元と、あるいは商工会や、あるいは関係者との協議の場を考えていきたいと思っております。

オのデマンドタクシーの利用状況でございます。これは12月1日から1月16日までということでございますが、町全体では169人が利用をされました。そのうち、けやき台地区は62人が利用されております。

カの空き家の状況は、その固定資産税はということでございます。けやき台住宅団地についての空き家は、現段階で27軒と把握いたしております。固定資産税は土地、家屋等の所有者に課税をするものでございますので、所有者に納付書を送付し納付をいただいております。

2番の一般行政について、(1)のけやき台の駐車場確保ということでございます。アの総

合計画、実施計画には19年度版、20年度版、21年度版にけやき台駐車場整備事業の今後というところで示しておりますけども、従来候補地として考えていた町有地は駐車場として使用した場合、近隣宅地へのライトや騒音等の問題があるということで、現在できなくなっておる状況でございます。

イのアトラス団地内空き地の活用についてその後の進展はということでございますが、平成20年9月議会での一般質問を受けまして旭化成ホームズ株式会社に対し駐車場としての活用を要請いたしましたが、当該空き地につきましては建物区分所有により敷地権があるために土地の処分及び貸借、その他に係る合意を得ることは困難との回答をいただいております。

ウの道路わき駐車場の検討結果はということでございます。これは駐車場法に基づき路上駐車場を設置することはできますが、駐車場法施行令第2条に配置及び規模の基準が規定されております。路上駐車場は主要幹線道路には設置はできません。また、縦断勾配が4%を超える道路には設置ができないことになっております。

それから、イの家庭用食品備蓄ガイドの意図はということでございますが、新型インフルエンザ、強毒性の鳥インフルエンザが発生、国内感染が拡大し大流行、パンデミックになれば被害が甚大となり、自治体としての機能が麻痺し、住民の生活が混乱するなど社会機能の維持さえ困難となることが考えられるわけでございますから、各自治体での対応について自然災害と同様な対応、対策が必要になってきます。このため国や県が策定した行動計画との整合性を保ちつつ、昨年9月に基山町新型インフルエンザ対応行動計画を策定をいたしました。この計画に基づき、まずは住民の皆様へ新型インフルエンザへの認識を持っていただくためにわかりやすいガイドブックとして身近な食料品の備蓄関係を各世帯に配布をさせていただきました。なお、予算については昨年9月議会の補正予算でお願いしたところでございます。

私のほうからは以上でございます。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

私からは1、少子・高齢化について、(1)のア、イ、ウ並びに2、一般行政について、(2)のアについてお答えをいたします。

まず、アでございますが、平成22年度若基小への入学予定のけやき台の児童数は何人かと

ということでございます。平成22年2月末現在でのけやき台から若基小学校への入学児童数は24人でございます。なお、若基小学校区全体の入学予定者は46人でございますから、けやき台の24人は52%に当たります。

イ、けやき台の6歳以下の幼児年齢別人口はということでございますが、けやき台の6歳以下の乳幼児の年齢別人口は、ゼロ歳児6人、1歳児17人、2歳児10人、3歳児21人、4歳児17人、5歳児23人、6歳児24人となっております。合計が118人になりますが、これも若基小学校区全体の乳幼児が299人でございますので、39.5%に当たります。

ウになりますが、若基小学校が存続できる限界児童数の考え方は、また基山小学校の改築との関連はいかがかという問題でございます。この問題、質問がメインであり、また統廃合を視野に入れての御質問かと思えます。確かに現在県内におきましては唐津地区や佐賀市の富士町などで統廃合が非常に進んでおります。特に唐津地区に至りましては、今後小学校、今の42校から34校へ、また中学校23校から18校に統廃合する計画が今進んでおります。これらのことはすべて単独校では教育効果が望めない、もしくは経費の節減などこれに起因するものと思われまます。

本題の若基小学校の件でございますが、小学校での教育というのは教科指導はもとよりのこと、集団生活の指導が非常に重要でございます。したがって、少人数ではその効果も望めません。そこで、平成21年5月1日現在の住民基本台帳によります若基小学校の1年生の児童数の推移を見てみました。平成22年から向こう5年間は44人、47人、40人、48人、40人となっております。仮にある年が40人であったとしても、今の県の施策がございまして35人以下学級等をやっております。それからまた、新政権による標準法の見直しなども云々されておりますので、たとえ40人であったとしても2学級編制は十分に可能でございます。したがって、教育効果は望めるものと判断しますので、ここ数年間の統合はほとんど考えられないと、かように思っております。

以上です。

もう一つございました、失礼しました。新型インフルエンザについて基山町における罹患状況の推移と今後の見通しでございますが、基山町の住民の罹患状況は把握されておられないので、小・中学校の状況をお伝えして、これにかえたいと思います。

基山町立小・中学校における罹患児童数の推移は、これを申し上げます。なお、2月10日以降、小・中学校において新たな患者は発生しておりません。現在は落ちついている状

況でございますので、一段落したものと思っております。

では、推移を申し上げます。21年8月から22年2月までの数を基山小、若基小、基山中の順に読み上げていきたいと思えます。

21年8月、基山小3、若基小2、基山中2、計7、9月、基山小4、若基小1、基山中7、計12、10月、基山小37、若基小27、基山中33、計97、11月、基山小90、若基小32、基山中45、計167、ここがピークかと思われます。12月、基山小56、若基小23、基山中41、計120、22年1月、基山小6、若基小3、基山中13、計22、2月、基山小1、若基小2、基山中5、計8、以上の経緯でございます。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

2回目でございます。

まず、少子・高齢化でございますけれども、そのうちの少子化の1点目、若基小へ入学するけやき台からの児童数は2月末現在で24人とのことございまして。そこで、けやき台以外から入学される方を加えて46名というふうに伺ったと思うんですけれども、それによって2クラスが確保できるということによろしゅうございましてでしょうか。とりあえず2クラスが確保されるということのようでございますので、安堵いたしております。

それから2点目、6歳以下の乳幼児の年齢別人口でございますが、ゼロ歳児が6人、1歳児が17人、2歳児10人、3歳児21人、4歳児17人、5歳児23人、6歳児24人ということでございました。基山町のホームページに示されております年齢別人口では、ことしの2月28日現在でゼロ歳が107人、1歳が135人、2歳が125人、3歳が140人、4歳が122人、5歳133人、6歳139人となっておりますが、町全体の人口の25%を占めますけやき台からしますと、例えば4歳では122分の17、13.9%、6歳では139分の24、17.3%となっており、他の地域に比べればかなり少子化が進んでいると見るべきではないかと思えますけれどもいかがでしょうか。さらに、2月28日現在でゼロ歳が基山町の107人と、けやき台の6人に比べてかなり多いように思うんですが、この原因はどのようにお考えでしょうか、おわかりであればお聞かせいただきたいと思えます。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

ゼロ歳児の6人と107人という数値につきましては、ちょっとうちのほうも把握しておりませんで、その辺の件についてはちょっと調査も行っていきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

議員の前段の質問で私ちょっと答えておりませんでした。今年度22年度46人だから2学級が成立するかということでございますが、はい、現行は40人学級でございます、標準法は、ですから40人から6人オーバーすることになりますので、これは2学級に当然分かれます。したがって、2学級が成立いたします。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

年齢別人口の集計表は現在の基山町のホームページに出ておりまして、ゼロ歳が男45人、女62人、107というふうに出ておりますので、御認識いただきたいと思えます。

それからもう一点は、明らかにけやき台のほうは少子化が進んでると、他地区に比べて少子化が進んでいるというふうに認識すべきではないかというふうに思っております。

それから次に、3点目の若基小が存続できる限界児童数の考え方でございますけれども、限界児童数についてはお答えはなかったんですが、要するに2クラスが維持できればいいと、だから1学級だけでは考えないといけないというような御答弁だと思うんですけども、としますと、ことしの新生児は2月28日現在で6人ですけれども、6年後1クラスしかできず、この傾向が6年間続きますと、12年後には1クラスだけしかないというふうになると思うんですけども、そういう意味では危惧を感じております。特に赤ちゃんが少なくなってきたという現状からしますと、15年後ぐらいには統合されないといけないのかなあという気がいたしておりますけれども、このことについては、もうこれで終わらせていただきます。

それで、次の質問要旨(2)高齢化でございますけれども、1点目、人口ピラミッドでございますが、昨年8月現在のものをお示しいただきました。現在のホームページにはことしの2月28日現在の人口ピラミッド、年齢別人口集計表が示されておりましたので、これも参考にさせていただきます。お示しいただきました5歳刻みの人口ピラミッドでは、けやき台

全人口4,476人中50歳から54歳までが616人と、各その5歳刻みの年代を通して最も多く、次いで55歳から59歳の574人、その次に45歳から49歳の430人とのことでした。したがって、45歳から59歳までは1,593人で、けやき台全人口の36%を占めていることになります。ということは、働き盛りで担税力のありますこれらの方々が15年後にはすべて60歳以上になられるということになります。さらに30歳以上45歳未満の方の人口は500人と極めて少なくなっておりますけれども、これらのことから担税力の低下というのをどのように見ておられるのでしょうか、おわかりであればお聞かせいただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

御指摘のとおり、まずけやき台の中で人口に占めるのは45歳から59歳がかなりのウェートを占めておると、これは購入された年齢の販売との関係が生じておるということは私どものほうも把握いたしておまして、またその次の世代の30から44が次の波の人口ピラミッド的に流れてくるということを出しております。うちのほうでスライド的な高齢化を図った場合に10年後に生じてくるのは税収面では1億円程度が減になるのじゃないかと。それを交付税の対象からすると約25,000千円ぐらいが収入の減というような予測をいたしております。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

担税力については、それほどすぐには心配しなくてもいいということでしょうか。6億円のうちの1億円ですか。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

現在、町税収入が8億円ちょっとあると思いますけれども、そのうちの1億円と考えます。その1億円の不足分については、交付税の75%あたりが補てんという形をしますと25,000千円となります。ただし、減収に向かっていく方向にあるというのは認識をしております。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

それほど慌てて心配する必要はないというような感じにとれましたけれども、もう一つの心配は若者の人口流出のことです。24歳以下の人口は1,372人、30.7%のようです。そのうち15歳以上24歳までで865人、19.3%を占めているということです。問題はこれらの若者がけやき台から出ていってしまう、定住できないことではないかと思えます。要因はいろいろあると思いますが、何らかの一つでも二つでも対策がとれないものかと思うのですが、いかがでしょうか。御見解があればお聞かせいただきたいと思えます、定住策について。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

定住策につきましては、今町のほうもプロジェクトをつくって検討いたしておるところです。ただ、けやき台については、町全体でも同じことが言えると思えますけれども、若者の都会のほうへの就職、それから就学等でかなりの人口が減っているということは町全体の高齢化率を高める要因とはなっております。これにつきまして、できれば跡取りといえますか、2世代目が帰ってくるような施策も何らかを考えていかなければならないと思えますし、高齢化率を下げるためには、逆に若者の定住を図るための建物、そういったものも検討の中に入れていかなければならないと思っております。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

大変難しい問題だとは思いますが、これをしていかないとけやき台は完全に15年、20年後には老人だけの町になってしまうというような懸念をいたしております。

もう一点、15歳未満の子供たちが507人、11.3%しかいないという現実でございます。この数字というのは急激に年々減少していくものと思えますが、協働のまちづくり説明会で示されておりました人口将来予測ではどのように見ておられたのでしょうか。15年後まではほとんど減少していないように見えるのですが、御見解があればお聞かせいただきたいと思えます。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

人口予測につきましては、各地区を回らせていただいた資料につきましては21年8月の人口ピラミッドの推計によりまして提示をさせていただいております。ただ、先ほど言われましたゼロ歳から15歳、全体的に15年ごとの推計を計上しております数値につきましては、高齢化率の問題をちょっと提示するというような形の中で今回はそのまんまのスライドを行っております。というのは、推計的に見ますと、今国が行っております少子化対策等の反映がまずどういう数値で推計数値に上がってくるというのが予測できませんので、そのままの数値のスライドを使わせていただいたと。今後の少子化対策として政府が行っておりますそういった効果がどのようにあらわれるかというのがちょっと予測がつかないということで、そういう形をとらせていただいております。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

ここに人口ピラミッドございますけれども、ゼロ歳から4歳までですか、その部分がほとんど変わっていないので、10年後、15年後とも変わっていないので、そういった質問をさせていただきました。

人口ピラミッドにつきましては、まだいろいろ問題ございますけれども、とりあえずこれで終わらせていただきます。

2点目の独居高齢者の状況でございますが、59人ということでございました。一昨年の20年4月1日現在では50人ということでございましたので、2年足らずのうちに9人、2割近くがふえたことになるということで承知をいたしました。これからはもっとこれがふえてくるのではないかとこのように思っております。

3点目、災害時要援護者の状況でございますが、支援申請書取りまとめ中ということで状況の把握はできていないとのことでございました。高齢化が進む中で大変重要な取り組みではないかと考えておりますので、早くまとめていただいて、徹底を図っていただきたいというふうに思っております。

それから、4点目のフードデザート、食の砂漠化でございますが、町としては地元と商工会や関係者との協議の場を考えますと前向きの御答弁をいただきありがたく思っております。

ぜひできるだけ早くそのような場をつくっていただけたらと思いますので、よろしく願いを申し上げます。

そこで、いろんなやり方、方法が考えられると思いますけれども、1つの提案をしてみたいと思います。と申しますのは、白坂久保田2号線の3丁目と4丁目の中央部分、平らな部分ですけれども、そこで軽トラ市のようなものがやれないものかということでございます。宮崎県の川南町のような大がかりのものじゃなくて、けやき台内で消費できる程度の生鮮食料品を扱うような移動販売所的なものやってもらえないかということでございます。道路規制の問題等もあるかと思っておりますけれども、行きどまりの道路でございまして、また迂回できる周回道路もありますので、それほど問題ではないんじゃないかというふうに思うのですが、月に1回程度から軽トラ二、三台からでも立ち上げてもらえないものかと思っておりますけれどもいかがでしょうか。けやき台には町の菜園を利用して野菜類をつくっておられる方も多くいらっしゃいますので、それらの方々も持ってきていただけるんじゃないかというふうに思いますけれどもいかがでしょうか。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

軽トラ市というような形での御提案ですけれども、それは一つの検討の課題だと思います。先ほど町長のほうから言われましたように、協議の場を持つことが一つの意味があると思っております。まず、前回所有されておりましたジェイフーズさんのほうも安価な賃貸による出店のほうを募集をされているようでございます。そういった中で1点問題があつてのは、どうしても採算性の問題からなかなか進出が厳しいというような問題も聞いております。そういった意味からすると、いろんな方策、対策をとりながらも、やっぱり地元の住民の皆さん方がそこを活用していただくということでその一つの対策に対しての活性化を生んでいかなければいろんな意味において成功もしていかないと考えておりますので、先ほど町長のほうから述べられましたように協議の場を設けていきたいと考えております。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

ぜひそういった協議の場をつくっていただいて取り組んでいただきたいということを切に

要望させていただきます。要は陸の孤島、食の砂漠とならないような今から取り組みをしていかなければならないという重要な課題だというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから5点目、デマンドタクシーの利用状況でございますけれども、町全体で169人、その中でけやき台地区は62人ということでございました。36.7%、4割近くが、けやき台の住人ということでございますけれども、他の地区よりは利用が多かったようでございます。そこで、利用者の評価でございますが、どのようなものがあったのでしょうか、おわかりであればお聞かせいただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

乗り合いタクシーのこの試験運行についての利用者の声っていうのは直接には聞いておりませんが、ただ電話等はかなりあった中で、事前予約制が面倒だとか、そういうふうな声がありました。やはりそれと町外まで延ばしてくれと、これはちょっとこれを外したらもう大変なことになると思いますから、それはもうお断りしておりますけれども、それと実は私どもとしまして試験運行を行ったわけですが、意外と利用者が思いのほか少なかったというふうに私どもも思っています。原因としましては、私どもも十分に乗り合いタクシーの周知ができていなかったんだろうということと、先ほど申しました事前予約制というのがちょっとひっかかるということのようでございます。それと、大きなのは、アンケート調査今集計中でございますけど、まだ困ってないというような、要するに移動にまだ困っていないと、将来は利用したいというような意見が多かったようでございます。それと、週2回しか使えないように最初してたわけですね、65歳以上の方で循環バス等との競合を避けるという意味で地区を区切って、それで週2回だけにしてましたけど、ちょっとそれを取っ払ってくれというような意見もございましたので、2期運行についてはもう月曜から土曜日までいつでも利用していただいて結構ですということは広報等でも周知しておりますので、今、少し利用者がふえてきております。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

引き続き2期目の試験運行がなされておりますので、その結果を見守る必要があるかと思
いますけれども、先ほど御答弁ございましたように、前日からの予約が必要であるというこ
と、それから乗り合いということでどなたが乗ってこられるかわからないということへの不
安とか、そういったことで若干否定的な意見があることもお聞きをいたしております。

この項最後の6点目、空き家の状況でございます。けやき台全体で把握されているのは
27軒ということでございました。もっと多いのではないかとこのように思っておりましたけ
れども、意外に少のうございました。17区の松尾区長様よりいただきました資料では17区内
の空き家は9軒ということでございましたので、27戸中の9軒ですから、世帯数に応じて多
いのかなあというふうに思っております。この空き家につきましては、地域の防災上、そし
てまた防犯上の問題が潜在をしておりますので、注意深く見守る必要があるというふう
に思っております。

それから、固定資産税につきましては、土地、家屋等の所有者に課税をするので所有者に
納付書を送付し納付いただいているということでございましたので納得をいたしました。

次に、質問事項の2、一般行政でございますが、質問要旨の(1)けやき台の駐車場確保策
について、1点目、総合計画、実施計画の平成21年度版に明記されております実施年度22年
となっている今後の見通しでございますけれども、従来候補地として考えていた町有地は駐
車場として使用した場合、近隣宅地へのライトや騒音等の問題があることでできなくなっ
ておりますとのまことにつれない御答弁ございました。御指摘の町有地は平成19年度版の実
施計画に予定をされておりました箇所だと思っておりますけれども、そこでは御答弁のよう
な懸念があり実施できなくなったというもので、その後この場所以外のところを検討する
ということで引き続き20年、21年度と実施計画にのせられていたものと認識をいたして
おりましたけれども、これは違うのでしょうか。そのような答弁をいただいていたと理
解しておりますけれども、お答えいただきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今の御質問でございますけれども、いろいろとこちらとしても候補地を探しておりました。
しかし、いろいろな事情で22年度に一応予定したいと思ってたところ等ができなくなった状
態で今現在あります。ただ、今後も候補地としてはいろいろと検討はしていきたいと思っ

おります。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

じゃ、確認をさせてください。21年度の実施計画に入っていた22年実施予定の部分、その場所というのは今御指摘いただいたようなところなんでしょうか、先ほど答弁でございましたライトとか騒音の問題があるということでしょうか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

いいえ、そういうことではございません。また別のところでございます。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

ぜひ適当なところがあるのかどうかわかりませんが、前からそういうふうな御答弁をいただいておりますので、ぜひ探していただきたいというふうにまずお願いをしておきます。

それから、2点目ですけども、アトラス団地内の件でございますが、その後駐車場活用の要望は行ったと、ただしアトラス居住者の敷地権があつて、土地の処分及び賃借その他に係る合意を得ることは困難であるとのことでございました。一昨年9月の一般質問後初めてお伺いしたように思いますけれども、別途この問題は取り上げさせていただきたいというふうに思っておりますので、今回はこれで終わらせていただきます。

3点目、道路わき駐車場のことでございますけれども、路上駐車場は主要幹線道路には設置できない、また縦断勾配が4%を超える道路には設置できないとのまことにつれない御答弁でございました。そうしますと、これが20年9月議会で検討しますと答えられた後、1年半に及ぶ検討結果なのではないでしょうか、まずお伺いをいたします。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

以前の質問にお答えしておりましたのは、法的にできるかどうかといったことも含めて引き続き検討してみたいということ述べておったかと思えます。この路上駐車場は町長が先ほど答えられましたように駐車場法ではつくることはできるのはできるんですけども、施行令の中でいろんな規制がございまして、2回けやき台の区長さんから要望書が出ておりますですね。最初ときは先ほど池田議員がおっしゃいました幹線のところのバス停ですかね、あそこのところが1回出ております。そして、昨年でしたか、今度は一灯式の信号の先の行きどまりのところになんかということで要望書が出てたと思えます。やはり幹線道路はできないということと、それと勾配があそこは4.5%あります。やはりこの施行令で4%を超えるものには設置できないというものがございましたので、ちょっと遅くなりましたけど今回町長が答弁いたしております。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

今の御答弁によりますと、1年半かかってやっとこういう結果が出てきたと。だけど、内容からしますと、とても1年半かからなくてもできるようなふうじゃないかと思うんですけども、すぐにでもわかるようなことじゃないかと思うんですけども、それはそれで置きます。主要幹線道路ということでございましてけれども、白坂久保田2号線はどん詰まりですよ、行きどまり、あれで主要幹線道路なんですか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

白坂久保田2号線は一灯式のところまでが都市計画街路でございまして一級町道でございまして。だから、一応主要幹線道路であると思えます。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

それじゃ一灯式の信号から北側、あそこはどうなんですか、やっぱり主要幹線ですか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

一灯式の信号から先は主要幹線道路ではないと思います、行きどまりですから。ただ、あそこは先ほども申しましたように勾配が4.5%あります。勾配がきつくてもできないことはないというのはあるんです、縦断勾配が6%以下の道路で歩道と車道の区別があり、その車道の幅員が13m以上のものは設置できるというふうになっています。ただ、一灯式から先の道路は車道、歩道含めたら16mございますけれども、車道分は9mでございますので、この施行令にちょっと合わないということでございます。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

勾配が4.5%だということでございますけれども、全部の勾配が4.5%なんですか。一灯式のところから、どのくらいか知りませんが、初めはもっと緩やかじゃないかと思うんですけども、最後のほうがちょっと勾配がきつくなってんじゃないかという気がするんですけども、あれ平均してというんか、全部が4.5%ということですか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

平均して4.5%になってるようでございます。ただ、最後の行きどまりのところは、もう勾配はかなり緩くなってると思いますけど、もう余り距離がないようでございます。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

道路に平行して路上駐車設けるのであれば、確かに勾配の問題ちゅうのがあると思うんですけども、斜めにこういうふうにつくっていけば、余りそういう勾配の問題は出にくいんじゃないかと思うんですけども、道路に対して斜めに、何かそういったことも何か道路ではないわけでしょう、部分的には。だから、主要幹線道路じゃないわけですから。しかも、向こうのほうに通り抜けもできないし。（「町道じゃない」と呼ぶ者あり）町道じゃないっていうんじゃないかと、町道ですけども、道路にはなってないんじゃないですか。行きどまりじゃから、もうあそこ廃止。

議長（酒井恵明君）

答弁を求めます。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

町道の路線の廃止と認定の議案で御承認いただいて、あそこは白坂久保田、一灯式の信号から右側の部分は、もう一応あれはまた別の町道で認定をいたしましたですね。一応町道ではあります。ただ、あそこが行きどまりになってまして、その先に民間の駐車場がございますから、道路としての廃止はなかなかできないわけございまして、最初いろいろ総務課長も答弁しておりましたけど、いろんな路上駐車場も検討はできるわけですけども、むしろ新たな駐車場を考えようというように思っておったわけですけど、いろいろ事情があって、それもちょっとだめになったというものがございます。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

もうこれ以上申してもどうにもならない気がしますけれども、最後に冒頭に申し上げました昨年の12月21日付でけやき台4区長より有料駐車場の開発についてお願いという要望書が出てございますけれども、これに対しては同様の理由で設置できない旨の御回答がされたのでしょうか、お尋ねをいたします。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

できてないという回答はしておりません。（「要望書に対する回答」と呼ぶ者あり）先ほども言いましたように、それについての回答はしておりません。要望書は確かに受け取っております。

議長（酒井恵明君）

理由は言うわんでよか、理由は。回答してない。

総務課長（大石 実君）続

私たちは探しはしてるんです。（「先生、頑張ってよ」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

12月21日付でここ持ってますけれども、小森町長あてにお願いというのが出てます。ですから、もう何カ月もなったわけですね。それに対してずっと無視されとんですか。できならできないということですから回答をしていただかんといかんのじゃないかと思うんですけども、たまたま私がこのことを取り上げて一般質問したから出てきたんですけれども、もう3カ月近くなるわけですね。一般的には大体1週間ぐらいでから回答されるちゅうのがウェブ町長室なんかではそうですね。これ4区長さんが連名で出しておられるんですよ。それに対してどういうふうな執行部はお気持ちなのか、ちょっと納得できないんで、もう少し御答弁をお願いしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

確かにウェブ町長室あたりは、もう日にちを限ってお答えするというようなことをうたっておりますので、そういうことについては確かに答えはいたしております。しかしながら、要望書ということでいただいて、いろいろ検討も確かにやっておりますし、それからほかにもどうかというような、そういう今総務課のほうでもそういう思いもあったということで、これに対する確たる返答はいたしてないということでございます。そのことにつきましては本当に申しわけないというふうにおわびをいたします。なお、これから今御検討いただいておりますまちづくり条例、その辺にはそれはしっかりうたって期限なりも決めていかなければいけないかなというふうには思っております。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

ちょっともう時間がもうなくなったんで、この問題はこれで終わらせていただきます。

最後に、質問要旨の2、新型インフルエンザについてでございますけれども、基山町における罹患状況の推移ということで、今後の見通しでございますけれども、総数が425人でピークは11月の167人、それからもう2月10日以降は新患者の発生はないということで、もう終息に向かっているというふうに思っているのですけれども、一般町民の方のデータはないんでしょうか。何か先ほどのお話ではないというようなことだったんですけども、あればち

よっとお聞かせいただきたいと思えますけれども。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

このインフルエンザにつきましては、7月に基山町で1件発生をいたしております。ただ、このときにつきましては、まだ新型インフルエンザの初期ということで、ちゃんとした検査を行いましてそういう新型、いわゆる豚のインフルエンザの新しい流行のインフルエンザという確定を行ってりましたが、その後弱毒性ということに変わりがして、季節的なインフルエンザと同じということで、通常はやっておりますインフルエンザですね、これと同じような位置づけをなされまして、特にその把握はなされておられません。ですから、基山町内でどれだけこの新型インフルエンザで患者さんが出られたかというのは、数字としては私たちのほうではわからないところでございます。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

2点目の家庭用食料品備蓄ガイドのことでございますけれども、先ほどの罹患児童・生徒数の状況を見ましてもピークはとっくに過ぎておりまして、今さらという感は否めません。しかし、せっかく配布いただいたものですから、備えあれば憂いなしということもございまして、有効に活用していただきたいというふうに願っております。そこで、確認させていただきましても、各家庭でどのような備蓄がされたかということを確認されるおつもりはあるんでしょうか。

議長（酒井恵明君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）（登壇）

この備蓄ガイドにつきましては、何を今さらということをお願いしましたが、実は強毒性、鳥インフルエンザが今後とも発生する可能性があるというのが大前提で9月に行動計画を策定させていただいております。たまたま今回豚インフルエンザという別の形の弱毒性が発生いたしましたので、それとは全く違うということでずっと国のほうも言ってきておりますし、今後も発生する可能性はあるということですので、その認識をしていただくため

に配布をさせていただいたともございます。

議長（酒井恵明君）

池田議員。

13番（池田 実君）（登壇）

せっかくの配布でございますので、しっかりとPRとして徹底されるようお願いしておきたいと思えます。

以上、今定例会におきましては開発後20年が経過をしておりますけやき台の少子・高齢化の問題点を主に長年の懸案となっておりますけやき台の駐車場確保策と新型インフルエンザの経過と今後について質問をさせていただきました。けやき台の少子・高齢化の問題は、これからの基山町の行財政運営に密接に関係する極めて重要な課題であると認識をいたしておりますので、私の任期中、もう一回は質問させていただきたいと思っております。よろしくお願いを申し上げておきます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。長時間の御清聴、まことにありがとうございました。感謝申し上げます。

議長（酒井恵明君）

恐れ入ります、傍聴者の方、その心情はわかりますけど、拍手はなさらないでください。

以上で池田実議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩いたします。

～午前10時40分 休憩～

～午前10時50分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

続いて、林博文議員の一般質問を行います。林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

皆さんおはようございます。8番議員の林博文でございます。

それでは、早速通告をいたしておりました質問事項の農業行政について質問要旨2項目、1つは大変問題になっております水田農業の農業者戸別所得補償制度について、2つ目は地域の林業再生に関する森林事業制度について質問させていただきます。御答弁のほうよろしくお願いたします。

質問要旨の順に順番を追って進めさせていただきますが、(1)の水田農業の農業者戸別所得補償制度についてですが、初めのこのアのこの所得補償制度については、昨年政権交代がありました民主党が政権公約の中に織り込んだ農政の目玉施策制度であります。今年から実施されるということで大変いろいろ問題点もあるようですが、新制度の目的と仕組みについての御説明をお願いしたいということでございます。この制度につきましては2つの事業から取り組みがなされることになりまして、①の米の所得補償のモデル事業、これは定額分の補償なり変動分の補償あるわけですが、その仕組みなり、また後で言います金額等ですね、それと②の今まで行っておりました産地づくり交付金、転作奨励金ですね、これがいろいろ名称が変わりましてことしからは水田利活用自給力向上事業ということになっておるようです。こういうような仕組みなりを説明をお願いしたいということでございます。内容については、①のモデル事業の補償金、交付金の支給金額は幾らに10a当たり交付されるものかということをお聞きしたいと思います。

それと、①のこのモデル事業の交付金の金額は、各農家が生産数量目標に適した、確保して達成した米の作付面積に対して個人に直接支払われるものですかということで、これは定額分の補償分を意味した分の質問でございます。

イの2ですが、この制度の改正は国が定める生産数量目標に耕作者が従う必要があると定めてありますが、従来農家にも米60kg当たりの積立金方式による自己負担が求められる制度があったわけですが、今年からはそのような仕組みにはなっていないのですかということでございます。これは変動部分の補償金等の財源内訳はどうなっておるかということもあわせて御回答をお願いしたいと思います。

ウのアの2ですが、これは2つ目の転作奨励金ですけども、水田利活用自給力向上事業の作物別、品目別の10a当たりの補助金及び交付金の単価は幾らになっておるかということでございます。従来の転作奨励金とは違った金額等、もう詳細について特にことしは今年からは出てるようですので、その内訳を説明を願いたいということでございます。

エの従来の転作奨励金の交付金と比較して今年からの交付金は大豆転作等ふえたのですか、減ったのですか、これは集団減反なり団地化で団地奨励金が今まであったわけですが、転作奨励金についてはやっぱりだれでも関心があるかと思いますが、特に今までは大豆の団地化の集約栽培等が行われておった関係を質問したわけでございます。特に過去の中では3年に1回しか田んぼをつくられない家庭で3年周期の集団転作化、団地化が行われてきたわけ

ですが、その点についても説明をお願いしたいということでございます。

次のオは、現在まで米の生産過剰を防ぐために生産調整、これ減反が行われてきたわけですが、今年からは主食用米の作付面積に対して定額交付がされるということでありますので、町は今までは減反の面積の測量を主に7月に生産班長さんと行っておられたようですが、今年からは水田の作付面積を測量調査されるのですかということでございます。

カの基山町の今年の平成22年の米の生産数量目標、また面積換算値及び前年比はどうなっていますかということでございます。新聞にも載っておりましたが、転作によりますとやはり主食用の米のこの生産数量目標は17市町村で減っておるようでございますので、その点についてもよかったですら数字を上げていただきたいというふうに思っております。

キの今年、平成22年度に米の戸別、個人別生産数量の目標を各個人にこれは、おたくが2反なら2反、3反なら3反で何俵出されますよという生産目標数量が示されると思いますが、目標を達成しなくても大豆や麦の交付金は支給されるのですかということでございます。条件が主食用米を販売されるのかというのが要件もあるようですので、この辺についてもちょっと疑問に思いましたので御回答をお願いしたいと思います。

クの今回の制度は農地を他人に貸していた小規模農家が補助金目当てで農地を取り戻す貸しはがしのおそれがあると思われませんが、この点については町はどのように指導していかれるのですかということ、現在まで基山町も認定農業者がおられるわけですが、農地の集積がやっと進んできたり、米をつくり切らないという小規模農家が農家同士に貸し借りを農地をしてあったわけですが、これがつくる人に対して、もう1反でも2反でも交付されるようになったということ、ここに掲げておりますようにこういうのが起きてくる現象があるんじゃないかということ、心配をしておるところです。やっと経営規模拡大が進んできたのに、崩れやしないかということでございます。

以上が戸別補償制度についての質問ですけども、たくさんの問題点があるようです。また後で2回目にはまた質問したいと思います。次に2つ目の森林事業制度についてであります。現在ここ20年来の木材価格の低迷や森林所有者が高齢化となりまして、ほとんどの森林、これは人工林、植栽林ですね、に手が入らず、もう本当に間伐などが進んでおらないということで、荒廃するばかりでほったらかしの状態が続いております。しかし、山林は水資源の確保や温暖化防止など地球環境保全に貢献する役目を持っておることです。そこで、国、県はこの森林を守る取り組みに本格的に取り組まれるようになりました。県では県

民協働によるこだまの森林づくりや2年前から導入された森林環境税を財源とする整備事業であります。

そこで、質問ですが、この地域の林業再生事業で特に政権交代で民主党が取り組もうとしております制度ですが、コンクリートから直接人へということで民主党よくこう言われるように、中山間もそのような形でされておるわけですが、①の森林管理環境保全直接支払制度とはどのような事業の内容ですかということでございます。

それと、イの基山町に林業研究会が去年発足されておると聞いております。その目的と仕組み、また組織はどのようなものですかということでございます。

イの①で、この事業の活動内容及び補助金、交付金等の制度はどのようになっておるかということと活動資金の内容等も御説明願えればというふうに思います。

②のこの林業研究会の林研グループ以外の人で個人の間伐、先ほどもちょっと言いましたようにいろんな作業が進んでおらないわけですが、間伐とか下草刈り、竹切り、人工林に竹が相当入っておりますが、こういうふうな作業をこのグループの人たちに頼んでいけるものか聞きたいと思います。そして、補助をもらってその人夫賃が高いのに雇ってまではし切らないという、手入れをし切らないということで、補助金をこの人たちがもらって個人の山をしてくれるかという質問でございます。

ウの県が取り組んでいる県産木材を使った住みたい佐賀の家づくり促進事業というのがあるわけですが、この促進事業とはどのような事業ですか。県産材を使った住宅とか相当使っておられる家庭もあって補助金等が出ておるようですので、その辺についても説明をお願いしたい。

エの森林環境税が導入されて、その税を活用した事業が各市町村で取り組まれておりますが、基山町も事業に取り組んでおられるのですかということでもあります。

以上、2の項の森林事業の制度の質問でしたが、これで1回目の質問を終わりにして、あと御答弁のほうよろしくお願ひしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

林議員の質問にお答えをさせていただきます。

1の農業行政でございますが、(1)、(2)とございます。(1)の水田農業の農業者戸別所得

補償制度についてということ、アでこの戸別補償制度は、新制度のこの制度の目的と仕組みについて説明願いたいということ、①米の戸別所得補償モデル事業について説明を申し上げます。

意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に恒常的に生産に要する費用が販売価格を上回る米に対して所得補償を国からの直接支払いにより実施される制度でございます。また、今回の事業対策として次の5つのポイントが上げられます。1つ、生産数量目標に即した生産者に対するのメリット措置、2つ、地域協議会などを經由せず国から直接交付金を支払う、3つ、米価変動に対応し補償対象の米価水準まで所得を補償する、4、要件の確認などは市町村や地域協議会などと連携する、5、自給率向上事業とセットで措置することで食料自給率の向上を実現するというところでございます。なお、この補償としましては、交付単価は全国一律となりまして、定額部分10a当たり15千円、恒常的なコスト割れ相当分の助成でございます。それから、変動部分として10a当たり22年産の販売価格が過去3年の販売価格を下回った場合に、その差額を算定して追加補てんが行われるということです。

それから、②の水田利活用自給力向上事業でございますが、本事業は自給率向上のために水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米などを生産する販売農家、集落営農の皆さんに主食用米と同等の所得を確保できる水準の支援を行う事業でございます。

次のイで、①のモデル事業の補償金、交付金の支給金額は、これは先ほどアの①のところで回答したとおりでございますので、次①生産数量目標に達した作付面積に対して個人に直接支払われるのかということでございますが、交付金は集落営農組織が資格団体として認定されれば、集落営農組織から各農家の皆さんへ作付面積に応じて配分されるようになると思います。

②従来の自己負担を求める制度があったが、ことしからはそのような仕組みにはなっていないのかというようなことでございますが、今回の制度では交付対象者は米の生産数量目標に即した生産を行った販売農家、集落営農のうち水稻共済加入者または前年度の出荷販売実績のある者となっております。また、交付対象面積は主食用米の作付面積から一律10a控除して算定をされます。なお、補償金の財源内容は水田利活用自給力向上事業が2,167億円、それから自給率向上の環境整備を図るための水田農業経営への助成、米戸別所得補償モデル事業が3,371億円でございます。いわゆる今回の戸別所得補償制度に関するモデル対策事業

として合計で5,618億円となっております。

次は、ウの水田利活用自給力向上事業の品目別の10a当たりの補償金、交付金ということでございますが、この交付単価は全国一律でございます。作物の米、大豆、飼料作物、水田経営所得安定対策の単価、これは全国平均で、麦、大豆、飼料作物、これは35千円、それから小麦が40千円、大豆が27千円でございます。それから、新規需要米として米粉用、飼料用、バイオ燃料用米等WCS用稲ということでございますが、これが80千円になっております。それから、ソバ、菜種、加工用米、これは20千円、その他の作物、都道府県単位で単価を設定するわけですが、これが10千円、それから二毛作助成として15千円、なおこの戦略作物として米、大豆、飼料作物、米粉用、飼料用、バイオ燃料用米、WCS用稲、ソバ、菜種、加工用米ということでございます。

それから、エの転作奨励金の交付と比較して、従来のもものと比較して、ことしからの交付金は大豆転作等ふえたのか減ったのかということでございますが、麦、大豆で比較をしてみますと、平成21年度の場合、団地化追加助成を加えると10a当たり25千円から35千円になり、平成22年度は10a当たり35千円になる見込みでありますので、農家に対しては幾らか増になるかと思えます。

次に、オの現在減反、生産調整を行ってきたが、これから町は水田の作付面積を測量調査するかということでございます。今まで同様、1筆全部米の作付がなされていれば、各林野庁により耕作面積として部分減反の場合のみ測量するようになります。

それから、カの基山町のことしの米生産数量目標面積換算値でございますが、平成22年生産管理目標は827t、これは対前年度比マイナスの9tでございます。それから、面積換算値162ha、対前年比マイナスの1haとなっております。

キの米の戸別生産数量目標を達成しなくても大豆や麦の交付金が支給されるかどうかということですが、水田で麦や大豆、米粉、飼料用米等の新規需要米等をつくる販売農家を対象に米の生産数量目標の達成にかかわらず対象面積に応じて全国统一価格が交付されるものでございます。

それから、クの今回のこの制度は農地を取り戻す貸しはがしのおそれがあると、町はどのように指導していくかということでございますが、今後の推移を見ながら農業委員会や生産組合町代表者協議会、JA等と協議していきたいと考えます。

(2)の森林事業制度のことでございます。アのこの制度で①森林管理環境保全直接支払制

度とはどういう事業の内容かということですが、間伐材の森林整備を実施するために必要な費用を森林所有者に交付する制度のようでございますが、この制度につきましては政府は自民党衆議院議員からの質問主意書に対して答弁書の中で、これは09年12月1日でございますが、今後その仕組みのあり方について検討していくとなっておりますようでございます。したがって、平成22年度には制度の骨格が見えてきそうでございます。

イの基山町林業研究会が発足したが、目的と仕組み、また組織はどのようなものかということです。この目的でございますが、豊かな森林資源から生み出される水と緑を基盤として、生活環境の確立と地域発展を図るため地域の中核として必要な知識と技術を取得し、経営の向上と地域の活性化に貢献するとなっております。また、組織としては40代から70代の13名が賛同され、台風被害の復旧と山の環境保全並びに里山の再生を目指し、平成21年3月7日に発足し活動しております。

それから、①のこの事業の活動内容及び補助金等の制度というお尋ねですが、平成21年度の活動内容ですが、情報提供のための資料作成及び配布とアンケート調査、現地研修会などであります。また、活動資金として佐賀県吸収源対策森林施業推進活動支援事業助成金を申請をしてあります。

②の林研グループ以外の人で個人の間伐、下刈り、竹切り等の作業をこのグループに頼めるかということでございますが、基山町林業研究会として3カ年の森林整備計画を立ててありますので、依頼御希望の方は直接基山町林業研究会へ相談していただきたいと思っております。

それから、住みたい佐賀の家づくり促進事業はどんな事業かということでございます。これは佐賀県産木材を利用した新築購入住宅や増改築、リフォームに対する補助制度であります。次の1から6のすべてに当たることが必要となります。1、構造耐力上、主要な部分に体積比50%以上の県産材を利用すること、2、外装または内装に県産材を10㎡以上利用すること、それから3、耐久性基準プラスバリアフリー基準、または省エネ基準に適合することと、それから4、住宅延べ面積が80㎡以上175㎡以下であること、5、建築士が工事監理を行っておること、それから6、平成22年3月末までに住宅の工事を完了させ、かつ住宅ローンの契約を締結することなどでございます。また、助成額であります。新築購入は500千円、リフォームは250千円を上限としてあります。

次に、エの森林環境税、基山町も事業に取り組んでおるかということでございますが、基山町が直接には取り組みはいたしておりませんが、町内のNPO、特定非営利活動法人かい

ろう基山さんが森林づくり事業として取り組みをしてあります。これはきょうの新聞にも載っていましたが、先日植樹祭が行われまして、町内外より80名から90名の方が参加をなさったということでございます。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

それでは、2回目の質問をさせていただきます。

今回の民主党の政権交代がなされまして、農業政策におきましてはこれまでとは違った時代を迎えようとしております。政策がコンクリートから直接人への交付金ということで支給ということで支払い制度の導入なり2つのこの戸別所得補償制度の円滑な実施に向けて今年から全国規模で水田作付から始まるわけでございますが、この制度については本当にさまざまな問題点もあるようでございます。特に今までと方針が変わった点、私も農協に長く勤めておりましたが、全然変わった点で転換がなされております。特に農業政策の方向性を示す背景では、現在までの取り組んできた2つの懸念があると思っておりますが、1つはやっぱり2007年の水田経営所得安定対策、これは品目横断的経営安定対策ですが、の導入を契機に立ち上がった集落営農の解体、それともう一つは3年周期で先ほど質問しました集団転作してきた大豆のブロックローテーション、これは35%の減反でありましたが、3年に1回ずつと順次団地化をして大豆の作付を行ってきたわけですが、これが集団での大豆の作付の崩壊であります。今年からは特に集団転作奨励金も出ないと、また団地交付金も出ないようになったと聞いておりますが、この点、去年までは交付金、大豆の団地加算金等奨励金等出ておったようですが、これについて課長はどう思われますか。また一つ、団地化がなくなれば、水管理が大変じゃないかと思っておりますが、多分この大豆の団地加算奨励金の交付が廃止と聞いておりますが、その点いかがですか。

議長（酒井恵明君）

林議員、もう一度恐れ入ります、質問の要旨が理解できてないようですので。

8番（林 博文君）（登壇）

ああ、そうですか。

今言ったのは、今まで集団減反35%減反をされておったところを集団でまとめて団地化して

大豆をつくっておった、佐賀平野とか基山向平原ですね、そういうところには交付金が、大豆の団地加算奨励金制度があったわけですよ。それがことしからは廃止になったようなことを聞きますが、その点どんなでしょうか。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

ただいま議員御質問の昨年というかことしですね、21年までは団地化加算ということで設けておりました。基山町の場合は1 ha以上と、それから50 a 以上ということで、2つの区分に分けて特例加算を設けておりました。22年度は戸別補償ということで、今までの水田農業確立交付金というのがすべてなくなるということでございます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

そういうことになりますと、転作奨励金の戸別から見れば若干ふえておるようですけども、ここについてまたこの後説明をさせていただきます。

まず、質問要旨の一番初めの質問であります、たくさんの要件があつて、今回から二、三日前の新聞も載っておりましたように、これは民主党の政策かなと思いますが、農協をのけた形の事務整理ということで国から直接支払制度が行われるということで今年は進められるということで、大変役場の職員に相当な負担がかかってくるんじゃないかというふうに思っておるところです。ここの5つの先ほど町長から説明がありましたように、この事務を流れをしていくのが大変じゃないかと思いますが、その点の体制はとれる考えを持ってあるものかよろしく願います。今までは農協がほとんど転作奨励金なりお手伝いをしておったわけですが、民主党の考えがどうも直接支払うということで、国、県、町村、そして農家という流れのようですが、どんなでしょうか。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

ただいまおっしゃいましたように、一昨日の新聞でしょうか、再度国のほうからJA等を

通さず地域協議会を通さず直接農家に支払いますということですが、まだ具体的な内容についてまだ農政局のほうから示されておられません。それで、直接されるのはいいんですけども、現実的にそれが果たして可能かどうかというのが、ちょっと私の担当としては疑問に思っております。

以上です。

済みません、先ほど議員お尋ねの庁舎内での直接支払いに対する体制はどうかということでございますが、これについてまだ先ほども申し上げましたように具体的なものが示されておられませんので、どこまでの事務が本当に必要かどうかというのがまだ把握できてないのが現状でございます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

大変な作業が町のほうにかかってくるんじゃないかというふうに思っておるところです。よく生産組合長なりが手伝いをされていろんな作業をされておったようですが、それがきのう、おとといの新聞ではそういうのを通さないで直接町から農家へというような調査なんかもされるようなことも書いてありましたので、大変な事業量じゃないかというふうに思っておるところです。一応米所得補償金についてはいろんな問題点がありますので、折を見てずっと説明をしていただきたいというふうに思っておりますが、要は交付金が単価が全国一律ということになったのが本当に違いがあるなど。佐賀県は本当に減反は35%つくっておったわけですけども、転作しておったわけですが、やっぱ秋田なり新潟は生産調整に協力しなくて自分で米をほとんど新潟米とか何か売っておったということで違いがあるなというふうに思いますが、基山町の水田面積が例えば今度の水田利活用に従って例を挙げてちょっと説明して、わかりにくいと思いますのでお願いしたいと思いますが、水田面積を農家の方が1町持ってあると、そうした場合に交付金の支給額はひとつ幾らになるかということで例を挙げていただきたいと思いますが、例えば私が水田を1町持ってると、今までは減反は35%で3反5畝は転作をしなくてはならない、減反をしなくてはならないということでありまして、また今度の先ほど町長の説明があったように、一律10aを引くということで説明がなされたわけですね、この10aっていう根拠がまた私もちょっとわからないわけですが、その分と

55 a の主食用米、作付をした場合、それが55に対して15千円支払われるものか、ちょっと例を挙げて1町の水田を持つてあるということの対象から見て交付金の金額が幾らになるかということであらばちょっとお願いしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

それでは、ただいまの例を挙げられたわけですが、水稻として1町ですかね、つくってあると、1haつくってあると、その中で減反、生産調整ですけれども35 a ですか、35%と、それが大豆を作付をしてあるということになった場合、それからさらに自家用米ということで縁故米とかですね、そういうもので10 a 引きます、ということは残りが主食用米作付ということで55 a ということになると思います。55 a 掛けの15千円ということで82,500円、それと大豆が転作ということで35 a でございますので10 a 当たり35千円、これを掛けますと122,500円になります。合計の交付金が205千円ということになるかと思ひます。

それと、先ほど質問の中でも一律10 a を控除するということについてがちょっとわからないということですが、冒頭町長の答弁の中にもありましたように、これにつきましては10 a 部分につきましては自家用とか、それから縁故米用に供用されるということを目なして、もう一律に引きますと、もうこの戸別所得補償制度については10 a については控除しますと、もうこれは国のほうで決定をしております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

そうすることになりますと、小規模農家が先ほど私心配しておりました作付面積に対して一律15千円は払われるということでありまますので、自家用米なり縁故米を10 a はもう一律差し引いたところで15千円支払われて、その後販売した1俵か2俵かですね、例えば2反ぐらいつくった場合、そういうようなことになるんじゃないかと思ひますが、これについては中山間地域なんかいろいろな面で控除額があったわけですが、今までは中山間地域の直接支払いは協働の分とかそういうのがありまして所得税の申告も当初は中山間地域の直接支払制度は所得税にはかけなくていい、もう全然もらうばかりでいいというようなことで説明

があつておつたようですが、この件については所得税の農業所得ですね、の申告は当たり前
に税金申告としてしなくてはならないわけですか、控除額等か何かありますか。先ほど言
いました122千円、205,075円、これに作物の販売代金が売った米が通帳に入ると思いますが、
その分についての農業者の所得税の申告であるかということでございます。

議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

税務住民課長（安永靖文君）（登壇）

その件につきましては、まだ税務当局、要するに国税庁とか、そこらは示されてお
りません。ただ、今までの流れから申しますと、当然農業所得になるものではないかなと、私
どもはそう思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

それと、先ほどちょっと気になったわけですが、基山町は生産組合長会とか生産班長の代
表者会などで基山の減反率ちゅうのは本当に35%ですか、35%を超えておるわけですが、立
派に守られておるようですが、特にバイパスから上の山手のほうは荒廃しておる土地もある
わけですが、先ほどの今回の制度で交付対象、米の生産数量目標、これは県からの数字
が出されておるわけですが、基山町全体でこの22年度の転作目標面積は実質的に耕作面積な
り水稻配分面積、また転作面積なり、転作率は最終的には個人にはどのくらい全体として
おろされる予定か、今までどおりなのか、若干ぶえたのか、数字がわかれば教えていただ
きたいというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

それでは、先ほどの22年度の転作目標でございますが、まず全体では町長が申し上げて
おりますが、まず耕作面積でございますけれども251.8haでございます、251.8haでございます。
その中で水稻の配分面積でございますが161.2haでございます。

次に、転作面積でございますけれども90.6haでございます。そういうことで、転作率で

ございますけども35.98%でございます。

それと、この配分っていうか、につきましては、2月の生産組合長代表者協議会、この中でそれぞれ配分を示しております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

この転作なり、また生産調整は約40年間続いてきたわけですが、今年度から政策が相当変わりました、先ほどから説明があつておりました水田利活用自給力向上事業ですね、この作物別、品目別、10a当たりの奨励金ですが、確かに金額は相当上がつておるようです。特に私が注目しております新規需要米ですね、これが本当に果たして基山でも取り組まれるのかなあというふうにとちょっと心配しておりますが、この交付単価が全国一律ということでウのところ質問したわけですが、新規需要米の米の粉用、それから飼料用、バイオ燃料用の米、それからWC S用の米、こういうのが減反の田んぼにつくられれば10a当たり80千円出るといふことの説明を先ほど受けられたわけですが、この新規需要米については基山で取り組まれる考えとしては課長ありますでしょうか、これが一番減反の転作奨励金としては高いわけですが、いかでしょうか、1反当たり。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

確かに今おっしゃいましたように新規重要米というのが80千円ということで示されてます。しかし、これについてまだ具体的に農業者、それから農業団体ということと具体的な話は詰めておりません。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

この新規需要米というのは、大変3共乾でも確かに検討されておるようです。そういうことで私が聞いた範囲内では、先ほど言われました35.98%ですか、3年に1回は米をつくら

れない田んぼがあるわけですので、集団で共乾単位でこの米をつくとすれば、昔の多分レイホウとか多収穫米、たくさんとれる米じゃないかと思いますが、それを粉にするということでもあります、これが本当に全国的に増加した場合、また単価の水準が維持されるものか、これはまた心配であります。子ども手当にしても、これだけお金を出される中で、全国的にこれをつくるようになったりすれば相当な金額でありますし、共乾単位でつくとすれば、種子の確保なりそういうのが大変難しくなると思いますが、そういうふうな懸念はありませんか。例えば作付面積が基山でもみんなこれをつくるということになれば、増加した場合、この単価の水準が維持されるものかなあと、基山町内でもですよ、それを懸念しておるところでございます。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

今の今後作付がふえてきた場合にどうかということでございますが、これについてはあくまでも国のほうは22年度について今示しておりますので、今後どういうふうに推移するかというのは、ちょっと今のところわからないというところでございます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

この表を先ほど説明のあった交付単価の全国一律の中で作物別10a当たりの単価を出された中で二毛作助成というのがあるわけですが、これは主食用米と戦略作物、先ほど町長が説明された作物同士の組み合わせということであったわけですが、麦と大豆と米粉用の米、それから飼料用米のこういうような組み合わせになった場合、これは表作と裏作とあるわけですが、それぞれに例えば表作に大豆ですね、ちょうど夏ですから、米のかわりに大豆をつくったと、そして裏作には麦をつくったということになれば、このパターンが一番多いんじゃないかと思いますが、転作にはですね、個人の方は、それか例えばもう大豆だけしか表作でつくらないというところが今現在農家の方は進んであるわけですが、そういうようなときにはこの金額については二毛作の助成として換算していいものか、表作で大豆をつくって、裏作で麦をつくるというような交付金のやり方は金額的にわかれば教えていただきたいと思

います。35千円大豆で来て麦で15千円来るものですかねと、そしてそれに米と大豆を売った販売代金が通帳に入るのかなというふうに思うわけですが、その点どんなですか。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

ただいまのお尋ねにつきましては、基幹作物として大豆をつくと、米のかわりに大豆をつくと、で二毛作として麦をつくった場合幾らになるかということでございますので、合わせて10 a 当たり50千円でございます。基幹作物の大豆に35千円、それプラスの二毛作ということで15千円ということで、合わせて50千円ということになります。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

今回の施策では、相当交付金がそれぞれの作物別で単価も上がっておるようですが、一番私が心配しておるのは、やはり城戸地区なんかとか、特に町長が進めております農協の直売所、それとか産直ですね、水田利活用自給力向上事業の助成要件の中で事業者等の出荷、契約等があるわけですが、例えばそういうふうな自分の家で乾燥もして自分で米を売ると、そしてもう農協には全然出さないと、また直売所や産直のほうに出荷をして数量は限定せんで契約書も締結しないと、販売数量をですね、そういうことで地産地消が言われておるわけですけど、そういうのを確実に結ばなくてもこの交付金というのは1反当たり幾らということで作付さか米をしておったり、35.9%別に減反をしておればお金が出るものですか、もう全然出荷をしなくて産地直売に直接こう支払った場合です。自分で米を売った場合。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

今の出荷契約とかそういうものをしなくて直接自分で販売なりやった場合にどうかということでございますが、出荷した数量とか金額等が確認できる書類等がありましたら、助成対象はするということになっております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

これはすべて米を作付すれば1反当たり15千円出るような制度になっておるようですので、うちの近くでもやっぱり自分で乾燥されて、それこそ全然農協のほうに出荷しないで、例えば縁故米なり、また農産物直売所に自分で精米して出される方も反別当たり15千円が出るといふことになれば、農業収入もふえてくるんじゃないかというふうに思っておるところです。いろんなこの戸別補償制度についてはたくさんのまた疑問点もあるようですが、特に最後に今ことしからまた5年間中山間地域直接支払制度が延んだわけです、5年、10年、そして15年、中山間直接支払制度がバイパスから上、6集落ですか、戸別所得補償がなされておりますが、この問題は重複して受給できるものか、中山間直接支払制度で1反20千円ですね、そうすると今度またこっちのほうで1反15千円というのは、もう全然別個に切り離してもらえるものか考えんでいいものか、ちょっと重複受給はできるのですかということですよ。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

ただいま中山間直接支払いと米の戸別補償、重複受給については可能かどうかということでございますが、今回の戸別補償、米のモデル事業でございますけれども、これについては全国一律交付するということになってます。そういうことで、中山間の地理的条件による生産条件不利等については勘案はしてないということと、それから平地と中山間の地理的条件による生産条件不利を補正する中山間地域等直接支払制度につきましては別個用意しているということで、両制度を受給することは可能であるということで農政局のほうは言っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

以上でこの戸別補償制度については質問を終わりたいと思いますが、要は戸別所得補償対策については、あくまでも現在日本国そのものが食料自給率の向上40%を2020年までは50%

に上げていくというのが先進国としての考えで、休耕田をつくらないと、また二毛作とすると、そしてまた水田農業の経営安定が目的になっておるようです。米をつくっても麦、大豆、それから新規需要米の戦略作物をつくっても十分にサラリーマン程度に所得が確保されるような体制が今回打ち出されたというのが大きな改正点じゃないかと思います。それを期待しておきたいと思います。

それでは次に、時間の関係で森林環境のほうに移らせていただきますが、先ほど説明がありました政権交代で民主党が取り組もうとしておる制度で、これも森林管理、環境保全、直接支払制度、これについてはまだ十分な骨格が出てないということですが、ある程度はもう出てきたようですので、22年度を期待したいというふうに思います。大変森林所有者についてはいろんな間伐の奨励金なり、また下刈りなり枝打ち、そういうような交付金等が出れば助かるんじゃないかというふうに思うところです。

イの基山町、次の基山町の林研、研究会が発足されて説明では1年が経過しようとしておりますが、このような研究グループは基山町に今後まだ幾つかでもつくっていただくような推進をしていくつもりですか。それとも一つは、この森林研究グループで先ほど言われました活動資金として佐賀県の長い対策費ですが、佐賀県吸収源対策森林施業推進活動支援事業助成金を申請しておるということで説明がありましたが、大体これについては13名の林研グループのこのグループにどのくらい来るものか、わかれば説明していただきたいというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

それでは、先ほど2点ほどお尋ねだったと思いますが、まず基山町の林業研究グループにつきまして、また別個つくるようになっていうか、推進をしていくかということですが、現在のところは考えておりません。これは発足をした当時は、鳥栖の農林事務所管内にぜひとも1グループはつくりたいということで依頼がございました。それで、呼びかけをやっていたというのが一つでございます。

それから、現在活動していただいている林業研究会ですけども、こちらに対して県のほうから969千円補助金に来るようになっております、969千円でございます。これを元手に最初町長のほうから答弁しましたような今年度の活動ということで推進なり啓発をやりながら、こと

しについては2haの間伐なり枝打ち、下草刈り、そういうものを手がけるということでございます。

以上です。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

これは大変いいことで、台風被害等の復旧なり山の環境保全並びに里山の再生を目指してこういうのが発足されたということで969千円も助成金が来るとということで活動されるのを期待したいと思います。

次に、この林研グループが3年間の森林整備計画をされてありますが、これについては1年間に2ha以上ということで、これ毎年969千円ぐらいは来るわけですか。ちょっとこの金額、助成が、そしてもう無報酬でこれから日当なんかを払われてされるのか、ちょっとその辺についてお願いしたいと思います。

それから、個人でこの方たちに先ほど私が言いましたように頼んだ場合は金額はどのようになるのかなというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

農林環境課長。

農林環境課長（吉浦茂樹君）（登壇）

これは先ほども申し上げました969千円でございますけども、3カ年の事業計画に基づきまして969千円ということでございます。それと、作業を個人で依頼された場合どうかということでございますが、これにつきましてはあくまでも林業研究会のグループの方と具体的には相談をしていただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

林議員。

8番（林 博文君）（登壇）

ひとつこれは大変いいことですので、進めていただきたいというふうに思っておるところです。

次の県産材を使った住みたい佐賀家づくり促進事業ですが、いろんな要素がありまして、

補助制度にも要件が多いということで、住民の方が余り知っていないんじゃないかというふうに思いますが、要は基山町も少子化対策として取り組むのなら、こういうのを十分広報なんかにしていただいて、佐賀県産の木材を使ったらこういうような制度があつて助成がありますよというのを広報していただきたいというふうなことで要望しておきます。

それから、森林環境税につきましては、きびつとの杜とかあるいはかいろう基山、それぞれ事業に取り組んでおられるということですので、これについてはまた基山町もほかのことも2億円からの税金が県にもありますので、基山町もいろんな勉強をしていただいて、特にこの活用をしていただきたい、特に去年、おとどしでしたか、全協で協議になった雄飛の山林取得の公有化、こういうのも公有化に使われる……

議長（酒井恵明君）

林議員、終わりました。

8番（林 博文君）続

はい、わかりました。資金が使われるようですので、検討していただきたいというふうに思います。

以上です。

質問を終わります。ありがとうございました。

議長（酒井恵明君）

以上で林議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

～午後0時1分 休憩～

～午後1時 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開します。

大山勝代議員の一般質問を行います。大山議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

1番議員の大山勝代です。よろしくお願いします。

今回の質問は2項目についてお伺いいたします。

まず第1項目は、神の浦ため池の整備計画についてです。これまでの経過と、それに伴って今後の事業の進め方についての質問をいたします。

神の浦ため池は小倉地区の水利権放棄の後、2年前の11月に10区の住民から陳情書が出されました。その内容は、まず早急にため池を埋め立ててほしい、そしてその後の有効利用については地元の要望をよく聞いてほしいというものです。直後の12月議会で私はそのことについてここで一般質問をしました。それに対して町はどう受けとめられたかを再確認したいと思います。実をいいますと、この事業については要望は出したけれども実現までには二、三年もしくは5年以上もかかるような大きな財政必要だし、できないだろうなあっていうふうに思っていました。しかし、昨年9月に町道の廃止と認定の議案が出されました。池を埋め立てて、その上でバイパス的道路をつくるというものです。そして、補正予算で6,000千円の測量設計委託料が出されています。それは皆さんも御承知のように、両方とも慎重審議の上で全会一致で可決されました。私は意外にもよそより早く提案されたと思っていますが、この10区の陳情の後の9月議会条例提出までの担当課とそれから庁内の検討の経過を説明していただきたいと思います。その間10カ月です。私は9月議会で唐突に議案が出されたような思いを持ちました。その間、陳情書を出していた地元への説明がなされなかったのは当然なのかな、なされてよかったのではないかな、ちょっとわからないので、それはなぜでしょうか。一般的にですが、町道が認定されて予算がついて地元への説明はどういう道筋で行われるのですか、確認したいと思います。9月議会ではほかの議員の方から地元説明を丁寧にするようにとの要望が出されていました。ところが、その後これまで何回か沿線住民、道ができる沿線の方ですね、と担当課との話し合いがあったと聞いています。10区全体としてではなく、新設道路ができる予定のそばの住民の方々からいろいろ要望が出されています。しかし、町からは納得できる説明がなされないと言われていますが、その原因は何でしょうか。このことについては、再質問でまた詳しくお尋ねします。

1項目めの最後ですが、町は今後この事業をどのように進めていこうとされるつもりなのかお聞きしたいと思います。

大きな柱の2つ目です。これは前回の12月議会でもしましたが、観点を変えて再度質問したいと思います。

くしくもきょう3月8日は100年目を迎えた国連の国際女性デーです。日本でも戦後女性の参政権が行使されて、今は当たり前のようになっていますが、その後いろんな条約批准や法律が整えられて今日に至っています。しかし、日本のジェンダー平等社会の実現は私としてはまだまだほど遠いものがあると思っています。

そこで、お尋ねです。町長は1979年に国連が採択した女性差別撤廃条約の理念について、それと国際社会の中で日本はどの段階にあるとの認識をお持ちなのかお示してください。男女共同参画社会の推進体制の確立ということで総合計画でも示されてありますが、行政としては平等社会の実現のためにどういう役割があると思われますか。そして、3つ目です。今行われている男女共同参画推進プラン策定の作業が進められていますが、その経過と今後のスケジュールをお示してください。ここにことし2月18日付の新聞のコピーがあります。DV相談員養成についての記事です。DV防止法ができた後もDV被害は後を絶ちません。いつこの基山でもまた悲惨な事件が引き起こされるかわかりません。相談員養成や支援の窓口設置の努力義務化について町はどのような対応をされるおつもりですか。男女平等社会の実現についてはさまざまな観点から推進が大事なことだと思いますが、町として町民に対して啓発活動をどう進めていこうと考えていらっしゃいますか、具体的な計画がありますでしょうか。

これで1回目の質問を終わります。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

大山勝代議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず1項目め、神の浦ため池の整備計画についてでございます。(1)平成20年11月、10区からのため池埋め立ての陳情書についての町の受けとめ方を再確認したいということでございます。神の浦ため池の早期埋め立てと有効利用についての要望書は、第10区住民代表者、区長、区長代理、組合長、体育部長、子供クラブ部長、青少年育成区民会議会長、防災部長、婦人部長、明るいまちづくり推進委員、そして町議会議員、いわゆる運営委員会のメンバーだと思っておりますが、の方々の署名、捺印がされており、第10区の総意であると重く受けとめております。

(2)のそれからの課内、庁内での検討の経過と事業計画の経緯を説明してほしいということでございます。第10区からの要望を受けて、平成20年12月の庁議で調査検討して埋め立てと防災工事を施行するよういたしました。しかし、町単独事業では財政上施行が難しいので、国等の補助事業による事業で施行することにしました。要望実現のため新設道路を計画いたしました。

(3)昨年9月議会での議案、町道の廃止認定の提出まで地元の説明がなされなかったのは

なぜかというお尋ねでございます。平成21年第1回定例会での平成21年度施政運営方針で神の浦ため池を埋め立て有効利用するため、まちづくり交付金事業を活用し、道路整備を推進することを明らかにいたしております。その後、国に本桜・城の上線道路改築を概算要求しました。本来、地元への説明は議会で予算等を承認してもらい、測量設計を行い、それに基づいて行ってきておるということでございます。

(4)の一般的に町道認定からの事業の進め方はどういう道筋で行われるのかということですが、町道認定を受けたら測量設計を行います。そして、概算設計書に基づき地区説明をして協力をお願いいたします。議会で予算が承認されると、用地取得を行い、工事発注を行います。

(5)の地元説明が不十分だと言われる沿線住民の方との行き違いは何かということですが、10月26日、12月15日、1月7日、1月14日、1月20日、そして1月23日と幾度となく説明をいたしております。不十分とは思っておりません。また、要望書に対し文書でも回答をいたしております。9月18日と23日に第10区運営委員会に出向き、のり面崩壊の危険性があり環境改善のため神の浦ため池を埋め立てるが、国の補助事業により施行するため道路改良工事をする事を説明、承諾を得ております。

(6)の町は今後どのようにこの事業を進めていく予定かということですが、地域活力基盤創造交付金事業で施行することにしており、国にその要望をいたします。そして、事業採択されると地区説明を行い、議会に予算を上程し、実施設計、用地取得、そして工事発注の事業着手をします。

2項目めの男女平等社会の実現についてでございます。(1)国連が採択した女性差別撤廃条約、1979年の理念と国際社会の中で日本がどの段階にあるのかの認識を示してほしいということですが、女子差別撤廃条約は男女の完全な平等の達成に貢献することを目的とし、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としております。具体的には女子に対する差別を定義し、締結国に対し政治的及び公的活動並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めています。本条約は1979年の第34回国連総会において採択され、1981年に発効しました。日本は1985年に締結いたしております。国際社会の中での日本の段階はジェンダー・エンパワーメント指数、GEMで見るとわかりやすい、GEMとは政治分野及び経済分野への女性の参画を示すものであり、その地域における女性の活躍度を示す指数です。国連開発計画、UNDPにおいて世界各国のGEMが発表されて

おり、日本のGEM値は0.567で、109カ国中57位でございました。

(2)の男女平等社会実現への普及啓蒙の身近な拠点としての行政の役割は何かということでございます。広報やホームページを使った啓発活動や国の状況や他団体の活動を情報発信元としての役割が考えられます。推進プラン策定後は推進プランの取り組み項目に沿って普及啓発を図ってまいります。

(3)基山町の男女共同参画推進プラン策定の経過と今後のスケジュールを示してほしいということでございます。平成20年10月、策定委員会一般公募委員募集、平成20年11月、委員会委員決定、平成21年1月、第1回委員会開催、その内容は推進プランの概要、策定、スケジュール等についてと、平成21年3月、第2回委員会を開催、内容は意識調査業務委託について、推進プランたたき台について、それから平成21年5月に第3回委員会開催、内容は意識調査項目、業務委託について、それから平成21年7月には男女共同参画意識調査実施、平成21年8月、意識調査の集計、それから平成21年9月、第4回委員会開催、意識調査集計結果報告、平成22年1月には第5回の委員会開催、内容は意識調査集計分析結果報告、同2月、第6回委員会開催、内容は推進プランの取り組み項目の検討を行っています。今後は平成22年度委員会において推進プランの策定を行ってまいります。

(4)のDV防止法に伴って市町でもDV相談や支援を行う窓口設置努力義務化について町はどう具体化しようとしているかということでございます。DV防止法第2条の3、第3項の規定に国の基本指針に則して当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めると記述をされております。まずは基本計画の策定の努力義務化が示され、その計画の中で相談窓口関係を扱うようになっていますが、現在策定中の男女共同参画推進プランの中にDV防止の被害者支援に関する取り組みまで含めるため、これにより基本計画を策定したことにかえることができます。DV被害者の支援は幅広い分野にわたるため、関係機関、関係各課がそれぞれの役割で連携していかなければなりません。現在相談や支援に対して関係機関や関係各課との連絡調整を行い、緊急時の安全確保等の支援を行っています。また、一時保護の措置については県にお願いをしております。このため現在それぞれの状況に応じてこども課、健康福祉課、総務課等での窓口対応を行っていますし、総合的には健康福祉課を窓口にしております。このため特に専門の窓口設置は現在考えておりません。

(5)の推進プラン策定と並行して町民に対して町としての啓発活動の計画はないかという

こととございます。策定委員会ニュースを広報に掲載し、推進プラン策定までの流れを示しています。3月16日からは役場1階ロビーで男性の家事フォト&川柳コンテストの入賞作展示を行い、男性の家事促進についての啓発も行います。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

ありがとうございました。

それでは、項目に従って再質問をしたいと思います。

先ほども申しましたように、神の浦ため池の埋立事業については莫大な費用がかかるだろうと思っていました。だから、すぐには取り組んでもらえないものだと思っていました。10区からの要望書について町長の重く受けとめているとの言葉どおりの推進をされているのはよくわかりました。平成20年12月の庁議の時点では、新設道路をつくるのではなくて埋め立てと防災工事の施行ということだけですよ、その時点では、いかがですか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

先ほど町長も答弁をいたしておりましたように、庁議では埋め立てと防災工事をする、しかし町単独事業ではなかなか財政上施行が難しいので、国などの補助事業による事業で施行するというをしたわけです。国の事業等の中に道路をつくるという事業がありますから、それを当てはめて要望を実現していくということを決めたわけでございます。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

その12月の庁議のときに同時にですか。一たん防災工事の施行だけをせにゃいかんねって決められた後、費用とかいろいろ考えられて時間を置いて日にちを置いて国の補助事業に持っていこうとされたのではないですか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

まず、第10区からの要望書が提出される以前に町長と語る会というのが2回開かれたときに、10区からは神の浦のため池を埋めてほしいと、それとあと跡地利用、有効利用をできるようにしてほしいというようなことが要望があっておりましたので、当初は神の浦ため池はまちづくり交付金事業で埋め立てて緑地にしようという計画を持っておりました。しかし、まちづくり交付金事業でただ緑地にするだけでは余りに使い勝手が悪いというか、緑地ではもったいないと、それとまた10区からはできたらその埋め立てたところに例えば公園をつくってほしいとか、あるいはできたら公民館を建てられるようにできないかとか、そういった声があったということでございますので、まちづくり交付金事業じゃなかなか跡地がいろいろ有効活用ができないということで、ではほかの事業にしようということになったわけです。だから、ただ埋めるということじゃなくて、国の事業で防災工事もする、埋め立て、そして跡地の有効活用をすると、そういったことで、ほいて道路も御存じのように桜町、新町、神の浦は本桜方面とそれと上町方面の2本の道路しかない、だからもし大災害なんかが発生したときに緊急車両がなかなか出入りができないということで、やはり道路はもう一本つくったほうが良いという、そういうことも入れまして埋め立て、そして道路をつくるということを決めたわけでございます。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

私が次の質問でしたいなあって思っていることを先に課長が答えを言われたように思います。私が聞いているのは、以前から町長と語る会でそういう話はぼつぼつ出ていたにしても、正式に陳情書を出したその後の庁議ってということだけを聞いたつもりだったのですが、もうその辺の時間的なことはそれでいいとして、単独事業ではなくて国等の補助事業にしたいっていうそのことを、もう少しまちづくり交付金では緑地だけしかならんっていうことは今おっしゃいましたけども、もう少し細かい経過がありますでしょうか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

この神の浦のため池整備の件につきましては、平成20年12月の庁議で決まっております。

先ほども申しましたように、まずのり面の崩壊があり危険であると、それと池の環境改善の要望があっていると、それと先ほども申しましたように危機管理ということから道路をつくって、そしてこれを埋め立て、防災工事もしていくということがこのときに決まったわけでございます。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

庁議でそこまで決めてしまわれたわけですね。それはもうそれでもう過去のことですからそれはそれでいいのですが、3項目めです。確かにその次の3月議会で、私後できちんともう一度調べてみましたら、確かに施政運営方針の中に交付金を活用しての道路整備の推進とありました。しかし、その時点では私も含めて私たちはって言ったらいいか、道路の新設ということについては思い至っていませんでした。ですから、どの時点で地元への道路をつくってこういう形ですという説明がなされるのが一番適当なのかというのがわからないのですが、先ほど言われたように議会で予算を承認して測量設計を行うと同時に地元説明ということになるわけですね。だけども、それでは説明の時期が遅いとか、こういう理由で地元としては反対とか、そういうものが出てきたときにお互い困りますけども、そのときはどうなされるのでしょうか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

まず、議会が先か住民が先かということをおっしゃってあるんだろうと思いますけれども、やはり行政はまず議会で議決していただきませんと事業を進めることができないと思ってます。だから、まず議会にお諮りをして、そして予算も承認していただきましたし、そして町の路線の認定もしていただきましたから、それから事業が始まっていくものと思っております。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

まだその辺が何が一番いいのかというのがすっきりしないまま、また今回もこういう形

が出てきたので、私もちょっと戸惑っているわけですが、4項目めの一般的な町道認定の進め方、今もおっしゃいましたようにそれはわかりました。しかし、さっきも言いましたように説明が遅いという住民の方の批判をどう受けとめられて先に進まれるのかがずっと後まで残っていくというふうに思います。

5項目めですが、昨年9月議会の後、10区の運営委員会の場に町のほうから説明に来ていただいて、10区の各組合員の方にその後伝わったと思います。先ほどの回答では承諾を得ておりますと言われていましたが、その後端的に自宅の後ろを道が通る予定の住民の方が詳しいことを知らされた後、やっぱり不安になられて再度説明を求められました。そして、新設道路の必要性がないという主張をされていると思います。町が進めようとする事業と行き違いといいますか、それが出てきたときに、何かだぶった質問になりますが、今回の場合を含めてどう解決されていきますか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

いわゆる道路の工事をどう進めるかというようなことが問題だと思います。これ難しいって言うのか、なかなか問題だというふうに思っております。実は以前は要望なりを受けて、そして町道の認定なりをお願いすると、議会で、それをしませんが道路をつくるというようなわけにもいきませんので、まず町道認定をお願いして、それから測量設計に入って、その時点で住民の皆様方にもある程度はっきりしたところで測量ができたところで説明をするというような、そして今度はまた予算に入って行くというような、そういうことだったと、私はそう思っております。しかしながら、これから先の進め方、行政としましては、ある程度大きな事業ということになりますと、住民の皆さんの要望を受け、そして行政としてもそれじゃ前向きに考えようというようなことで計画段階に入る、その時点で地元の皆さんにより詳しく事情も聞くとともに、そこで説明もするというようなこと、そしてそうする中で地元の要望として大方の合意形成、いわゆる調整ができておるといような確認をしなければいけないのかなというふうに、ここ一連のことからして感じるわけでございます。そして、そこから議会に路線の廃止認定、そして予算を上程して測量設計をし、そして再度そこで本当のはっきりした形をお示しして地元説明をして工事着工に入るというのがこれから先私が考える進め方ということでございます。だから、従来よりもそのこの辺のところに力を入れて事

前説明ということもこれからは行っていかなきゃいかんのかなというふうには思っております。しかしながら、従前のやり方とすると、もうまさに測量設計ができて、そして説明をすると、その時点で協力もお願いするというような形だったかというふうに私は認識しております。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

難しい問題とおっしゃったように、即すっきり解決ということにはならないと思いますが、地域活力基盤創造交付金事業での施行と言われましたが、既にこれは国に要望を出されているのですか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

国に事業の要望はいたしております。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

今、課長はいたしておりますっておっしゃいましたけども、先ほどの町長の答弁は要望しますっておっしゃったんですね。ですから、時期的なもの、既に出されているのか、そうでないのかということが確認したかったので質問しましたが、既に要望を出されていることとして回答といいますか、すぐできます、もしかしてできないとかっていう回答、返事はいつ来るのですか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

先ほども答弁いたしましたように、この事業の計画概要書は国に昨年出しております。ただ、これが国からは事業を採択するとかしないとかという返事はまだ来ておりません。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1 番（大山勝代君）（登壇）

予想としてどれくらいで来るとか、全くわからないわけですか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

政権が変わりまして、国の事業がどうなるかちゅうのが非常にまだわからないところがございます。だから、昨年、地域活力基盤創造交付金事業ちゅうのは昨年国が出した事業でございます。それで、一応とりあえずは、とりあえずと申しますか、この事業が率がよろしゅうございましたので、まちづくり交付金事業は10分の4でございますけれども、この地域活力基盤創造交付金は10分の5.5でございますから、こっちのほうが補助率がいいということでこちらのほうでしたいということで計画概要を出しています。先ほども申しましたように、非常に今後の財源あるいは政権がどうしていくのかちゅうところが見えませんが、まだいつごろちゅうのはなかなか今の時点では言えません。ただ、聞いておりますのは今までよりも大分下がるんじゃないかと、国の全体事業費が、そうしたときに採択になるのかならないのかということもちょっとわからないところも今の時点ではあるわけでございます。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1 番（大山勝代君）（登壇）

そしたら、要望が通ったときと通らなかったときと両方考えていかなければいけないということですが、今後のことですが、道路建設の中止の要望を出されている考える会の方々も含めて先ほど町長がおっしゃいましたように地区説明を十分納得のいく形で今後してってください、お願いします。しかし、もしこの国への要望が今課長が言われたように何かして行って希望が持てないような回答でしたけども、それが通らないっていつときにはどうなりますか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

国の補助を当てにしてというやり方がいかがという御批判もあるかもわかりませんが、やはりこれを町単でやれと言われると、なかなかやっぱり厳しいとこだなというふうに考え

ます。補助率が若干違うとかということであれば、それはそれで幾らかこっちも出してでも追い打ってでもやらなきゃいかんかなというふうな気は持っております。全く認定されないということであれば、またその時点で考えるべきだろうというふうに思います。

それからもう一つ、さっきちょっと言い忘れたといいますか、つけ加えさせていただきますと、事前に住民の皆さん方にお知らせする、それから御意見も要望も聞くというような言い方をしましたけども、そしてそれは難しいというような言い方もしましたんですけども、なかなか本当に一つの事業をやるにしても賛否両論ございますし、大方の合意のところである程度進める部分もあるのかなと、本当に何人かの数人での反対だと言われても、なかなかそれじゃあというようなわけにもいかない部分もいずれ何かの時点で出てくるのかなというふうな気もいたします。

それからもう一つ、ある程度測量設計もしてということでございますけども、これもある程度やらないと、それは確かに法線の引き方もまたいろいろ当初よりも変わる部分もありますし、それが可能かどうかというようなことも幾らかの含みもあるということでございますので、その辺をどう兼ね合いをとっていくのかというようなこと、これもやっぱりそういう意味で難しいというような私も言葉を出したようなわけでございますので、そういうことで事業遂行を慎重にも考えてやっていかなきゃいかんというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

認定がなければ、またその時点で考えるということではちょっと受けとめたいと思います。

最後に、本来の10区の総意としては、まず早期にあの池を埋め立ててくださってということですので、どうぞ今後ともよろしくお願いします。

2本目の柱に移ります。

女性差別撤廃条約の理念はわかりました。最近新聞などを読んでいたら、そのことが詳しく書かれている記事がたくさん目につきます。それは先ほども言いましたように女性デーのこの日を中心にしたものだったと思います。政治や経済への活動への女性の参加を示すジェンダー・エンパワーメント指数が107カ国中57位と言われましたけども、その数字が国際社会の中でどうなのかっていうのをお聞きしたつもりだったんですよ。数字だけを示してもらっちゃなくて、妥当なのか、それが日本は低いと思うのかということですが、いかがです

か。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

この順位を見ますと、先進国と言われる日本にとっては順位からすれば低いのではないかと私は認識しております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1 番（大山勝代君）（登壇）

ほかの国と比べたときに、女性の今の日本での地位が私はもう本当に低いと思います。この女性政策の立ちおくれっていいですか、それは主な理由は何だと思いですか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

主な理由といいますと、ちょっと言われても私もちょっと気づきませんが、日本が諸外国から開国してまだ100年ちょっとしかたっておりません。それと、そういうことも当然日本の文化的にしますと、これが早急に一足飛びに改善されるかというのは、ちょっと私もすぐには改善はしていかないと思います。やはり一步一步改善をされるものではないかと私は思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1 番（大山勝代君）（登壇）

急に質問要旨にないようなことだったと思いますが申しわけありません。今、国会では民法改正ということでどの大臣かがえらい反対しててから、今回国会に出せないような、出したって言われている今の新政権ですが、そういう状況もありますから、一概に理由がこれだということではありませんけども、お互いその辺をみんな勉強っていいですか、私も含めてしなければいけないと思います。国や県の施策がいろいろ打ち出されています。DV防

止法も保護命令制度が強化されたり、県段階では県の共同参画課とかアバンセなどが女性の地位向上のために推進をしています。それを受けて自治体でも啓発普及に取り組むことが重要だと思います。先ほど広報とかホームページの掲載などで情報発信元としての活動をしていくというふうにおっしゃいましたけども、それだけで、ちょっとその後の今の策定プランのことはちょっと別にして、ジェンダー平等の町民の意識が向上すると思われませんか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今現段階ではそういった行政からは情報発信といいますか、そういったものをやっていきたいと思います。今町長も答えましたように、推進プランの策定を現在検討中でございます、委員会です、それができますれば、その策定プランに沿った啓蒙普及を図っていきたく思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1 番（大山勝代君）（登壇）

策定プランができてから、その後の取り組み、もちろん絶対それはしてほしいのですが、今まで意識として男女共同参画を大いに推進していこうという気構え、そしてその進め方が弱かったのだなというふうにとめまします。その後ですけれども、プランができ上がった後、そのことについてまた見守っていきますが、佐賀県では新聞で紹介されていたように女性参画度が36位、全国的にですね、低いという位置にあります。それに加えて基山町としてそれを見たとき、低い中で基山町は今度は20市町の中でどの段階ぐらいだと思われませんか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今の御質問でございますけれども、基山町が20市町の中にどのくらいの位置にあるかちゅうのはちょっと私もわかりません。ただ、そんなに高くない、低いほうだと私は認識しております。だから、こういった推進プランを委員会の中で審議していただいて、その策定後は

そのプランに沿って進めていかなければならないとは思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

高い段階にあるっておっしゃったら、ちょっとこっちの反論も大変なことになったと思いますけども、すぐ例として出されるのは役場の女性の方の課長職が基山は何年もずっといらっしやいませんよね。そして、今農業委員の方が一人もいらっしやいませんよね。ですから、その辺を策定プランができてから考えようということではなくて、町長意思としてジェンダー・エンパワーメントの指数を向上させるという思いは今ありませんか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

まさに私も男女平等社会は大切なことだと思います。平等参画ということをやっつけていかなきゃいかんということだと思います。だから、職員はもうもちろん男女ということじゃなくて、採用のときにも、もうそれはもう取っ払って十分考えながらやっておるということでございます。ただ、課長職がないというのが、今ちょっとその辺のどうなんでしょうかね、今までの流れからして、それじゃというようなことにはちょっとなってないような、今ちょうど人事考えておりますときでございますけども、ちょっとその辺がまだなってないような、そういう流れに、それじゃというようなことにはなってないような気がいたします。しかしながら、それはもう十分考えていかなきゃいかんこと、それから農業委員もおっしゃいましたし、それから議員さんもあと何名か女性の議員さんもいいかなというように私も思いますので、それはこれからもひとつ課題としていきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

大切なことだと思うってということで、口だけではなくて数値を示して、それに向けて実現させていただきたいと思っております。

広報では8月1日付以降、策定プラン委員会ニュースが出ていなかったの、どうしたの

かなあと感じていましたが、先ほどの中身の説明で、そしてまたことしの3月1日付で4号が出ていました。でも、どうでしょうか、ここにありますが、余り字がもういっぱいあり過ぎて、2回分、3回分の中身が押し詰められているっていいですか、私は読みづらかったです。啓発普及のために出されているっていうのはわかりますが、ちょっと工夫をこれからしていただきたいと思います。

その中で目標が設定されています。3つあります。私はこの質問をするために少しこのいろんな国際的なこと、それから国の状況、アバンセが今どういうことをしてるかなど少し勉強させてもらいました。私の感想ですけども、この目標と比べたときに、もう少し広い視野から戦争に反対して平和な国の中での女性の地位向上というそのこの点の視点がちょっとないなあっていうふうに思いました。ちょっとつけ加えておきます。

ところで、策定プランの提出時期はいつですか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今の御質問は策定プランの提出時期ですか。今町長も回答しましたように、平成22年3月の委員会で基本目標、基本課題、施策の方向、具体的な取り組みについてのどういったものについて今後検討していくかということを出してもらいました。だから、それについての具体的な取り組みといいですか、そういったものについて今後推進委員会のほうで検討してもらおうようになっております。だから、あと多くて委員会を5回から6回、もし早くまとまれば3回ぐらいの委員会の開催で推進プランを提出できるんじゃないかと思っています。一応そういう計画をしております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

わかりました。次に行きます。

先ほどの新聞記事にあったように、DV相談や支援を行う窓口設置は県内では今4カ所できています。先ほどの回答では、総合的には健康福祉課を窓口にしているということですけども、DV相談は高い専門性が要求されますし、やはりきちんとした研修を行った方が安心

して相談を受けた方に信頼を持って話をさせていただくということで、積極的に人材を養成するようにお願いしたいと思います。昨日の新聞ですけども、野口の長男殺害事件で鳥栖署のDV対応のまずさが載っていました。最近では宮城県で18歳の少年が殺害事件を起こしています。これも関係機関の対応のまずさが指摘されています。いつ基山でもまたそういうことが起こるかわかりません。緊迫感を持って対応していただきたいというふうに思います。

最後の項目です。町民への啓発活動を進めることについてですが、16日から男性の家事フォト&川柳コンテストは、アバンセの巡回展示ですよね、これは広報に今度3月15日付でこういうことを行いますよというお知らせは出してありますか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

広報の関係でございますけれども、ちょっと私も忘れたんですけど、3月1日ごろに載せてなかったかなあとは思ってるんですけども、それに載せてなかったら、多分15日号にはちょっと載せてないかなと思っております。今後こういうことがあれば、広報等で皆さんにお知らせしていかなければいけないと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1番（大山勝代君）（登壇）

1日号をもう一度私も確かめたいと思います。これはアバンセの情報誌です。わかりやすくいろんなことが書かれています。男女参画の取り組みが多く載っています。これは一般家庭にも配布されていますか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

多分それは私も定かではございませんけど、一般家庭には配布はされていないと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1 番（大山勝代君）（登壇）

男女共同参画とかジェンダー・エンパワーメントとか、そういう参画度とか、そういうのは最近とっても関心が高まって深められてきているものなので、一般家庭でのそれぞれの認識度っていうのは、とてもまだ低いと思うんですよね。ただ、インターネットで今度のアンケートの収集の結果を見せてもらいましたけども、割と若い人たちはずっと普及しているということはわかりましたけども、多分一般家庭に配布されていないのなら、この辺を抜粋して常時広報にコーナーとして載せていく、そしてそれがいつも町民の目にとまる、そういう努力をしていただきたいと要望したいと思います。

最後です。啓発活動についてですが、例えば私が考えたのは、町の文化祭などに男女平等社会の実現に向けての展示をすとかね、それとかもう一つちょっと聞きたいのは、要望があれば出前講座でこの男女参画についてのお話をされるという用意はありますか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

出前講座等に関しましては、当然要望があれば、そういったものはやっていかななくてはならないと思います。私どもができれば、アバンセ等とかにお話をして、日程の調整とかをしてしていかななくてはならないと思っています。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1 番（大山勝代君）（登壇）

要望ですけども、文化事業の予算が組まれますよね、その中に男女参画に関する講演会などを計画してほしいと思いますがいかがでしょうか。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

そういった講演会みたいなものは当然推進プラン等に入ってくるものと思っております。だから、先ほども言うておりますように推進プランができれば、それに沿ったそういった講

演会等もやっていかななくてはいけないと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

大山勝代議員。

1 番（大山勝代君）（登壇）

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

日本が国連の女性差別撤廃条約を批准してから25年になります。しかし、多くの項目では正をたくさん勧告されています。日本は男女平等に関しては先ほどもおっしゃったし、私も思いますが、まだまだ後進国だと思います。その認識の上に立って、これからもこのことについて基山町がほかの町に先駆けていろいろ政策を出されて進めていかれることをお願いして私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（酒井恵明君）

以上で大山勝代議員の一般質問を終わります。

ここで2時20分まで休憩いたします。

～午後2時8分 休憩～

～午後2時20分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開し、次に鳥飼勝美議員の一般質問を行います。

鳥飼議員。

4 番（鳥飼勝美君）（登壇）

皆さんこんにちは。4番議員の鳥飼勝美です。

私の今回の一般質問は、緊急経済対策について、国土調査事業について、基山町営サイクリングロード設置条例の廃止についての3点について町長並びに教育長へ質問させていただきます。

それでは、通告に従い質問いたします。

昨年8月の衆議院総選挙により、これまでの自民党政権から民主党政権へ政権が交代したところですが。鳩山新政権は一般会計予算総額92兆2,000億円と過去最高になった平成22年度当初予算が今月2日の衆議院本会議で与党などの賛成多数で可決され参議院に送られたところでございます。この予算案は憲法第60条第2項の規定により参議院送付後30日で自然成立

するため、3月末までの年度内成立が確定したところでございます。

ところで、一昨年からのアメリカの金融機関の破綻に端を発した世界同時不況による厳しい経済状況の中、鳩山政権は明日の安心と成長のための緊急経済対策として雇用景気対策を重点とした総額24兆4,000億円の緊急経済対策を発表いたしました。この緊急経済対策の中身と基山町の町政運営との関連について質問いたします。

(1)平成21年12月に鳩山政権が発表した明日の安心と成長のための緊急経済対策の概要、中身はどのようなものか。

(2)基山町の経済状況についての町長の現状認識と今後の見通しをどう考えているのか。

次に、本町における雇用情勢について質問いたします。

一昨年からの世界的な経済不況により企業の事業活動が縮小し、それに伴って非正規労働者を中心に雇い止めなどの雇用調整が今も続いております。全国の完全失業率も平成18年7月には3.7%まで回復しておりましたが、昨年10月には5.1%まで悪化し、また有効求人倍率も平成17年12月には1.08倍が昨年の10月には0.44倍まで下がってきております。この厳しい雇用情勢となっておりますが、本町における雇用情勢の現状について町長はどのように認識されているのか、またこれまでの雇用対策事業とその評価並びに今後の雇用対策について質問いたします。

(4)求職者、離職者からの相談、ハローワークとの連絡調整のため一元化した総合的な窓口は設置しておるのか。

(5)国の緊急経済対策と基山町の平成22年度予算との関連について質問いたします。

アとして、経済不況による平成22年度の財政運営は厳しいものと考えますが、歳入の約80%を占める町民税、地方交付税の対前年度比に対する減少額は幾らか、またその歳入不足に対する補てんとしての国の緊急経済対策はどのようなものか質問いたします。

イとして、平成22年度当初予算における重点事業は何か、その事業と国の緊急経済対策との関連はどのようなものか。

ウ、国、県等への町長の陳情、要望事項は何か、またその陳情等の活動はどのように行っているのか質問いたします。

次、2項目めでございます。国土調査事業について質問いたします。

この国土調査は地籍調査とも言われ、基山町内の土地について所在、地番、地目、所有者を確認し、境界の測量及び面積に関する測定を行い、その結果を地図及び簿冊に作成するこ

とですが、基山町の国土調査事業は今から18年前の平成4年から事業に取り組み平成23年度で終了することになっておりますが、この調査事業が終了することに伴う問題点について質問します。

(1)土地の固定資産税の課税について現在の台帳面積による方式から国土調査後の面積に基づく課税への変更は何年度から実施するのか。

(2)国土調査の終了に伴い従来の台帳面積との増減は現在まででどのくらいあるのか、またこの面積の変動により固定資産税への影響額は幾らか。

(3)国土調査終了に伴う現在の担当職員5名の異動先はどこを考えているのか質問いたします。

3項目めでございます。基山町営サイクリングロード設置条例の廃止についてでございます。

この施設は、今から32年前の昭和53年3月に国の国庫補助事業として設置され条例が制定されておりますが、現在の基山町の公の施設として設置管理されているその現状と問題点について質問いたします。

(1)町営サイクリングロードを設置する条例が制定されているが、現状では利用できない状態であるのではないかと、どのように認識しているのか。

(2)今後とも利用できなければ廃止すべきではないのか。廃止するには何か問題があるのか。

以上で第1回目の質問を終わります。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

鳥飼勝美議員の御質問にお答えいたします。

まず最初、1の緊急経済対策についてでございます。(1)平成21年12月に鳩山政権が発表した明日の安心と成長のための緊急経済対策の概要、中身はどのようになっているかということでございます。現下の情勢を把握し、具体的な対策が打ち出されております。予算規模として国費7.2兆円程度、事業費で24.4兆円程度となっております。その大枠の内訳は、国費ベースで雇用対策に0.3兆円程度、環境対策に0.8兆円程度、景気対策に1.2兆円程度、生活の安心確保対策に0.8兆円程度、地方支援対策に3.5兆円程度となっております。

(2)基山町の経済状況についての町長の現状認識と今後の見通しをどう考えているかというところでございます。昨年末に直接町内企業に出向き意見交換を行っております。食品、飲料関係はそれほどの影響はなかったとのことですが、製造業はやはり大きな打撃を受けましたが、その厳しさのピーク時からは7割程度の回復状況にあるものの、社会全体がデフレ傾向により、まだ3割減収状況にあり、全体の増収にはほど遠いとのことでした。しばらくはこの苦しい状況が続くものと思われまます。もともと中には回復状況にあるため設備投資を考えている企業も、また今こそ優秀な人材を集めておきたいという積極的な企業もございました。

(3)町内の雇用情勢の認識とこれまでの雇用対策事業の実施状況とその評価は、また今後の雇用対策事業は何かということです。町内の離職者等の把握は難しいと考えますが、昨年緊急雇用創出基金事業による面接を実施した中での意見やハローワークの鳥栖地区内の状況では一時的に回復の兆しはありましたが、まだ厳しい状況、また厳しい状況に戻りつつあります。今後の雇用対策は、緊急雇用創出基金事業に7事業、27,049千円、雇用者数30名、それからふるさと雇用再生基金事業に1事業、6,000千円、雇用者数1名、重点分野雇用創出事業に1事業、3,150千円、雇用者数は2名でございます。

(4)の求職者、離職者等からの相談、ハローワークとの連携調整のために一元化した総合的な相談窓口は設置しているのかということでございます。求職者、離職者等からの相談に関しましては、基本的にはハローワークで行っております。そのため総合的な総合窓口は設置しておりません。しかし、情報の確保として町ホームページのトップページバナーにハローワークと協議して掲載をいたしております。

(5)の国の緊急経済対策と基山町の平成22年度予算との関連について、アの経済不況による22年度の財政運営は厳しいと思うが、収入の約80%を占める町民税、地方交付税の対前年比に対する減少額は幾らかと、またその歳入不足に対する補てんとしての国の緊急経済対策はどのようなものかということでございます。町税につきましては、調定総額の対比では約35,000千円の減となりましたが、22年度の当初予算においては徴収率を従来の95%から97%に引き上げて計上しました結果、5,308千円の数字上増額となりました。地方交付税については、国において地域活性化・雇用等臨時特例債が創設されたこと等により1.1兆円増額されており、本年度の当初予算では21年度と比較して23,046千円の増額で計上しております。したがって、本年度の当初予算額の町税、地方交付税の合計額を前年と比較すると予算減と

はなっておりません。

イの平成22年度当初予算における重点事業は何か、その事業と国の緊急経済対策との関連はどのようなものかということでございます。重点事業といたしましては、4款1項の公共施設防犯灯のLED化工事と8款2項の高島団地内道路改良工事、さらに10款4項の基肄城跡水門石垣保存修理事業等でございます。

なお、国の緊急経済対策事業としては、公共施設防犯灯LED化工事に国費3分の2が充當されております。

また、21年度事業で地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業を18事業計上いたしております。これも国の緊急経済対策事業として第1次交付限度額48,505千円、事業費として51,224千円のうち49,914千円は22年度に繰り越し実施いたします。

ウの国、県等への陳情、要望事項は何か、またその陳情等の活動はどのように行っているかということでございますが、町村会での合同陳情による各事業への予算配分や一般国道3号線改良促進期成会による整備推進、それから基肄城跡水門石垣保存修理事業による整備、公立学校施設整備期成会による事業推進等を行っております。ところが、要望書や陳情書を所管大臣等に面談して直接お願いすることはできませんでした。

2の国土調査事業についてでございます。(1)土地の固定資産税の課税について、現在の台帳面積による方式から国土調査後の面積に基づく課税への変更は何年度から実施するのかということでございます。国土調査は現在平成23年までに完了する予定で事業を推進していますので、完了の翌年度、つまり24年度から課税予定でございます。

(2)の国土調査の終了に伴い、従来の台帳面積との増減は現在まででどのくらいあるのか、またこの面積の変更により固定資産税への影響額は幾らかということでございますが、平成20年度分まででございますが、全筆合計で約235万6,000㎡ほど伸びております。固定資産税にしますと推計でございますが約35,000千円ほどの増となります。

(3)の国土調査事業の終了に伴う現在の担当職員の異動先はどこを考えているのかということでございますが、国土調査事業は先ほど申しますように平成23年度で終了予定です。現在では職員をどこに配置するかは決めておりません。

それから、3番目の基山町営サイクリングロードの設置条例の廃止についてでございます。

(1)町営サイクリングロードを設置する条例が制定されておるが……

議長（酒井恵明君）

それは教育委員会。

町長（小森純一君）続

教育委員会からですか、それじゃ申しわけございません、サイクリングロードについては教育学習課より申し上げます。

議長（酒井恵明君）

じゃ、教育長。

教育長（松隈亞旗人君）（登壇）

町長からでもよかったんですが、一応振り分けておりますので、私のほうから申し上げます。

私は質問事項3の1、2についてお答えをいたします。

町営サイクリングロードを設置する条例が制定されているが、現状では利用できない状況である、どのように認識しているかということでございますが、先週私どもの課内からも現況の視察に参りました。全く利用できない状況ではないと、このように把握はしております。ただ、サイクリングロードとしての利用はほとんどないのではないかと思います。現在は管理業務として年2回の草刈り作業を委託により行っておりますが、仮に利用することになっても、ガードレールやのり面などの一部補修が必要ではないかと思っております。

2番目の今後とも利用できなければ廃止すべきではないか、廃止するのに問題があるのかということでございますが、当該施設は昭和52年度に工業再配置促進法に基づき工業再配置促進費用補助金制度の国庫補助事業として整備し、条例等を制定して昭和53年度8月3日で行ったのですが、開通式は、これから供用を開始しております。現在、利用者も少ない状況を考えれば、サイクリングロードとしては廃止も考えられますが、施設の処分の内容によっては補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律により国庫金の返還等の措置を受ける可能性もあると聞いておりますので、このあたりを明確にして廃止か否かを考えていきたいと思っております。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

それでは、順次2回目の質問させていただきたいと思っております。

まず最初に、明日の安心と成長のための緊急経済対策、こういうのが出てます、30ページ

ぐらいのこれが出てるんですね、町長十分御承知と思います。その中でいろんな具体的な国の緊急経済対策出ております。特に一番最初に雇用というのが出ております。後で雇用関係も行きますけど、具体的には雇用調整助成金の緩和、貧困、困窮者の支援の強化、新卒者への支援、非常に大きいメニューが出ております。これからの基山町の事業政策につきましては、町長この辺は十分吟味調整を図られて国のこういう助成制度を大いに活用してこの経済対策を基山町は乗り切っていただきたいということで、町長の姿勢を一言その辺について伺いしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

せっかくのそういう制度でございますから、よく勉強して活用を図っていききたいというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

非常にこれ専門的な難しい問題もあると思います。多角的な調査研究をされまして、国のこういう緊急経済対策について基山町政にも取り組んでいただきたいと思って1項目めを終わります。

それに伴って基山町の経済状況はどういうものかということで先ほど御回答がありました。非常に製造業は厳しさということ、それはもうだれでも実感として考えておるとは思いますけど、ちょっとここで中に最後に回復状況にあるため設備投資を考えている業種があるというふうな回答で、具体的にどういう業種なのか教えてください。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

今回の経済危機につきましては、先ほど町長のほうからもありましたように、食品、飲料関係にはそれほど影響がなかったというふうに聞き取りの中で回答を得ております。しかし、車関係の車両関係については相当な打撃がっております。その中で基山町にも進出してこられました上原製作所のほうからは、先ほど言いましたように設備投資を近いうちに行いた

いということであっております。また、まだ建設はできておりませんが、SUSさんも鳥栖地区と新たに基山の分に増設をするということで進出協定を結んでおりますけれども、ここも電話で調査したところでは、計画どおり進めていきたいというふうになっておりますので、こういったところでの雇用関係も若干出てくるのではないかと考えております。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

一部には明るい設備投資とかそういうのを非常に明るい面もあると思いますけど、ちょっと私が基山町の法人税の当初予算ベースでちょっと調査しました、企業の、基山町の法人税の分。平成19年度が325社の186,000千円、平成20年度が327社の185,000千円、平成21年度が338社の166,000千円、平成22年度の当初予算で312社、150,000千円の当初予算ベースで基山町の法人税約320社ですか、になっとるわけですね。これを平成19年度と比べたところ、法人数で13社、法人税額で36,000千円の減収になっとるわけですね。基山町の大事な法人税が186,000千円あったのが150,000千円と、36,000千円と、その減収幅が約20%になるわけですね。これがこの20%、基山町にも当然大きな税収ではございますけど、企業にとってもこれは大変な減収だと思います。こういう楽観的にあるけど、現在だんだん150,000千円、将来1億円になるかもわかりませんが、こういう非常に厳しい基山町の企業活動といいますか、経済状況であります。この辺この数字も比較しまして民間会社の経営者である小森町長、この私の今の数字なり町内の経済活動、身にしみて一番考えてあると思いますけど、この辺の御所見をお伺いしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

こうして目の前に数字の減少を目にしますと、本当にこれは厳しいなと、どこまで減少してどこでとまるのかなというような、そういう不安感、危機感というのは、もう私もひしひしと感じるわけでございます。この辺のところも視野に入れながら、今後また考えていきたいというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

こういうところが基山町の人口減とかいろんな面も従業員の数とか会社が13社、平成19年から減っていると、いろんな状況があると思います。基山町が住みよいまちづくりにするためにも、企業さん大事な町民でございます、町民の一員でございますので、今後とも企業の活動、直接的には町はできない面もあるかとは思いますが、この辺を町長としても十分考えた町政運営を行っていただきたいということで2項目は終わらせていただきます。

次の3項目めでございます。今度は実際従業員の町内の雇用情勢についてお聞きいたします。

現在21年度、政府がふるさと雇用再生特別基金事業、緊急雇用創出事業ということで、平成21年度から23年度までの緊急雇用対策を打ち出しとるわけですね。2つあります。これでの取り組みで、基山町は平成21年度のこの事業の取り組みを調べましたところ、5名あります、基山町がこの緊急対策で5名の人を緊急的に雇用対策してあります。1人は協働のまちづくり推進事業として1名、これが6,000千円ということだと思います。それと、緊急雇用関係で農林環境課の住みよい環境整備事業が2名、教育学習課の特別支援事業が2名、私の調べたところは5名、平成21年度にはこの緊急雇用対策事業として国の制度を使って基山町の事務といたしますか、こういう事務等をしていただいていると。非常に少ないなあと思っただけですけど、みやき町を調べました、みやき町は60名の緊急雇用対策してあるんですね。ちょっとよそはあんまり、みやき町はちょっと余りにも、で嬉野あたりも60名か70名のこの国の助成制度をとって緊急雇用されてあるんですよ。22年度については当初予算でも説明されたように30名ぐらいのありましたけど、この辺の取り組みが基山町はおくれているのか、そういうことについて取り組みがおくれているんじゃないかと私は危惧していますが、担当課長はどういうふうに理解してありますか。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

御指摘のとおり、町として、担当のほうとしてその辺が配慮が足りなかったなあということとは反省をいたしております。先ほどの数字でお示しいただきましたように、基山町は5名の雇用をいたしておりますが、まず緊急雇用創出基金につきましては半年雇用という条件つき中で再延長は1年間までいいということで2名の4名、4名、それに町税のほうで1名入

れております。それから、先ほど言われましたふるさと雇用については1年間の雇用をいいということで、今5名と言われましたけど、総雇用数として10名となっております。来年につきましては33名ということで、それから御指摘ありましたみやき町その他の地区につきましては相当数の雇用を図っておられます。その分については、先ほどありました短期間の雇用、半年期間の雇用ということで中身を調べてみますと、環境整備等の草刈りとか、そういったものにかなり雇用を図られておるということで、再雇用の大体その2倍といった形の雇用をされているということで、もう少しうちのほうとしてもそういう対策をとっていかねばならないと思っております。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

やむなく離職された方とか、そういう面があります。こういう制度がありますので、町長、積極的な事業展開を図って、少しでも臨時雇用ができるようにひとつ強く要望してこの項は終わります。

次です。求職者、離職者等の相談、ハローワーク、これは先ほど大山議員が言われましたようにDVですか、この窓口は健康福祉課設置してあると、そういうことありましたけど、私もこれも非常に大事なことと思います。離職された方等がハローワークに先ほど町長の答弁では設置しておりませんというつれない御回答でございましたけど、これも本当に離職された方については役場に相談に来たいと、もうハローワークまで行けない人もいらっしゃると思います。私はぜひこの総合的な窓口がどうしてもできなければ、担当窓口といいますか、そういうことを基山町のホームページなり載せていただいて、ぜひある程度の相談を基山町でもらって、それならハローワークに行こうとか、そういう面がわかると思います。いろんな面でこの窓口を設置していただきたいと思います。

それと、これ小郡市のホームページに載ってたんですけど、小郡市はハローワークないです、久留米しかないですよ、そこに平成21年3月より小郡市地域職業相談所がオープンされましたと、これは小郡市の体育館の1階にあるんですよ、ハローワークは久留米だから遠いとか、そういう面もあると思いますけど、小郡市が市町村と国が共同で小郡市地域職業相談所というのを設置してあります。その業務内容としては、求職者に対する職業訓練、相談、職業紹介、検索パソコンによる求人情報の提供、就職活動とか支援とか、そういうもの

の具体的には9時から5時までですけど、そういうふうな取り組みをされております。そこ
まで基山町はできるかどうかというのはちょっと疑問にありますけど、私としてはどこどこ
ちょっとというなら、企画政策課どこでもいいですけど、総務課でもどこでもいいですけど、
基山町は何も就職相談、離職者何もしていませんよ、どうぞハローワークに行ってください
とそんなにつれなく言わなくて、やはり担当の窓口係ぐらいはこういう経済情勢、雇用情勢
の中では私は担当ぐらい基山町のホームページを開いたら雇用関係、就職関係というトップ
ページぐらいつくって、その中でこういう情報を通じて町民のほうに私は広く知らせて、こ
ういうときはハローワークへ行ってください、こういうときは福祉課に行ってくださいとか、
いろんな面があると思いますけど、その点について町長どういうふうにお考えでしょうか。
ぜひ私は担当課ぐらい、総合窓口はできないとしても、担当課ぐらい設置していただきたい
と思います。どうでしょうか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

基山町でも生活相談とか、これちょっと違うかもわかりませんが行政相談とか、ある
いはまた社協でも相談業務っていうのもやっております。そういうところで、そういう就職
なり求職なりというようなあれが出ておるかどうかっていうのは、私もちょっとよくわかり
ませんが、そのわかりにくい部分じゃなくて、求職というような形での窓口あれば相談
があるのかなというふうに思います。ただ一つ、相談といいましても、結局はそれじゃこっ
ちでどうしようというような部分じゃないのが多いと思います。したがって、結局
ハローワークということになろうかと思いますが、一応あつせんみたいな形になるかも
わかりませんが、それはやっぱり必要かなというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

ぜひ町民に対して少しでもそういうふうな情報なりを、ハローワークを極端な場合知らな
い人はそんなにいらっやらないと思いますが、その辺も含めて基山町として私としては
具体的な課名、総合的な窓口を設置を望みますけど、それができなければ、やはり担当
課を雇用担当課、私はそういうふうな担当のセクションを設置していただきたいということ

を強く要望いたしておきます。

この雇用問題に関連しまして、先月の26日に創業110年で佐賀県内で最も古い建設会社の一つである基山町の内山建設が自己破産を佐賀地裁に申請された、倒産したというふうな新聞報道があっておりましたが、この基山町の有力な企業の一つである内山建設が倒産されたということですが、従業員が何名で、基山町の従業員が何名で、できればその人たちの再就職等についての状況を把握してあればお願いします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

私があれば26日でしたかね、28日かそこらに得た情報では、34名の方が勤められとったと、そのうちの11名が基山の方で、23名は町外の方というようなことを聞いております。

議長（酒井恵明君）

町長、再就職等はわからんとでしょう。

町長（小森純一君）続

済みません、その11名の方の再就職動向っていうのは、ちょっとつかんでおりません。ただ、失業保険っていいですか、もうそういう手続は今やっておるということまでは聞いております。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

これもし役場とかにほとんど従業員の方ハローワークなり失業保険等がありますから、その辺はいいと思いますけど、また再就職なり、しかし1年間なかなか職が見つからないというような状況でございます。だけえ、先ほど緊急雇用対策とかあります。そういう面についても配慮をぜひお願いしておきたいと思えます。

それと、私がもう一つ心配なのは、この従業員さんもそうですが、会社が倒産して連鎖倒産っていいですか、それに伴って内山建設の関連企業等の連鎖倒産というのは非常に危惧しておるわけですが、この辺のつなぎ資金なりそういう緊急融資制度とかそういうものについての現状はどういうふうになっておりますか。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

内山建設についての関連倒産等の問題については、ちょっとうちのほうでも把握はいたしておりません。ただ、今倒産後の手続について再建の会議は開かれているように把握はいたしております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員、ちょっと待ってください。通告外の件ですし、プライバシーの問題等もありますので、さらっと通してください、この件は。鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

これはプライバシーっていいですか、これはもう新聞に載っておりますので、これ問題ないと思います。私としてはこういう企業なり従業員の方に町としてもできる範囲内では援助っていいですか、情報サービスいろんな面でお願いしたいということの趣旨でございます。

次に、5番目といたしまして国の緊急経済対策と基山町の予算との関連でございます。この基山町の当初予算見せていただきまして、私は当初予算今手元に見せていただいてびっくりしたのがあります、当初予算書を見せていただいて。それはなぜかという、先ほど御答弁にもありましたように、調定総額では35,000千円の増となりましたが、平成22年度予算においては徴収率を従来の95%から97%に引き上げてした結果というのを先ほど初めてお聞きしました、回答ですね。私はこれは私も何回もこれまでに徴収率を現状に合わせるべきじゃないかと、昨年度まで95%で計上してありましたから、97、98ぐらいの当初予算ベースで税収の予算措置をすべきじゃないかということでただしまして、私は内心、あっ、やっと町長わかっていただいたなと思っておりまして、私は予算編成方針なり施政方針をずっと読んでわけですよね。町長の町政報告まで全くこのことが今の回答で初めて出てくるんですよ。この平成22年度施政方針を言われまして、議会5日の日に、そうすると平成22年度予算編成方針要領もいただいております。（「出とる」と呼ぶ者あり）出とるですか。どこに載っとる。（「出とる」と呼ぶ者あり）出ておるということで、私のそれは見間違いでございますけど、これが私としてはこの町長が言われる平成22年度予算編成要領には載ってなかったものですからですね、ということで、私はこの95%の当初予算計上額が97%に変更されたと、その辺の説明を町長からこの今まで97、98させていただいたから、いや、これはできませんと

ということで今まで来てあったわけで、今度95から97をされたということは税収が下がるからされたというその辺の本心を聞きたいんですよ。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

決してそういう思いがあって97にしたということではございません。やっぱりより現実に近いというようなところで、しかも後で9月で補正とかなんとかというのを極力抑えると、そのために97ということにしたようなわけでございます。したがって、これちょうど税収減と重なるものですから、その辺の区別ははっきりつけとかなきゃいかんということで、私も非常に気にいたしまして、95よりちょっとここにはっきりしたあれはないんですけども、ここに書いておりますのは95%で従来どおり計算したところでは、これは39,000千円程度減収になるということでございます。繰り返しますけども、だから97にしたと、それをカムフラージュしようというつもりはさらさらございません。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

再度確認しときますけど、来年が、23年度もし税収が上がる場合は95にするとかっていう考えはないでしょうね、その辺まづはっきり。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

先ほども申しますように、その税収をどうこうでその率を考えるとということじゃございませんから、これは97でやると、それで危ないっていいですか、ということであれば、また考えなきゃいかんでしょうけども、その税収いかんで上げ下げするというつもりはございません。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

その点はその経済状況によって収納率も上げたり下げたり、そういうことはもう小森町長

は絶対なされないとは思いますが。そういうことで今後とも実情に合った当初予算、収入収支の見積もりは正確にひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。先ほど言われまゝ40,000千円ぐらゐの2%があるということですね、だから実質は5,300千円ぐらゐ増額だつたけど30,000千円ぐらゐですか、減収になつてゐるということを確認いたしておきます。

次のイでございます。先ほど平成22年度の予算については防犯灯なりそういう問題の基肄城なり、そういう事業を重点事業としては考へてゐるということでございます。これにつきましても、これは先ほどから言ひますように緊急経済対策と非常に絡みがありますので、今後とも具体的な事業計画等をされるときは十分考へてこの事業に取り組んでいただきたいと思ひております。

それと、ウでございます。国、県への陳情、要望事項は何かと、その陳情活動はどのように行つてゐるかということございまして、ここでちょっと気になることが御答弁あつたわけですね。いろんないち地方公共団体の要望等を町長、町村会等、個人的に単独でも団体の代表としても国会議員なり所管大臣に面談して、要望書、陳情書を持っていきましたけどお会いできませんでしたというふうな回答でございますけど、民主党政権への交代によりそういう直接の地方公共団体の住民要望が届かないというような状況について今後政府としては見直す方向も考へとるような若干ありますけど、町長のお考へをお聞かせください。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

考へといひますか、私どもが行つたのは11月の後半でございます、まさに新政権忙しいときだつたらうというふうにおもひますし、現実大臣にお会いできるということはございせんでした。しかし、今、少し考へもまた幾分違つてきてゐるのかなというようなニュアンスもあるもんですから、直接お会いしてお願いができればというふうにはおもひます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

国、政府なりそういうところに、地方公共団体いろんないち相談とか私は当然聞くべきであり、町長も堂々と陳情なり要望を提出を今後ともしていただきたいとお願ひをいたしておきます。

それじゃ、1項目を終わらして2項目めでございます。国土調査事業について御回答い

いただきました。一応平成23年度に事業完了はするということでございます。ここでちょっと私が質問でございますけど、国土調査でして、先ほどの問題ですけど、一番問題は固定資産の面積が減った方がいいと思うんですよね、地籍調査で、ふえた人、極端な場合、倍ぐらいになった、そういうところはないでしょうけど、その辺について、もしぼんと納付書が来るんで、そういうふうなスケジュール、どういうふうな手続で24年度から増額なり下がった場合の個人通知はどの時点でやられるんですかね。私としては早く1年ぐらいまでにはしていただきたいと思えますけど、その辺お願いします。

議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

税務住民課長（安永靖文君）（登壇）

おっしゃるとおり面積が相当伸びた方もいらっしゃいます。23年中に国土調査は終了の予定で進められております。固定資産税は1月1日現在の所有者に課税をするということでございますので、23年中に終了いたしますと24年度の固定資産税から適用するというところでございます。先ほど言われましたように、急に納付書が税額がふえたりということありますので、年明けまして企画政策課長ともちょっと話をしておりましたけども、進捗状況とそれから税を24年から課税になりますよというふうなお知らせを22年の夏過ぎぐらいから広報で流していこうというふうなことでちょっと話はしておりました。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

ぜひことしの8月ぐらいから事前に具体的な数字は出さなくても、こういうふうな増減があった場合はこういうものですよという理解を町民の方にぜひともよろしくお願ひしたいと思えます。

2項目めでございます。先ほど235万6,000㎡伸びておりますという、ちょっと私も計算わかりませんが、反にすると、町にすると2反、どのくらい、235haですね、先ほど私が林議員の質問で180haが農地の水田面積ちょっと私聞いたような感じですけど、それよりも多い面積がふえたというわけですか。

議長（酒井恵明君）

税務住民課長。

税務住民課長（安永靖文君）（登壇）

これは全筆、田、畑、宅地、山林、原野でございます。一番ふえてるのが山林でございます。山林が大体30%ほど伸びております、宅地で12%程度。ですから、一番面積の多い山林あたりが134万㎡程度伸びております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

ああ、そうですか、びっくりしとりました。ああ、山林ですね。これによって基山の22.14、面積の変動とかはないわけでしょう、この国調が完了した時点で。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

国調の外周につきましては、外周をきれいに押さえておりますので、それは変わらないと思います。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

それでは、そういうことで、238ha農地面積がふえたということで、基山町非常に税収として、しかし山林ならばそんなに税収、しかし先ほど言いました35,000千円ほどの税収が見込まれるということは町民の方なりが所有者の方が35,000千円払わんばいかんということ、だから先ほど言いましたように周知等を十分お願いしたいということでこの項目を終わります。

3番目です。これがちょっと私はわかりませんが、国調の職員の方5名で来年度で平成22年度5名、平成23年度は若干何名か減ると思いますけど、5名の異動先を考えているのかということですが、現段階では職員をどこに配置するのか決めていませんという、こういうつれない御回答でございましたけど、私はこれはもう職員の定数管理、人事管理上、早急にもう当然発表ができない、どこどこっていうのは発表ができないかと思いますが、どう

いう方面とかそういう方面なりは総務課長当然、町長なりも把握していただいております。特にこの新規事業に充てるのか、退職者の不補充に充てるのか、そういう面も含めて全然何をどこにするか、極端な話5名は要らないんじゃないかというふうな御回答をいただいておりますよね、もうおらんならおらんで、じゃいいですよと、そうじゃなくて、やっぱり職員のこういう職員定数も減ってきたあたりで24年度からの5名の職員が出てくるということですから、当然考えてあると思いますけど、総務課長なり町長なりその辺の具体的などことことは言いませんけど、どういう方面にやるというのは、もう当然今の現時点では考慮されておると思いますけど。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

この質問がどこどこに何人やるということでもちょっと理解しとったんですよ、それでそういうのは決めておりません。当然定員管理に沿っての退職者不補充の分にその人数は充てていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

はい、わかりました。退職者不補充ということになると、新規職員は全くこの5名が新規採用がないということですね、5名の分はですね、定員管理ですね。その辺も十分新規事業はということが出るかわかりません、そういう面も含めて職員の適正配置をお願いしたいと思えます。

それでは、3項目めでございます。基山町営サイクリングロードの設置条例の廃止についてということでございまして、この問題について利用者もほとんどないものと認識しておりますと教育長が答弁されました。私はそういう状態ならば、町民がだれでも利用できますよというような設置条例が基山町の例規集に堂々と載ってるわけですよ。だから、この登載して町民の方にして、実際は危なくてひらくちがおるかどうかわかりませんが危なくてしようがないところにどうぞ何時から何時までサイクリングロードありますよというのは基山町の例規集に載ってるわけですね。だから、これ載るとということで、もしそして行かれた

方がどういう状態と思われるかわかりませんが、私は一日も早くこれは廃止をすべきというふうに考えております。

2項目めでございます。私はこういうことで利用できないとすれば、先ほど言われましたですね、国の補助金があるからできませんと、補助金を返還をしなくてはならないというふうなことを言われましたけど、これで私は調べてみたわけですよ。この施設は通商産業省の先ほど言いました工業再配置ということで補助金をもらっておりますと、だからこれを廃止すると返還をされる可能性がありますと、今後とも調査研究すると言ってますけど、私が調べたところによると、国の補助事業により取得し、または効用の増加した財産の処分等の取扱方針という、これは経済産業省が去年の3月19日に改正した文書があります。これによりますと、財産処分の定義として、転用、譲渡、交換、貸し付け、こういうものをしたときには、基本的に国の適正化法第26条により承諾を得て適正な価格で補助金の返還とかがあるというふうな項目があるわけですね。よくこれを調べましたところ、うちの場合は廃止しても譲渡はしないわけですね、転用も何もしないわけ、転用っていうか貸し付けも交換も何もしないわけですよ。今サイクリングロードとしてあるけど、実際は農道かどうか知りませんが、ただ農道に変えるだけなんです。だから、これは補助金の適正化法にも取得した財産を処分するときは国に財産処分の承認を行うことが義務づけられておるわけですね。しかし、地方公共団体が取得後10年以上経過した処分財産は国への補助金返還は必要ないって書いてあるんですよ。だから、先ほど教育長の答弁ではありましたが、譲渡したりとかでも、これは結局国の規制緩和の一環だと思います、昔は何でも補助金返せとかって、今はいろんなニーズに合った施設補助金を出してる、それを一々補助金を返せということはしませんと、10年以上たったものについては、それは地方公共団体ですよ、地方公共団体が設置して10年たったものについては補助金の返還は求めないというようなこの通達なりこの処分の取り扱いが通商産業省から出てるんですよ、インターネットで見ますけど。それで、それでもですけど、これは処分じゃない、うちの場合は。ただサイクリングロードっていうのを公簿上といたしますか、表面上廃止することであって、実質は何ら利用者とかあれを交換して財産処分するのにはないんですよ。だから、そういう面で私はこういう規制はそもそも受けたくないということでございまして、先ほど今後とも調査研究をするということですけど、こういうふうに町民に使えますよと、公の財産を例規集の中に堂々と載せるということよりも一日も早く私は廃止すべきということで、これは極端な話通商産業省でも何も言わなくても補

助金の返還等はありませんと私個人的に解釈しておりますけど、担当課長はどういうふうに。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（毛利俊治君）（登壇）

今お尋ねのサイクリングロードの処分の関係でございますけど、確かに先ほど鳥飼議員おっしゃるとおり補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に関係して補助事業等により取得し、または効用の増加した財産の処分等の取り扱いというのが昨年3月に出ております。この中でも先ほど鳥飼議員が言われたとおり10年以上の分については処分の対象となるというふうな形で書かれております。うちのほうとしてもその件につきましては経済産業省のほうにも問い合わせをいたしております。その中でその話をしていく中で、この今回のこのサイクリングロードを設置するための補助金というのが先ほど教育長もお答えしましたとおり工業再配置に関する補助金でございます。そして、この補助金が土地購入に充てられております、一部。ほいで、経済産業省に確認したところ、建物等についても減価償却等も終わってれば、もう対象にはなるでしょうと、ただ土地購入については減価償却というのはないということでございますので、長年にわたってのこの補助金適正化法の対象になるというふうに伺っております。ただ、承認申請におけるこの特例という先ほど言われた部分がありますので、その財産処分の方法によっては補助金の返還の対象とならない場合もありますよと。ただ、その処分の内容によっては国庫納付もあり得ますということで先ほどは可能性もありますということでお答えさせていただいております。今後につきましては、この処分については昨年からの適用でございますので、経済産業省のほうもまだ処分等についての事例が少ないということで言われておりますので、そういうことを初めて聞きましたということで言われましたので、うちのほうとしても今後とも経済産業省としてまず利用目的とか用途の廃止等について今後協議をしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

鳥飼議員。

4番（鳥飼勝美君）（登壇）

今課長が言われましたけど、私そこでちょっと気になってるんですけど、土地代を国から補助をもらってサイクリングロード設置したわけですね。それによって通行して、それによ

ってその土地を売買するんじゃないですよ、それは公用として使うわけですよ、農道として。だから、当然私はそういうのに補助金返還とかあり得ないということを思っておりますので、その辺は通商産業省に対してでも売ったり交換したりというのは補助金返還が出ると思いますけど、今の公用をそのまま残してサイクリングロードの上場だけを廃止するんだから、私は補助金返還は出ないと確信しております。その辺は通商産業省との折衝でその辺を、そういうのができなかつたときは、町長なり教育長も一緒に通商産業省へ行ってもらって、陳情なりぜひお願いをさせていただきます、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（酒井恵明君）

以上で鳥飼議員の一般質問を終わります。

ここで午後3時40分まで休憩いたします。

～午後3時28分 休憩～

～午後3時39分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開し、これより重松一徳議員の一般質問を行います。重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

皆さんこんにちは。2番議員の重松です。

私たちは自分の考えを相手に伝えようとする場合、言葉で、そして文章で、そしてまた身振り手振りで、行動で相手にわかっていただけるように努力します。その中でも言葉は人間社会を構成する大事な伝達方法です。今は亡き筑紫哲也さんは、言葉とは単なる単語ではなくて、そこに込められた意味は大変重いと言われました。私たち議員もまた言葉の重みを肝に銘じ、私も自分の発言には責任を持っていくということをまず皆様にお約束をいたしまして一般質問に入らせていただきます。

最初に、放課後児童クラブについて質問いたします。

放課後児童クラブは御存じのように保護者の仕事や病気により学校からの帰宅時に保護者等が不在の児童に適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を行うことを目的として施設設置されております。全国的には平成21年度で放課後児童クラブは設置数は1万8,475カ所、昨年比で980カ所ふえていますし、入所児童数は80万1,390人、昨年比で1万4,507人ふえていると言われております。佐賀県内を見れば171の設置数で入所児童数は6,789人となり、

5年前の1.5倍に急増したと言われていています。基山町内を見れば、御存じのように今回基山小学校にひまわり教室が新築されておりますし、若基小学校のコスモス教室においても空き教室の利用によりスペースも広がります。

そこで、まず質問ですが、21年度と22年度で放課後児童クラブは具体的にどのように変わりますか。各教室の定員、指導員数、各教室の開所日時、保護者負担金などについての説明をまずお願いいたします。

次に、児童の面倒を見ておられる指導員はすべて臨時職員です。私は平成20年の9月議会、21年の6月議会で放課後児童クラブの問題を取り上げ、臨時職員の待遇改善を求めました。また、21年の12月議会では、現在役場で臨時職員145人、嘱託職員7人が不安定雇用のもと働いている現状の問題点についても質問いたしました。放課後児童クラブに通う児童は年間を見れば小学校にいる時間よりも長い時間放課後児童教室にいることとなります。その面倒を見ておられる指導員さんを正規職員として採用し配置する計画があるのか、まずお伺いいたします。そして、それぞれの教室に責任者の配置を計画されているのかについても質問いたします。

3点目に、現在定員はひまわり教室95名、コスモス教室は75人で、今回定員もそれぞれ増員になるわけですが、定員以上の申し込みがあった場合、どのような優先順位で入所をされるのかについても質問いたします。

4点目に、保護者負担は1人当たり月額千円におやつ代2,200円、スポーツ保険年間605円ですが、今回改定はどのようになりますか。また、放課後児童クラブの設置目的からすると、母子家庭、父子家庭、生活保護者家庭に対しては負担軽減をしなければと思いますけども、どのようにお考えでしょうか。

次に、質問事項2の情報の共有化について質問いたします。

私たちは意識する、意識しないは別としてさまざまな情報の中で生活しています。新聞、テレビ、インターネットなど情報化社会と言われるほど情報なしでは経済も、そして政治も動かないほど情報は力を持っています。私たちは基山町に関することもこのマスメディアによって情報を得ているのが現状です。基山町はさまざまな情報発信手段を持っていますが、私は基山町の情報発信の仕方に大変不満を持っております。

そこで、質問ですが、まず基山町が情報を公開する基本的な考えをどのようにお持ちでしょうか。何を公表し何は公表しないという基準がまずあるのでしょうか。町にとって、また

町長にとって都合の悪いことは公表しないというふうにとらわれても仕方がない現状にあるのではないかというふうに思っております。

2点目に、具体的問題として高島団地のガス爆発事故、町民会館の看板落下事故、六価クロム残留問題について町の広報や町のホームページなどで公表しなかったのはなぜでしょうか。

3点目に、昨年9月議会に上程されました基山町まちづくり基本条例を継続審査として全議員による特別委員会で審議をしておりますが、この基本条例の中で情報の共有化がうたわれています。この情報の共有化は今までの町の情報の発信の仕方と具体的に何がどのように変わるのか説明をお願いいたします。

次に、質問事項3の交通体系について質問いたします。

昨年9月議会でデマンドタクシー試験運行委託料3,150千円の補正予算を組み、12月から乗り合いタクシーが運行されました。これは21年度佐賀県地域交通支援モデル事業として3,150千円全額県からの補助として取り組まれてるものであり、65歳以上の方が事前に登録を行い、週2日、時間、公共の目的地を決め、利用前日に予約を行うことにより利用できる乗り合いタクシーで、3月までの試験運行はすべて無料で取り組まれています。まず、12月から試験運行の今日までの乗り合いタクシーの利用状況と、それに対する経費は幾らかかったのかについて説明をお願いいたします。

次に、私は乗り合いタクシーの本格導入には疑問を持っているわけですが、本格導入を検討されているのか質問いたします。また、その場合、国庫補助の対象になるのかについても質問いたします。

3点目は、私は今後も高齢化が進む中で循環バスを2台にして西鉄に委託されてるのを直接運行方式にしたほうが将来の交通体系が組めるのではないかと考えておりますがどうでしょうか。

最後に、昨年の6月議会では町道白坂久保田2号線の廃止認定問題で議会でも伯仲した議論を行いました。その後けやき台住民説明会で紛糾し、町長は12月議会で町道白坂久保田2号線の新設部分の測量設計委託料予算の執行を詰めることを明言し、今議会の補正予算で4,649千円の減額が提案されています。また、昨年9月議会では町道本桜城の上線の廃止認定でも議論が伯仲しました。この議案は最終的には全員賛成で可決し、補正予算でも測量設計委託料6,000千円を可決いたしました。しかし、御存じのように神の浦ため池の環境改善

に関する町道本桜城の上線新設道路の見直しを求める請願書が今回提出されているのが現状です。このような問題を含め今後のまちづくりをどのように進めていくのかお伺いいたしまして1回目の質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

重松一徳議員の御質問にお答えいたします。

まず、最初の放課後児童クラブについてでございます。(1)の21年度と22年度で具体的に何が変わったのかと、各教室の定員、指導員数、開所日時、それから保護者負担金等ということでございますが、具体的な変更点は、ひまわり教室、コスモス教室それぞれを2教室に分割いたします。また、対象学年を3年生から4年生まで拡大し、定員についてはひまわり教室95名を110名に、コスモス教室75名を80名に変更しております。指導員の配置は6名登録で4名体制でしたが、分割により1教室5名登録で3名体制のローテーションで実施したいと考えております。開所日はこれまでと同じで、開所時間を6時から7時までの1時間延長を行います。それから、保護者負担金については、今議会で条例を上程いたしますが、これまで一月に一律千円でしたが、月曜から金曜までの一月を2千円として、土曜日や学校休業日、延長時間等については別途料金としたいということでお願ひをいたしております。

(2)の臨時職員だけでなく正規職員の配置計画と各教室に責任者の配置計画はということでございます。放課後児童クラブの教室への正規職員の配置は現在考えておりません。各教室の責任者の配置については、ひまわり教室、コスモス教室にそれぞれ主任指導員1名を考えております。

(3)定員以上の入所申し込みがあった場合は、その優先順位はということでございますが、入所いただく方の受け付けは順次行いますが、学年による優先順位はつけておりません。

(4)保護者負担の改定と母子家庭、父子家庭、生活保護者家庭の負担軽減の考え方でございます。利用負担金の改定につきましては、今議会に放課後児童クラブ条例として上程をさせていただきます。負担軽減につきましては、生活保護世帯については減免の条項を設けておりますが、母子、父子家庭については学童保育を利用される方の条件は同じということと、児童扶養手当などひとり親家庭に対する助成などがあることから対象とはいたしております。

2の情報の共有化についてでございます。(1)町が情報を公表する基本的な考えは、公表する、公表しない基準は何かということでございますが、基山町及び周辺地域において不測の災害または重大な事件もしくは事故が発生した場合、または発生する予兆がある場合において、その被害及び損失を最小限にとどめるとともに、事件等の発生を事前に予防する場合でございます。

(2)の高島団地のガス爆発事故、町民会館の看板落下事故、六価クロム残留問題について町の広報、ホームページで発表しないのはなぜかということでございます。事故の件につきましては、既にテレビニュース、新聞等で報道がなされております。事故の原因については究明中であり、詳しいことが判明をいたしておりません。また、六価クロム残留問題については、3月1日の広報でお知らせをいたしてしております。

(3)の審議中のまちづくり基本条例でうたわれている情報の共有化は今までの情報の発信と具体的に何がかわるかということでございます。単に情報の発信だけではなく、その情報を受ける者がその内容を容易に理解できるよう提供しなければならない、また従前の情報提供という考えから一歩踏み出し、まちづくりを計画する者とそれにかかわる人々が互いに情報交換を積極的に行うことによって対等な立場となるよう努めるものでございます。

3の交通体系について。(1)乗り合いタクシーの利用状況と経費は幾らかかったのかということでございますが、12月は116人が利用し、73,420円経費がかかりました。また、1月は53人が利用し、30,500円かかっております。2月は284人が利用し、経費は171,360円となっております。

(2)乗り合いタクシーの本格導入を検討しているのか、その場合国庫補助はあるかというお尋ねですが、試験運行の実績とアンケート調査結果をもとにして循環バスの運行とあわせて検討し本格運行するかどうかは考えなければならないと思います。国土交通省では地域公共交通づくりを支援する補助制度を設けていますが、活用するためには地域の協議会をつくり、その手続をしなければなりません。

(3)高齢化社会に向けて循環バスを2台導入し、直営運行方式のほうが将来の交通体系が組めるのではないかとということでございますが、1台の運行で10,000千円ほどの経費がかかっており、2台導入は難しいと思われまます。現在循環バスの運行改善と委託先見直しを検討しており、より利便性のある地域交通体系の確立を目指してしております。

(4)の町道の認定廃止、白坂久保田2号線、本桜城の上線の諸問題を含め今後道づくりを

どのように進めていくのかということです。生活の基盤を支える道づくりを進めていきますが、幹線道路の整備とあわせて生活道路の整備も進めていきます。地域の要望を踏まえながら、安全で快適に歩けるよう狭い箇所解消など道路改良を進めます。国等の事業による道路改良を行う場合は、道路の路線の認定廃止の手続をしなければならないこともあります。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

それでは、まず放課後児童クラブについて質問をしたいと思っております。これについては、今度条例の制定の議案も出ておりますので、その中でもまた詳しく質問しますが、手ごろな範囲で質問したいと思っております。

1つは、21年度と22年度のこの比較で、指導員がそれぞれ増員されるというふうになります。各教室ごと5名登録、そして3名のローテーションということになれば、ひまわり教室も2教室になりますし、コスモス教室も2教室になるというふうな観点からすれば登録が20名要となりますし、ローテーションも12名で回すという形になろうかというふうに思いますが、まず指導員のこの確保が現在できているのかという問題、それから昨年6月議会でも質問しましたが、どうしても男性指導員さんが要るんだと、今働いておられる指導員さんの中からどうにかして男性指導員さんを採用してもらえないかという声が多くあるんだというのを質問しておりました。まず、この2点について回答をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

放課後児童クラブの平成22年度からの運営に当たりましての指導員増加をしておりますので、募集をお願いしまして、現在のところ1教室5名ということで20人の登録はいただいております。

それから、男性の指導員ということですが、性別を問わずということで募集しておりますけれども、今回は女性の方のみということになっております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

男性指導員さん、なかなか応募してもらえないと、これが現実なんだと言われておりますけども、やっぱり今面倒見られる指導員さんの中に全員女性というところで、どうにかして男性指導員さんを採用してもらえないかという切実な声があるというのを理解してもらいたいと、それに向けて町としてどうすれば男性指導員さんが応募してもらえるのかというのも考えなければならないと思うんですね。募集してるけどもいませんと、その答えばかりを言われても、どういう対策をしてるのかというのもまた出てくると思いますので、これについてはぜひよろしくお願ひしときたいというふうに思っております。

次に、先ほど20名の中で、20名が確保、ローテーションで12名が面倒見ていくというふうな体制と。1人の指導員さんの方が何名の児童を面倒見るという基準というのはこれあるんでしょうか、質問いたします。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

放課後児童クラブ内での指導員さんの基準というのは、はっきりは明確にはなっていないと思います。ただ、県内の状況とかを見ますと大体20人前後、多いところは30人近くのところもありますけれども、少ないところはまた十五、六人というところもあって、大体20名ぐらいではないかというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

1人の指導員さんの方が20名の児童の面倒を見るというところでの今説明だったというふうに思うんですね。ひまわり教室で今回定員が110名になると、コスモス教室は80名と、30名の差がありますね。30名を今度クラスに分けるということでしたら、1教室が約15名の差があると、しかし指導員さんの数は一緒というところでは、少し配慮も必要なのではないかなあというふうに思います。この辺については、指導員さん今後4月以降開所した場合にいろんな問題がまた出てくると思うんですね。そのときには、ぜひこれについてはこういうふうにもう3名のローテーションで決まってるんだから3名で面倒見てくださいというんじゃなくて、どうしてもここには4人要るとかですね、低学年の子供がいるところと、また高

学年といいますか、クラス分けの編成によってはまた違うと思うんですね、これについては十分こういう配慮もまたしてもらいたいなというふうに思っています。

次の質問に入らせていただきますけども、正規職員としては無理というふうに言われました。昨年の6月議会で嘱託職員として配置できるのかどうか検討してみたいというふうな回答があったわけですけども、検討されましたか、まずこれについて質問いたします。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

放課後児童クラブの指導員さんの嘱託としての配置ということですけども、嘱託の職員さんになりますと、一定の勤務時間の日数の制限といいますか、そういったものとか金額的なものもあります。今はもう議員さん御承知のとおり、大体平均普通平日で4時間から5時間ぐらいのローテーションで、今1教室6名大体おられて4名ずつ入っていただいておりますけれども、そういった時間でずっと皆さんが平均になるように割り振りをして勤務をいただいております。だから、特にどなたかが長く勤務するとか、よほどの何か緊急の場合は別ですけども、基本的には4時間から5時間ぐらいのところずっとローテーションを組んでいただいておりますので、その中でまた1人だけが嘱託職員とかですね、なってきますと、またその体制も崩れますし、一応そのほうがやりやすいという指導員さんの考え方もございますので、嘱託職員一応検討はしましたけれども、今後も大体やり方としては今までのようなローテーションの組み方でさせていただきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

臨時職員ということで日々雇用職員ですね、大変時給、日給にしても安いという中で、何度も言いますが、もうやめたいという指導員さんもいらっしゃるんですね。月にして30千円、40千円しかないのと、そのかわり負担は物すごく多いと。先ほども言いましたけども、学校にいる時間よりも放課後児童クラブにいる時間のほうが通ってる児童は長いんだと。学校には年間約1,100時間ぐらい、放課後児童クラブに通っている児童は年間1,650時間ぐらいいるというふうに言われてますね、平均で。500時間ぐらい放課後児童クラブにいる時間が児童長いんですね。その面倒を見てもらえる臨時職員さん、大変労働条件が悪いと、

労働条件を改善しない限り、いつも募集しておかなければならないという現状にあるというところで、私はせめて嘱託職員という道をつくるべきではないのかと。本人さんが自分は臨時雇用でいいと言われれば、それは臨時雇用の採用の道もあるでしょう。しかし、ほかの仕事と組み合わせたとしても、嘱託職員という形も選択の中に入れるというふうな取り組みをしなければならないのではないかなあというふうに思っています。

それから、先ほど今度主任指導員も創設といいましょうか配置すると。この主任指導員は今の指導員さんとどこがどのように違いますか。手当か何かこれ別につけるお考えでしょうか。それとも、私が言っています嘱託職員として採用して主任指導員というふうになるのでしょうか。これについて質問いたします。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

ただいまの主任指導員さんの件ですけれども、確かに今回の放課後児童クラブの条例の中に明示をしております。ただ、この方たちについて特別に手当を上乗せするとかということにはちょっと考えておりません。今現在実際的に責任者の方ということで各教室1人ずつお願いはしております。ローテーションを組むときとか、うちのほうの支援系のほうとの連絡調整とかということを実際してもらって、通常の子供さんを見る以外にちょっと負担をかけているということですが、そういう方たちが必要だということをはっきりさせるために、今回ちょっと条例に主任指導員さんというお名前を上げさせていただいてますけれども、手当面についてはちょっとまだ今までどおりということをお願いしております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

今言われましたように、これ手当で文章として主任指導員というのを配置すると。皆様方、課長さんはちゃんと課長手当、これちゃんと条例の中にうたわれてますね、そういう手当をつけなければならないと、それに基づいてちゃんと手当がついてると思うんですね。今回主任指導員というふうに新たにこの主任という言葉をつけて、これ責任を負わせるんですね、早い話が。今までみたいに、ただ単に代表の方でお世話をしてもらってたというのとわけが違うんですね、責任を負わせるんですよ、これ主任という条例でこれ書けばですね。それに

ついでほかの指導員さんと全く同じ扱いですよでは、ちょっとこれおかしいんじゃないですか。これについては、これ政策部分もあるかと思えますけど、これ町長はどのようにお考えでしょうか、質問いたします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

この放課後児童クラブの指導員さんの雇用といいますか、雇用形態、それから労働条件、この辺は非常にちょっと難しい、頭痛いところがございます。何しろ時間が限られておりますし、しかもその時間帯も夕方というようなことがございますし、なかなか特殊な業務だというふうに思っております。それから、他の職種といいますか、役場職員のほかとのいろいろ関連比較というようなこともあるわけがございます。したがって、ちょっと難しい面があるということは御理解いただきたいなというふうに思っております。ただ、主任ということでそれなりのことをお願いしながら、そして待遇は全然変わらないというのは、これはちょっと矛盾してるのかなという感じは私もいたします。これは本当に民間であればさっさとできるというような部分かもわかりませんが、先ほどから申しますように公務員、ほかの職員との関連というようなことで、現時点ではなかなか難しいということがございます。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

私は難しいとは思わないんですね。この臨時職員、日々雇用職員ですね、私は12月議会でも言いましたけども、交通費を支払うべきなんだというも言いましたけども、やっぱり手当についてはきちっと出していくというのは私できるんだろうと思うんですね。ぜひこれについてはお願いいたします。これ全国的にもこの臨時職員の待遇改善、身分保障というのは確立しなければならないんだというものを言われておりますので、これについてはぜひ考えていただきたい。これまた、条例の議案についてもまた質問をさせていただきます。

それから、入所の優先順位ですね、これはなかなか私も入所の優先順位をつけるというのは難しい面があるなあというふうには思うんですね。しかし、どうしてもこの放課後児童クラブの設置目的が親御さんが働いたり病気だったりして自宅で子供の面倒を見れないというところで設置目的があるだけに、低学年をやっぱり私は優先すべきなんではないかなあと。

特に新1年生を優先するべきと。今回町長は、これはもうもともと3年まででしたけども、今回から22年度から4年生まで拡大されます。町政報告を聞けば、ひまわり教室は定員110人に対してもう既に応募が110名になってると、もういっぱいなんだと、定員、数、もう応募があると、新たに放課後児童クラブに入所させようと思ってもできない状況があるというところですね。こういう面では、私は何らかの優先順位も考えなければならないのじゃないかなあというふうに思っております。これについては、また別の機会でも質問をさせていただきたいなあというふうに思っております。

保護者負担の軽減について質問もいたしました。生活保護世帯について今回軽減の策もとられているわけですが、今回の議案の基山町放課後児童クラブ条例の第10条、利用負担金の減免についてという第2項にその他町長が特に必要と認めるとき、それについては減免の措置をとることができるんだというふうに書かれております。その他町長が特に必要と認めるときとは、ちょっと具体的にどういうのを指してあるのか説明をお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

こども課長。

こども課長（内山敏行君）（登壇）

ただいまの特別な理由があるときということですが、これについては緊急な場合、災害等でいろんな問題があったとき、どうしても学校でまた一時的に預かれないとか家で預かれないとかというようなときの本当の緊急の場合だけをちょっと想定を今のところしております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

災害があったときというのは、例えば家計的な問題で、例えば支払いができなくなったという場合を言われたのかなあというふうにも私思いますけども、母子家庭、父子家庭、私は生活が大変どうしてもひとり親という意味で生活が厳しいという中で、先ほど言われましたように児童扶養手当とかいろんな部分がされてるのかと思うんですね。私は基山町を本当に住みよい町と対外的にも宣伝をすると、基山町に住んでくださいというふうな施策も進めるという中では、こういう放課後児童クラブのこういうところについても減免措置をする中で、基山町の独自性といいたいまいしょうか、を訴えるのも私は一つの手ではないのかなあというふ

うに思ったりもしますけども、この辺町長どうでしょうか。もしよかったら、御意見を聞かせてください。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

母子家庭、父子家庭、この辺のことだということですけども、これらに関しましては先ほども申しますように、児童扶養手当等の国の施策というのもございますし、そうした面から特別にというようなことはちょっといかがかなというような気がいたします。確かにいろいろケース・バイ・ケースでしょうけども母子家庭の方はなかなか厳しい面もあろうかと。新聞だったと思いますけども、やはり離婚の場合には養育費というのが必ず、必ずというか問題になってくるわけがございますけども、これは調停なんかでは一定の養育費を話し合っ決めてもらうんですけども、それが本当にどこまで履行できとるのかということをおも非常にそれ疑問でございました。このごろちょっと新聞見ておりましたら、大部分履行できてないというようなことがあるから、そういうところはやっぱり再度裁判所にそれだけを申し立ててやるべきだというようなことも、ちょっと余計でございましたけども、そういうことも見聞きしておりますので、厳しいとは思いますが、公平、平等というようなそういう観点、また違う観点からもしまして、ちょっと今のところ特別にそれを母子家庭、父子家庭ということは考えてないということでございます。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

私たちがお互いに扶助協力して、そして助け合って基山町内で生きていこうとする場合に、いろんな施策も今から考えなければなりませんけども、私はこういうのも考える時期が来るような気がしております。

それから、臨時職員の関係について少し質問して、これは私の意見ですけども、実は3月1日号の広報「きやま」を持っております。この中に皆さんも見られてあれって思われた方もいらっしゃるかと思いますけども、地域包括支援センターが今回変わりますというのが載ってますね。この中で今まで基山町がしてた部分、これを今回ある民間に地域包括支援センターの業務を移管しますと。私もこれ2月の下旬に知って担当課長に何でこういうふうに変

わるんですかと聞いたら、今この地域包括支援センターをされている嘱託職員がなかなか人材を確保できないというふうなことを言われておりました。何かというと、やっぱり職員の身分が一定してないんだというところで人材を確保できないという問題があって、この地域包括支援センター、本当に介護保険の大事な部分ですけども民間に委託しなければならないという部分があるんですね。それも職員を確保することができないというような問題があると。放課後児童クラブにおいても指導員を確保できないという問題がずっと今後私は続いていくんだと思うんですね、どこかで身分保障しなければという意見だけは申し上げておきます。

それから、地域包括支援センター、言いましたけども、これは私の意見として言いますが、これ今回基山町がしていた部分を民間のところにさせると。嘱託職員を基山町は4月からはもう採用しなくなるというところでは、これは大事な部分変わるんですけども、何ひとつ議案にしても出ないんですね。今度の議案にも何ひとつ出ません。予算でも出ません。なぜかという、減額してから減らすだけですので。だから、私は担当課の課長には、これについては資料は出してくれというふうなことも申し上げております。こういう問題も含めてあるんだというのだけは申し上げておきたいというふうに思います。

時間の関係もありますので、次の質問に入りますけども、情報の共有化について質問をいたしました。公表する基準は何かという部分も聞きましたけども、大変わかりづらい回答でした。ただわかったのが、2項目でガス爆発、看板落下、六価クロムの残留問題についてなぜ公表しなかったのかと。マスコミがもう公表したと、だからもう報道とかで公表されたと、だからもうあえて町がする必要がありませんみたいな回答でしたけども、これ回答を考えられたのはこれ町長自身がこれ回答を考えられました。まず、質問いたします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

これ私だけということじゃございませんし、一応通告のありましたことについては課長全員で一応協議をするというようなことにしております。そういうことで私もこれ間違い、間違いじゃないといえますか、これでこの回答でいかがかなと、いいかなということで出させてはいただいております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

回答が、事故の件に関しましては既にテレビニュース、新聞等で報道されておりますという回答ですね。なぜ公表しなかったのかと。私は新聞は事件があれば、それはニュース性がありますので報道します。しかし、町の報道はそういうマスコミが発表しているようなニュース性じゃなくて、経過も含めて、そして担当課長の方はマスコミにはコメントを發表しますね、今から先こういう部分を私たちはマスコミからしか情報は知り得ないんですか。そうじゃなくて、基山町は広報も持ってますしインターネットも持ってある、緊急の場合は閲覧板を各町内会回そうと思えばできるんですね。だから、確かに私は何から何まで情報をすべて公表しなさいと言ってるわけじゃないんです。ただ、どうしてもこういうふうに町民の方が今回の事件どういう経過で起こったんだろうとか、マスコミにコメント出してあるけども、その後はどういうふうになってるんだろうかと、調査中だったら調査中でも構いませんし、まだ原因不明だったら原因不明でも構いませんけども、やっぱり私は町のほうが責任持って情報は公開すべきなんだというふうに思いますけども、そういう考えはもう全くないんですか。どうでしょうか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

確かに発表というか公表の基準というのもございませぬし、非常にそこは難しいとこだというふうに思います。ただ、単に、単にといいますか、ニュース性あるいは報道性ということ、速報というような形での報道っていうのは、情報っていうのは、ちょっと行政としてどうなのかなと、まさにどこまでかなというような感じがします。もっとこれは新聞に出たことよりも違う意味で詳しく詳報といいますか、詳しくというようなこと、あるいは行政としての意思、意図がそこにあって、例えば議員もおっしゃったように真相がどうだと、原因がどうだというようなこと、これが究明できたらというようなこともございませぬし、それから責任あるいは事によっては謝罪というようなことにもなるかと思いますが、何かそこにそれなりの町としての意図、意思が働いたときには、当然それなりの情報は流すべきでございませぬけども、さあ、それもないのに、それ以上もまだ今のところないのに、ただわかりませぬで出すのが果たしてどうなのかなあと、その辺がちょっと迷っておるところ

ではございます。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

私ども議員には説明がありました。区長さん等には区長会等で説明があったかもしれませんが。しかし、私は基本的に町民にも情報はきちっと流すべきなんだと、伝えるべきところは伝えるというふうなところをしてもらいたいと。今情報の共有化とよく言われます。対等という言葉も先ほど回答で出てきました。対等になるためには、お互いそこに信頼関係がなければだめですね。ひょっとして町長は何か隠しとるっちゃなかろうかというふうに町民から思われたら、そこには信頼関係は生まれてきませんね。だから、基本的に私は情報についてはすべてを出せて言ってるわけじゃありませんけども、出せる部分については出していきべきなんだと、それが信頼関係を築く第一歩なんだというふうに思っております。ぜひこの点についてはよろしく願いしておきたいというふうに思っています。

まちづくり基本条例でも今この情報の共有化については私ども議員も審議しよります。やっぱりその中で出てくるのは、お互いに信頼をしなければ難しいんだという中身がたくさん出てきます。それは当然まちづくりをする住民、町民も情報を発しなければなりませんし、私ども議員も情報を発しなければなりませんけども、町の方も情報を正確に発信していかなければならないというふうに思っておりますので、ぜひこの点についてはよろしく願いしておきたいというふうに思っております。

それでは、次の質問にも入るわけですが、交通体系について質問をいたしました。12月、1月、2月利用状況と経費について質問しましたけども、利用状況、合計して453人、経費については275,280円ですね、まだこれ3月分も残っておるわけですが、まず当初予算として、これ補正予算で3,150千円組んでおられましたけども、それからすると大変利用状況も、そして経費の消化についても少ないのかなあというふうに思いますけども、担当課長、この辺感想はどのようにお持ちでしょうか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

池田議員の御質問に対しても答弁いたしましたが、思いのほか少なかったというのが率直

な感想でございます。循環バスの運行改善という一つの方策として乗り合いタクシーを試験運行をするようにしたわけですし、利用者が物すごく多いんじゃないだろうかと当初思っておりました。ところが、実際は非常に利用者が少ないと、それはいろいろ原因はあるわけでございますけれども、率直そう思っています。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

私の住んでいる7区は高齢化率高いところでもあって、この乗り合いタクシー、こういうのができましたということで運営委員会でも、そして地元の会合でも話をしまして、できるだけ多くの方が登録して利用してくださいというふうに説明もして、そして私のおふくろも登録してからしたんですけども、なかなかやっぱり実際利用したという方は少ないんですね。何かというと、原因はやっぱり先ほど池田議員に対しても回答がありましたけども、事前に前の日に電話して予約をとらなければならないと。高齢者の方が事前に電話して予約をとるのが、大変また一つ面倒といいたいまいしょうか、できないという部分がありますね。それから、私のおふくろもそうですけども、病院に行きたいと、行く時間はわかるんですけど、9時、10時に行くと、しかし帰りの時間が何時になるかはわからんと、待合室で待たされたり診療の関係で遅くなったりする、1時間で終わるかもしれないと思って1時間で組んどったら、実は2時間病院で待たされたという場合があって帰りが使えなかったというのもありますし、逆に2時間組んでおけば1時間で終わったと、ようら1時間待合室で待たなければならなかったというのがあったりして、なかなか使い勝手が悪いといいたいまいしょうか、そういうのがあるというの意見が出てました。この辺そういう意見も当然担当課のほうは確認されているだろうと、把握されているだろうというふうには思っております。私は本格的にこの乗り合いタクシーを導入するには疑問を持ってるんですね、疑問持ってます。ただ、今回皆様のご家庭にも来たかと思っておりますけども、交通手段アンケート調査用紙というのが回ってきて、それぞれアンケートに答えられた方もいらっしゃると思うんですね。その中でこういう項目の質問の仕方があるんですね。第15問のところ、現在循環バスの委託料は年間約10,000千円かかっています。バス車両の更新が必要な時期を迎えており、さらに委託料はふえる予定です。今後の基山町の公共交通の整備をどのようにお考えですかという質問がありますね。委託料はふえる予定ですか。平成13年度にこの循環バスは始まりました。そのとき

の最初の委託料が10,430千円、今回組まれておりますね、約9,700千円ですね。委託料にすれば段階的に下がってきたんですね。今回委託料はふえるということで積算されてるんですか、どうでしょうか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

当初循環バスを運行するときに、そのときはまだ鳥栖交通だったと、今は西鉄バス佐賀ですが、鳥栖交通と委託契約を結んだわけですからけれども、そのときにバスの減価償却費も含めたところで1日当たりの委託料は決められてます。既に今のバスは減価償却してまして、もう大分古くなってますので、もしこのまままた続けるとしたら、バスの更新が出てくるわけですが、そのときは今の委託料ではおさまらないのじゃないかということがありましたので、こういう問いの表現になってます。適切じゃなかったのかなというふうなことも思っております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

このアンケートの中で読めば、循環バスをできたら廃止したいと、乗り合いタクシーのほうにできたら移行したいというふうな意図がどうも私はありそうな気がして申させていただきましたけども、そういう意図はありませんといえば、それでいいんでしょうけども、今から先の交通体系を考える中では、いろんな部分について総合的に判断しなければならないというのは私わかるんですね。しかし、本当にこの乗り合いタクシーが基山町ぐらいのこの22.14km²ですか、ぐらいの狭いところでどうなのかなと、テレビなんかでもこの乗り合いタクシーについてはいろいろ紹介された番組も見ました。本当に町といいましょうか、村が100km²ぐらいあるような大きいところで、もう公共交通手段からもう何もないと、そしておまけにもう高齢者ばかり住んでるところが片道3千円もタクシー代がかかるというところにこの乗り合いタクシーを利用して、そして片道500円ぐらいでできるというふうな報道がされたりしてございましたけども、基山町が本当にこの乗り合いタクシーというのがどうなのかなと、それよりも私はどうにかして委託料を下げ的过程中で循環バスを2台と。なぜこれを行うのかといえば、今1台で確かに年間今1万2,000名ぐらいの利用というふうに言われてお

りますけども、利用したいという方はまだいっぱいいらっしゃるんですね。しかし、週に2回しか地区に回ってこないというふうな問題点とかありますし、この辺を改善すればまだまだできると。そして、先ほど西鉄さんへの委託についても、これ産業環境常任委員会で見積書を内訳を出させてもらいました。はっきり言います。西鉄さんがやっぱりこの9,000千円のうち当然会社ですので会社ももうけなければなりません。約二百何十万円はこれ会社のもうけですね、一般管理費、そしてその他の経費でされております。だから、この辺も考えなければならぬんじゃないかなあというふうに思っております。

それから、現行の循環バスを使いやすいようにしていくために、ここに私バスの時刻表を持っておりますけども、午前中3便、昼から3便ですね、午前中は役場発を9時、10時、11時、そして昼は役場発13時、14時、16時ですね、15時台がないと。なぜ15時台がないかといえば、御存じのように小松、黒目牛の児童を送迎しなければならないと、そのために15時台の循環バスの時刻表はつくれないと。先ほどから乗り合いタクシー言われておりますけども、児童が平均利用者が朝3人、帰りは1人とかというぐらいで報告されましたね。これについては私はぜひ乗り合いタクシーを使っただいて、そしてこの時刻表に15時台を加えると、これだけでも大分私は利用者増になるんじゃないかなあというふうに思いますけども、この辺担当課長はどのようにお考えでしょうか、わかったら。感想でも結構ですので。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

ただいま重松議員が御指摘になった点は、もうそのとおりだと思います。この循環バスの運行ダイヤを組むのにはどうしても朝、それと3時台の学童送迎がありますので、それがネックになってるというふうには思っております。それで、今度4月から一部ダイヤを少し変えようというふうには考えてますけど、抜本的な改正は難しいかなと思っております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

今の点については、これ循環バスの運行の委員会がありますね、検討委員会、これ検討委員会を招集して検討委員会にかけるということで理解していいでしょうか。

議長（酒井恵明君）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）（登壇）

この循環バスの運行方法とか経路とかを変える場合は、検討委員会に諮らなければならないことになっています。来年度、今アンケート調査の分析もしてますし、この乗り合いタクシーの試験運行の実績が出ますので、そういったものを含めまして循環バスの運行とあわせて考えなければならないであろうと思っています。今現在一応委託先の見直しができるのかどうかということを今はもう作業を進めております。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

検討委員会ですね、私の持つてる名簿、大変古い名簿なのかなと思うんですけども、この中には議員も入ったりして、昔のあれですけども、できるだけ広範囲の方の意見を聞くと。特に団体の代表の方の意見を聞くのも当然でしょうけども、現在今利用されている高齢者の方の意見とかですね、というのもぜひ聞いていただきたいということで、この検討委員会の今回また新しく名簿もですね、といいましょうか、構成も、し直されるんだろうと思いますけども、この辺については要望をしておきたいと思っています。

それでは、町道の認定廃止に伴う諸問題について少し質問をしますけども、12月議会で白坂久保田2号線の改良工事、まちづくり交付金事業で行う、まちづくり交付金事業が大変将来今の政権交代含めてまちづくり交付金がどうなるかわからないと、そして町財政も問題があってどうなるかわからないということで、この白坂久保田2号線の改良工事に伴う設計委託料については先送りをしたいと答弁されました。そして、今回3月議会にはそのような形で減額の補正予算が出ております。この本桜城の上線、先ほどから説明もありましたけども、地域活力基盤創造交付金、確かにこの内容が補助率が10分の5.5と、いいというの也被言われましたけども、基本的にはこれ国土交通省のまちづくり交付金と全然変わらないんですね、中身は、全く一緒です。だから、今回今政府で中央といいましょうか、国会でも問題になっているそういう補助金の交付金を一括交付金にして切りかえるんだというの也被言われてますね。そうすると、白坂久保田2号線問題と本桜城の上線問題は全く一緒と、交付金もどうなるかわからない、財政もどうなるかわからないと。片方はもう減額して先送りして、片方はやっぱりしますよと、この辺ちょっともう時間もありませんけども、町長どうでしょうか。私は

基本的に生活道路だから、今回9月議会でも議論もあれだけして、私も賛成討論もしたんですけども、私は大事な部分でできるだけ住民の要望に沿ってしていくべきなんだというふうに思いますけども、町長この辺意見をお聞かせください。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

白坂久保田2号線と本桜城の上線、全く考え方も一緒じゃないかということでございますけども、いささか違うのは要望がこれずっと前から本桜城の上線というのはもうございまして、そしてその水利権の問題で先送り、先送りになってきておったというようなこと、これ一つバックにはございます。それともう一つは、緊急性と申しますか、災害が起きないようにというようなこと、大木もそうでございますし、それからあそこの堤防が決壊しちゃいかんとかというような、そういう危険性というのを感じたもので、それじゃ優先順位としてはその辺でやりたいというようなことで進めたというところはございます。違いがどうかということになると、その辺のところでございます。

議長（酒井恵明君）

重松議員。

2番（重松一徳君）（登壇）

私どもこれについては6月議会、9月議会たくさん本当伯仲して議論してきました。この情報はやっぱり地域住民の方に知らせるといのは、これは私たち議員も責任があると思うんですね。ぜひともそういう責任も私たち議員は果たしていかなきゃならないというのもまた申し上げまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（酒井恵明君）

これで重松一徳議員の一般質問を終わります。

一般質問の途中でございますが、本日の会議時間については、議事の都合により、会議規則第8条の第2項の規定により、あらかじめこれを延長いたします。

ここで5時まで休憩いたします。

～午後4時49分 休憩～

～午後4時59分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開し、これより片山一儀議員の一般質問を行います。

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

5番議員の片山でございます。通告に従い一般質問いたします。

質問の大きな項目は2つあります。1つは基山町のロケーション及び社会資源の成熟度における基礎自治体の規模の妥当性ということであります。第2点目は、まちづくりに関する質問であります。

町長は22年度施政運営方針で、70周年の節目を迎え、基山町はこれからの30年から50年存続可能な将来像とその筋道を考えるときだと思っています。将来像を考えると、合併も一つの選択肢ではあるでしょうが、それは余り急がず、慎重な検討が必要であり、今はそれよりも基山町が基山町らしく発展することを模索してまいりたいと考えています。そのためには3つの柱をもとにその実現に向け町政運営に努力をいたしますと。その1つ目は、いま一度基山町の魅力に自信を持つことです。町外の方から基山町は交通の便利がよく、道路施設も整って自然も多いところですねと言われ、私もそう思っています。それに人情も厚く、そこに身近で皆が必要とする行政サービスを提供すれば、他の町に負けないすばらしい住空間となるはずで。恵まれた自然環境、歴史と伝統、文化を発信し、それらを継承しつつ、安心して暮らせる生活環境の中でだれもが住みたいまちづくりを進めていくことによって人口減少及び少子化を克服してまいりたいと所信を述べられました。私はことしの22年3月には1万8,000を切るんじゃないかと思っておりましたが、既に昨年の11月末で1万8,000を切りました。人口はどんどん減少しております。そういう町長の考えに対してその論拠をお尋ねをし、基山町の将来のあり方についてお尋ねしたいと思っております。

第1項めに対する1回目の質問は2つあります。その1は、基礎自治体の存立に関する要素、関数因子はどんなものがあるとお考えでしょうか。その2つ目としては、基礎自治体の任務は何だとお考えでしょうか。第2番目に関しましては、町長は2期目を迎えて、もう約6年ぐらいになりますかね。最初に協働のまちづくりということと基山ブランドを大事にしなければいけないと、こういうふうに標榜されました。しかしながら、今何となく基山ブランドというのが落ちてるんじゃないかと私は感じております。基山町を見ますと、一番最初に伺いました法定受託事務、1号事務と2号事務がありますが、それと自治事務との区別をされてますかと聞いたら、してないとおっしゃった。今はもういろんな予算とか見ま

すと、そこあたりの用語の使い分けはすべて行政が確かに担任はするんです、一番末端ですから、担任はするんですが、そこらあたりが明瞭ではありません。そういうこともあり、それから今回の町政報告に26日に自己破産をされた内山建設に関する報告が一切なかった。これは11区の今公共下水道課が大きく影響するところであります。それは速やかに官庁即動という言葉があります、兆候を見たらすぐ動けという言葉がある。そういうふうにはのろいんじゃないかなと、今も同僚議員からもありましたけども非常に遅いと、それから全体像がなくて小さなところをやる、そういうことが多くて、気づきが遅いといいますか、今いろんなことで議員からは、やれという話がありましたが、官営工場であった八幡製鉄はこれ新日鐵におろしました。早い時期におろしました。今三公社五現業をどんどん民間に移しております。今回吉野ヶ里町のある社会福祉法人が、みやき町の放課後児童、この預かりを3事業所委託を受けております。いろんなところで改良していかないとお金も続かないと、こういう状況を見て、そのまちづくりとは何だろうか、あるいはその手法について町長のお考えをお伺いしたいと思います。

2項目めに関する1回目の質問4つあります。1つは、地方自治法第14条2項に普通公共団体は義務を課し、または権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか条例によらなければならないと定めています。基山町まちづくり基本条例は住民に義務を課し、または権利を制限するものですか。

2つ目の質問、町長は各区を回り協働のまちづくりを説かれています。これからの時代は自分たちでできることは自分たちでやる、すなわち自助、共助が大事だと説かれているように受け取っていますが、そのとおりでしょうか。

3つ目の質問、協働のまちづくりの対極にある、ちょうど反対側ですね、あるいはペアとなって動くシステムとして自治会制度あるいは自治協議会制度に関してはいかにお考えでしょうか。

その4、22年2月14日に町でふれあいウオーク事業が実施されました。これもまちづくりの一環なんでしょうか。

以上、4つの質問であります。

以上でもって第1回目の質問を終わります。あとは一問一答方式でお尋ねをいたします。よろしく願いいたします。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

まず、片山一儀議員の1回目の質問にお答えを申し上げます。

1の基礎自治体の規模の妥当性についてということ、(1)基礎自治体の規模ということ、アで基礎自治体の存立に関する要素、関数因子はどんなものかということでございますけども、これはいろんな角度から見なければいけないというふうに思いますけども、まず私が今思いつきを羅列しますと、その基礎自治体の規模的なもの、面積とか人口とか、その辺の問題かなと、それからその町が置かれた地理的要件とか、あるいはまた持った資源とかというようなことが一つかなと思います。それから、社会資本整備がこれまでどのくらいなされておるかというようなこと、これも一つの要素になろうかと思えます。それから、大きなものは財政力が果たしてどうなのかと、現在の財政力がどうで、将来がどういう動きになるのかというようなこと、これが2つ、もう一つはその行政サービスがどの程度どうできるかと、その対応力といいますか、そういう問題、それと関連でしょうけども地域活力といいますか、本当にやる気、元気があるのかどうかというような、そういうところが存立の要素に大きくかかわってくるというふうに思っております。

それから、イの基礎自治体の任務をどう考えておるかということですが、基礎自治体としては住民の安全・安心を守って、将来不安でなく、むしろその将来に対する安らぎを持ってもらうということだと思います。それは行政サービスあるいは地域活性化をトータル的に担保していくということかというふうに思います。

2番目に、まちづくりの手法についてということでございます。基山町まちづくり基本条例は、住民に義務を課し、また権利を制限するものかということでございますが、私は特にこの条例で義務を課し権利を制限するものではないというふうに考えております。

それから、イの協働のまちづくり、これからの時代は自分たちでできることは自分たちでやると、いわゆる自助、共助が大切だというふうに理解しておるが、その理解は正しいかということでございますけども、私もまさにそのとおりだというふうに思っております。

それから、ウの自治会制度あるいは自治協議会制度について検討されていますかということですが、現在のところは検討はいたしてはおりません。

それから、ウの先日のふれあいウオークという事業、これもまちづくりの一環かということでございますが、これは2月14日に開催をしましたふれあい交流ウオーキングは基山町総

合型地域スポーツクラブ設立準備委員会の主催で実施しております。この基山町合型地域スポーツクラブ設立準備委員会は、だれもが健康で生きがいのある社会づくりのためにスポーツを楽しめる合型地域スポーツクラブ設立に向けて現在各種の事業を行っているところでございます。合型地域スポーツクラブの設立の目的から、この取り組みもまちづくりの一環であると考えております。

以上です。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

ありがとうございます。存立の因子、いろいろな考え方があると思いますが、私もほぼ同じように考えています、優先順位とかいろいろ違うんですけども。

次は基礎自治体任務をどうお考えですかということ聞いたんですが、その前に市町村という基礎自治体の単位ですね、これの歴史的意義あるいは成立の必然性をどうお考えでありますか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

基礎自治体の適正な規模ということでございますけども、これには絶対これがというような規模はないんじゃないかというふうに私は思っております。それと、歴史的にということでございますけども、やはりそれぞれの自治体歴史がございますので、そのあたりも尊重していくべき一つの考え方だろうというふうに思います。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

これからさらに質問を重ねていくわけで、きのうたまたま神武天皇の統制期という話を聞く機会がありまして、国づくりからずっと聞いたんです。村とか町が何でできたかって2つの要因があると思うんです。1つは自助、共助をやるために小さな部落がどんどんできていったと、それからもう一つはそのときの権力者っていうか武力を持った者が占領していつつくったと、この大きな2つの柱だろうと。それが時代の推移によってまじり合わなくなり

ますと、昭和14年に基山町が今町政を施行したようにだんだん大きくならざるを得ない、こういう歴史的な経緯があろうかと思います。基山町は今は4kmしかありませんね、4km、面積にすると22km²ぐらいありますね。πr²ということでそれぐらいになります。それは一人が歩く距離が大体4kmです。それが自転車になりますと8kmになります。車になると大体時速で40kmで動きます。そういうところに変化があつて、今は行政圏と生活圏が非常に乖離をしています。これは総務省でも非常に問題にしてるところですね、これをどうするか。基山町のその乖離、大きな根本のところ狂ってるためにいろんな人口減少とかいろんなサービスの低下とかいろんなことが問題があるんじゃないかと、こう思います。

次に、そういうことは後でまたやりますけども、次に、高度化された成熟された社会はコストが非常にかかります。教育費、民生費、医療費、上下水道、ごみ処理施設等、昔では肥だめとつま先で焼くか、あるいは井戸水で回ってた時代があつたわけです。多分昭和14年ごろはそうではなかったかと思います。基山町が実施してる行政、そういうところで非常にいろんな行政サービスをやらなければならなくなりました。それが町ではできないために、基山町も行政サービスを一部事務組合あるいは広域行政で行ってるものがたくさんあると思います。これは自治法でも認められてますから悪いということじゃないんですが、その種類と規模を教えてください。これは前に事前通告してますので、書類をいただけるんじゃないかと、いただければ簡単に済むんですが、よろしく願いいたします。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

基山町の一部事務組合並びに公共行政の部分につきまして7つの広域一部事務組合がございます。まず、鳥栖地区の広域市町村圏介護保険事業、これにつきましては1市3町、鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町となっております。それから、佐賀県後期高齢者医療広域連合、これ佐賀県内の全市町でございます。それから、佐賀東部水道企業団、これは2市4町となっております。佐賀市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町となっております。次に、三神地区の環境事務組合、これも同じく2市4町で先ほどの東部水道と一緒にございます。それから、筑紫野・小郡・基山清掃施設組合、2市1町、筑紫野市、それから小郡市、基山町となっております。それから、鳥栖・三養基地区消防事務組合、1市3町となっております、鳥栖市、基山町、みやき町、上峰町。宝満川上流流域下水道、2市2町と

なっております。筑紫野市、太宰府市、筑前町、基山町となっております。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

広域でやっておる事業につきましては、今企画課長から申し上げました。その前に片山議員おっしゃいました行政圏と生活圏、これが非常に今は違ってきておると、これはもうまさにそうだろうというふうに思いますけども、行動範囲が広がったということで生活圏は非常に広がってきた。しかしながら、本当にそれが行政圏と一致しなければいけないのかどうかというのが、私ちょっと疑問に思っております。やはり行政圏は行政圏なんだと、そして生活圏はこのクロスロード、久留米あるいはもう福岡、もう福岡でもあの福岡市内でもどうかしたところは基山のほうが早く着いていってるというような、そういう違いもあるということもあろうかと思しますので、その辺が本当に一体となるべきなのかどうかという疑問がちょっと私は思っております。

それから、さっき共同というか広域でというようなことを言いましたけども、これは図書は今総合貸し出しのシステムとっておりますけども、この前鳥栖の市長と話しておたら、基山からも、これは基山が整備されてないからかもしれませんけども、基山からもかなりの、200人近くの申し込みがっておりますよというようなこともお話をいたしました。そういうことで、共同処理といいますか、共同設置、そういうふうな、それから補完性というような言葉が今出てきておりますけども、やはりそういうことで相互に補完してというような、そういう考え方も、ただそれだけに頼って果たして本当にいいのかどうかという疑問はございますけども、そういう考え方もあるんじゃないかなというふうに感じます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

後に関係することはありますけど、今私はこういう資料を要求しますがって文書で2項目出してるんです。文書で出してあるものは文書で返すのが礼儀じゃないかと思っておりますけどね、それが出されてないっていうのは、行政の手法ってやり方に私が疑問を持ってるゆえんでもあります。つけ加えておきます。

議長（酒井恵明君）

片山議員、その件に関しては議会内の件で、片山議員も御承知と思いますが、一般質問での資料要求はしないというように一応してしますので。

5 番（片山一儀君）続

回答なんです、資料じゃなくてですね、それ議会でカットされたのであれば、これは課長の責任じゃありません、議会事務局の責任、議長以下の責任だと私は思いますけどね。

今、例えば報告をいただきました。最初は内容で報告されました。3項目、水道、介護、下水道あとは組合名を言われたですね。非常に整合性がない。今この一部事務組合、広域でやられるときに、これはもう行政のやり方の話ですから、後でも言いますけども、要するに文書作成能力とかね、そういうことの話ですが、この前一部事務組合の議会を傍聴に行きました。私の所見、お粗末であります。要するに各自治体が集まってそこに管理者が首長になられてる、あるいは副管理者が首長になられてますが、非常にそこにこの基山の議会とは違うものを感じます。それぞれの寄り集めですから、それをしてまで行政サービスをしなきゃいけないんです、それはなぜ基山町だけでできないんですか。議員の質問会でも熱心な方もおりましたけども、熱意と迫力が欠け行政効率の低さを私は感じるんですね、事務組合は。だから、基山一つでやれない理由を、一部事務組合なぜ組まれるのかお答えください、町長。

議長（酒井恵明君）

町長と指名がありましたので、町長、答弁。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

まず、この前片山議員議会傍聴にお見えになられました。あれが非常に何か物足りなさを感じられたということかもわかりませんが、そういう御発言でございますけども、しかし実際あれを運営していくためには、実務者での協議といいますか、課長たちもしょっちゅう行っている議論を闘わせておるといような、そういうこともございます。そして、議会があれでいいというわけじゃございませんけども、一つの議決の場としてのこの前の議会だったというふうに私は思っております。

それと、一部事務組合で何でやらなきゃいかんのかと、基山町独自でやればいけないかというようなことでございますけども、ここになるとやはり効率化あるいはコスト的なものがあるので、単独でやるよりも2市1町で、あるいは1市2町でというようなそういう形でやると、そしてコスト軽減を図るといことだというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

ちょっと待ってください、ちょっと。（「何かあります、変わったことが」と呼ぶ者あり）町長が答弁してあるからどんなですか。いいですね。片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

今やはりみずから事務組合を広域でやらなきゃいけない事項と、例えば後期高齢者の問題は県でやる、これ国の施策ですね、それからそのほかに今言われなかったけど国民健康保険組合とか行政電算は一部事務組合じゃないですか、企画課長。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

電算につきましては、今回広域のほうで解散しまして各市町で電算化を図ると、そして基山町それぞれの市町村の持ち分については集合した形で電算の管理をするというような形を今とらせていただいております。国保については、一部事務組合等をつくっておりません。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

行政電算については負担金だけになりますけど、そしたら一部事務組合を解散したというあれはやってないんでしょう。もともと一部事務組合を組んでて変えたけども、事務組合を解散したという条例は何も出てきてないんじゃないですか。運用が変わっただけですよ。サーバーをそれで町ごとやっただけで、事務組合の解散はやってないはずですよ。もっと確認してください。

それから、図書館については、この利用については、本当に基山町の図書館はよくやってくれます。これは私が注文したやつは、朝倉から借りたり福岡から借りたりしてくれます。図書館利用される方が鳥栖と私も久留米行きました、小郡、基山行くけど、一番小郡がいいとおっしゃいます。たくさん私も本を図書館利用させていただきますけど、やはりこれも国立公立図書館長がこの県境を越えた図書館サービスは稀有だと言ってます、おっしゃってました。そのように今地域の小さなところではもうできなくなってるというのが実態じゃないかと、こう私は思います。

それは置いといて、次に、これは先ほど質問あった福祉バスだってそうですね、基山町で

2便じゃ、これじゃ皆さん満足できないです。もっと車で動く距離、町内だけやったら歩いても行けるんで、高齢化もありますけども、やっぱり隣のやよいがおか病院とか、それから鳥栖のとか、あるいは小郡の西鉄の電車とか、そういう広域でやらないとたくさんの運用ができませんし、満たされないんじゃないかと思うんです。これは赤字になるのは当然です。

次の質問は、2050年、すなわち40年後の人口動態なんですけども、国立人口問題研究所というのがございます。そのデータで40年後には約1億になると言っています。今1億前後ですね、今1億2,800万人います。2,800万の減少というのは、九州全部、四国、山口、広島、この全部の人口がなくなるのと同じなんですよ。その流れの中で基山町の人口はどんどん減っていきます。この前の各区を回られた町長の説明のときに、10区と12区は数年後には半分が高齢者になるという説明をされておりました。それから、7年後ですかね、そのころには基山町全体が大体30%超すぐらいの見積もり、この前の一般質問のときには企画課長が34ぐらいになるかもしれないねえということをおっしゃってました。大体30%に高齢化なると、その町は崩壊するっていうのが一般的な考え方っていうか説明であります。そういう状態にあるという認識をしていただきたい。じゃ、そういう状態のときの税収がどれぐらい変化するのか、その変化の5年後と10年後の税収、要するに町税、個人のですね、個人町税今8億円ぐらいありますが、それが幾らぐらい減るのか、その見積もりと即応するモデル、これをお示してください。どういうのを使ってどういうモデルでお金の減少を予測されているのか、それをお伺いしたいと思います。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

まず、質問の中で5年後と10年後というところの推計を示してほしいということであっておりますけど、5年後ではなく平成20年度の1月1日現在、1万8,144人をベースといたしまして10年後の推計を行っております。これに関しましては池田議員のほうからちょっと質問があったときにお答えをさせていただいておりますけれども、平成30年を推計いたしております。平成20年度の税収額が870,000千円、平成30年度に776,000千円、それから65歳以上の課税額としましては平成20年度で85,000千円、それから平成30年度の推計としまして126,000千円となっております。これ資料の請求等の中でもこの推計モデルについてのお尋ねもあっておりますが、これはうちのほうが先ほどの平成20年度の1月1日をデータのベー

スとしてコンサル等にも聞いて確認をいたしましたけれども、この人口推計、特に高齢化については非常に推測が難しいというふうな、それを税収に充てるということは非常に難しいというふうで聞いております。それで、標準的な推計モデルというのはないということで伺っておりますけれども、基山町のほうで推計いたしておりますのは、まず平成9年から19年の10年間の人口動態をもとにいたしております。その中で先ほど言いました平成20年1月1日の人口を推計いたしまして高齢化率、それから出生、それから死亡、そういったものを推測しながら10年後の人口推計というふうに充てさせていただいております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

今30年の段階ですね、1億円ぐらいの減少というのは通常考えられない、モデルはこの前の今の人口動態のモデルには特殊出生率が私入ってないと見てるんですね、特殊出生率どうするか。この推計モデルをつくるのには非常にお金もかかりますし、多分町ではできないだろうと思う。だから、単純モデルでいいんですよ。例えば我々現役のときから今共済年金、年金になると現役のときの3分の1ぐらいになりますね。3倍の収入の中から払う個人住民税と3分の1になったときの住民税、あれは多くの方々やったら半分から3分の1じゃないかと思います。それでも単純に試算すればできるわけですよ。ここで言いたいのは、将来の見積もりをしないで行政やることは非常に危険ですよと、私はこう申し上げたいんですね。それで、合併じゃなくて単独でやるとかなんとかおっしゃってるけども、皆さん上峰の状況御存じなんです、夕張の状況も同じですね。今連結決算というか、今まで一般会計だけで終わってたやつを全部連結でやることになりました。私は一時事務組合の負担金まで全部一律しないと、町の財政が見えてこないんじゃないかと、こう思うんですね。実際はやられてるかもわからない、我々にはわかりませんから、そこのあたりちょっといただきたいと。ほいで、極端なこと言いますと、税収も減ります、それから現在国の債務、これが860兆円と思いますね、地方と合わせると1,200兆円、最近出てきましたのが、要するにGDPの約2倍の債務があるんですね、GDP五百数十万ドル、その2倍近い債務があるわけですよ。そうすると、これから地方へ回ってくる交付金だとか補助金だっというのがどんどん減ってまいります。これは町長もおっしゃってる。そういうときに本当にやれるのか、それからもう一つは事務効率という面であります。先ほど同僚議員から小郡で雇用対策事業やってあるよと、

こうありましたね。町村ではできなくても市でできるサービスっていうのはたくさんあります。大きな私市を回しますと、例えば「あすてらす」みたいなのがあったり、それから佐賀市の市立図書館なんかあるとか、こんな大きなところではもっともっと今の社会情勢、社会レベル、生活水準に合ったものがたくさんできます。ところが、基山町は交通の便はいいんですけども、そこに社会サービスがなければ、福祉サービスがなければ、人は来ないんじゃないでしょうか。自治体の任務についてお答えをいただいたんですが、私はこれの根拠を聞きたい、自治体の任務何で出されたんですか、これを。ちょっともしあれば教えてください。どっからこれを出されたのか。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

その前に、確かに規模によってできない部分、できる部分、当然出てくるはずでございます。しかしながら、そういうできない部分は広域で共同でというような、これも今政府としてはもう合併はこれで一段落だと、そしてそれから先は広域でというようなこと、共同設置というようなこと、そういうことを図るように指導していこうと、もちろん合併しようとするところは自主的にしようとするところは、それを決して阻害したりはしないというような、そういう政府も考え方になっておることは事実でございます。

それと、財政を考えてないっていうことじゃ決してございません。まだお示しはしてないけども、財政シミュレーションっていうのは私どもでは一応やっております、これはことはちょっとこれから先はもっと財政規模を抑えていかなきゃいかんということ、そういうことも話しております。結局そうすることはサービスの低下になるんじゃないかというような、そういう考え方にもなろうかと思えますけども、その辺のところは相互利用なり何なり広域でということなりを活用してやっていくということが必要かなというふうには思っております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

確かに国がそういうのを決めたのは知ってます。それは、国から考えれば、もう乗らなかつたことがいいよと、こういう発想なんですね、国にいます。もう我々の所期の目的は達成

したよと、だから本来の目的は800、1,000ぐらいにするんだったけど、今千何百になったから、大体目的達成したから、あとは勝手にやれよと、こういう姿勢なんですよ。国が言うことをまともに受けてたら大変なことになる、やるほうの立場で考えるとですね、自治体の。じゃできないのをいろんなことで制約がある、お金の制約があったりして広域でやればいい、一部事務組合でやればいいと、こういうことですが、そうすると、じゃ自治体ってだれのためにあるんですかね。皆さんのサービスが悪くなる、できないから広げればいいという考え方であれば、自治体っていうのはだれのためにあるのか。行政職員のためにあるのか、極端に言うと議会のためにあるのか。どうお考えでしょう。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

決して職員のためでも議会のためでもない、まさに住民のため、いわゆる住民満足度といえますか、その辺をいかに図っていくかということだろうというふうには思っております。それがどうなのかと、大きくなることだけが果たしてその満足度が図れるのかというような、その辺はまだまだ議論が残るところじゃないかというふうに思っております。この前余計なことかもしれませんが、片山善博さんですか、としばらく一緒にお話しさせていただくときがございましたけども、2万の規模っていうのはいいねえというような、これはお世辞だったのかもわかりませんが、そういうこともおっしゃいましたし、さっきちょっとそれ何で思い出したかっていうと、政府の話にそのままのみして乗ったらろくなことないよって、あの推進協議会のあの先生がおっしゃったもんですから、私も非常に強く心に残っておりますけども、そういう見方もあるということでございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

確かに小回りがきいてみんなの意見でやれるというのは非常に大事なことだと思います。これについては自治体の2層構造、要するに県と地方自治体2層構造じゃなくて大きな行政単位と下に自治協議会という考え方がある、それでもって小さなものを、ホットなものを作りながら、なおかつ大きなところでやれるという方法があります。これから検討していかなければいけないと思います。

もう一つ、最後に質問は、町長は合併について今検証してるとおっしゃった。見ながら、検証の結果があつて考えればいいとおっしゃった。合併の効果がいろんなチェックの項目がある、評価基準も幾らもあると思いますが、評価の仕方があると思いますが、そんなに簡単に合併の効果が出るとお考えなんですか。それだけお伺いしたい。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

合併の検証は、これは私がしておることじゃございません。どんな言い方したかですけども、これはいろんなところで検証がなされておるということを申し上げたんだろうというふうに思っております。そして、この検証もいろいろ見方がございまして、10年先、いわゆる特例債、いろいろがなくなった時点でじゃなきゃわからんよとか、それからいやいや、そんなもんじゃない、20年、30年先なんだよというような考え方もございます。それと、今度もう一つの考え方は、いや、もう今やらなきゃ、20年、30年先は合併したからこうなったんだという話じゃなくて、もう今合併特例債終わって5年後の今やっぱり検証するべきだと、短期的にはそういうふうないろいろの考え方もあるようでございます。ただ、私どもがいろいろ検証できることじゃございませんし、いろいろ流れてくる情報とか、あるいは近隣のいろんなところから話を聞いたところによると、いろいろ考え方があつたんじゃないかなというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

19年9月の定例会で、私、基礎自治体の適正規模幾らぐらいでしようかと質問したら、町長20万か30万だと、こういうふうにお答えいただいたんですね。面積100・ぐらいかなとおっしゃいました。まさにそれぐらいないと、今の社会生活は行政サービスがなかなかできない、お金の問題もありますし、例えば福岡市役所は法律相談に専門の弁護士を雇うことができるんです。毎日それが来てても稼働できるんです。ところが、基山町あたりはそれできませんね。それから、今民生委員で相談窓口やってます。これは素人がやってます。だから、民生委員の規則も変えました。まず、資格を持ってる人があれば、それ優先してやってくださいと。そしたら、今民生委員なんかは年齢の高い人っていうか任期の長い人、これがつく

システムになってますが、そういうことで考えなきゃいけない時期かなあと思うんですね。鳥栖のコンベンション・シティー委員会が基山町との合併を鳥栖市長に提言をしました。そのときに鳥栖市長はあれは基山と鳥栖の8名同士の協議会で勉強してるからとお答えになってると新聞に出てました。ところが、私はその発表会に傍聴に行ったんですが、基山町からはこの委員会には合併については触れないんだという前提がなされたと聞いてます。これから町長は基山には自然がある、人情が厚いとおっしゃいます、そのとおりだと思います。ただ、情緒的な感覚のみで基山町の買い取りをされるのか、僭越でありますけども、近視眼的、情緒的じゃなくて、長いレンジでもって、しかも予測し得るデータに基づいて科学的な町政運営を強く望みたいと思います。行政サービスの効率化によって住民のための質の高い行政の提供ができる可能性、安全・安心を進める地域づくりを図っていただければならないんじゃないかと思います。今合併で総務省が出したあれは合併の目的は地域分権推進対応、高齢化対応、高い社会福祉における多様なニーズへの対応、生活圏の拡大対応、すなわち行政圏と生活圏の乖離対応ですね、分かれておる対応、それから行政の効率化対応、財政基盤の強化と安全が大事だと、こういうふうなことで進めてきているんですね。一つそういう点で今町長は単独だとおっしゃってますが、もう一度見直して町民のためにしないと、どんどん人口減っていくんじゃないかと、そうすると財政はどんどん厳しくなるんじゃないかということでもあります。

次は、第2項目めの質問に移らせていただきます。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

今平成19年の議会ということでございましたけども、これ以前ちょっと片山議員からそれを聞きまして、私も調べさせていただいたんですけども、私も決して学者でも研究者でもございませんし、そんな適正規模が30の20のというようなことはもちろんしてないと思ってちょっと調べたんですけども、これはむしろこの議事録ちょっとコピーがあるんですけども、むしろ片山議員のほうの発言として大体20から30万をというような、最低でも10万をというような、何かこれに書いたのがあるんでございますけども、私もちょっとその辺は誤解ないといえますか、のようにまた調べていただきたいというふうに思っております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

これはまさに私が仕掛けたんじゃないかっていうか、私が質問を引き出して、それを認証してもらったような形になってるはずであります。町長、このときは、要するに基礎自治体構想というのがありまして、道州制の問題があつて、そういうのが出てますよという話で情報提供したように記憶をしております。

次は、新しく移りまして、21年9月に定例議会で基山町まちづくり基本条例を上程されましたということでお尋ねしたんですが、新たに条例で義務を課し権利を制限するのはありませんとお答えありました。ところが、それであれば、なぜ条例化をされるんですか。この前企画課長から話があつてますけども、再度お答えをいただきたいんですね。必要性がないものに何で条例化をするんですか。お願いします。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

義務を課さず権利を制限しないのになぜ条例化をするかということでございますけれども、それぞれの町民や団体の責務と役割を明確にするということ、まちづくりのルールを条例化することによって協働のまちづくりを進めるということを目的といたしております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

私の記憶では、まさにそれにもう一つは町長がかわられても、そういうところは簡単にかわらないということをつけ加えられたように記憶していますが、それであれば、義務、権利を課さないであれば、佐賀県もやっていますし鳥栖市もやっていますし小城市もやっていますが、指針でいいはずなんです、考え方、それこそ要綱なり要領でもよかつたんじゃないかと思いません。ただ、私は今回議案出てきますが、これには今必要だから私は賛成してぜひ条例を賛成したいと思つてますが、基本的にはそういうことなんです。権利義務を課さないのであれば、それこそ考え方でいいですよ、町がおさらいされた。そういう根拠が一つある。自分らでやるということで町長お答えいただいたんですが、町長が説かれる協働のまちづくりと地域分権とか地区分権というか、そういう考え方とはどのような違いなり、あるいは同じか

があるのでしょうか。要するに地区自治ですね、鳥栖は来年4月から自治協議会という考え方をつくりますね。隣の筑紫野市でもやっています。そういう考え方とどこが違うのでしょうかという質問です。

議長（酒井恵明君）

町長。

町長（小森純一君）（登壇）

まずは、ちょっと前の問題ですけども、義務を課さないなら何でつくる必要があるかということでございますけども、私は決してこれは義務を課すとかという問題、権利を制限するとかじゃなくて、むしろ権利を保障するといいますか、担保するといいますか、むしろ私はそういう気持ちでございます。そして、住民主権、そして協働をやっていこうというそういう意識を互いに持ってこれからまちづくりをやっていかなきゃいかんという思いで条例をとるようお願いをしたわけでございます。

それと、まさに協働と地区自治というのは表裏一体だろうというふうに私も思っております。基山町には今区長制というのをしいております、これも決まりはないというようなことも再三指摘をいただいておりますけども、区長制ということ、そして区長さんを中心に運営委員会というようなそういう組織もあるわけでございます。それから、それじゃなくて自治会というようなことをやってあるところもあるようでございます。そういうことですので、地区自治というのは表裏一体といいますか、協働をやっていくには住民自治と地区自治というようなことは必要だろうと、そのことで地域コミュニティーですか、条例の中にはそういうことで提案もいただくというようなこと、いわゆるもうがんじがらめの自治じゃなくて地域コミュニティーというような形で情報も提案もいただくというような、そういうことでございます。いずれはその辺私もちょっと地区自治ということについては余り詳しく勉強もしていませんので、またこの辺は考えていくところかなというふうには思っております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

条例化をする必要性がなければ、条例なんて法律とかですもんともあるんです、認めなくてもですね。わざわざする、今はそれほどじゃありませんけども、やっぱり法律っていうのは非常に怖いものでもあるし、いいものでもあるけど怖いもんだと思いますね。そうじゃ

なくて、やっぱりやわらかくてソフトランディングで皆さんにわかっていただける協働のまちづくりを進めなきゃいけないんじゃないかと、こう思うんですね。そういうところに根拠をしっかりと考えていただいitてつくっていただければと思います。

次に、このまちづくり基本条例、私ずっとかかわってきたってことはもう前にももう申し上げましたが、途中から協働のまちづくり基本条例からまちづくり基本条例というふうに変りました。じゃ、その協働が入ったか入らないかなんですけども、どこが違いますかという話です、どういうふうに変うか説明をいただきたいと思います。

議長（酒井恵明君）

企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）（登壇）

当初の協働のまちづくり、「基本」は入っておりませんでしたけど、協働のまちづくり条例、それからまちづくり基本条例と変わったわけですけど、これ全国的な例を見ますと、同等の扱いをされておるところもあるし、名称については自治基本条例的な内容のものになっておると思います。基山町の場合は協働の意義づけのためにも、まず行動できる町民参加の
手続条例という形でまちづくり条例の策定ということで町民会議等を開催しながら作成に取り組んでいっております。その第3回から第4回の中に手続条例だけではなくてまちづくりの理念や考え方の根拠となる自治基本条例を盛り込むべきではないかというような皆さん方の意見もあり、執行部のほうとしても町民や各団体組織の責務や役割等を明確にすることを盛り込むことによって、その際にまちづくり基本条例という名称でいこうということで確定をさせていただいております。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

この考え方について私が一番申し上げたいことは、確認したい事項は、どこがやってるから、ここがやってるからじゃないんですね。要するに既に一緒のところもありますし違ってくることもありますじゃなくて、協働という中には事業協働と政策協働がある、事業協働は今回吉野ヶ里町の社会福祉法人がみやき町の放課後児童預かり3カ所を受託してます。これは事業協働ですね。だから、これはNPOであろうと社会福祉法人であろうとよその町外であろうと構わんわけです。いろんな事業をやるときに、よその会社に発注することだってあるわ

けですから、これは協働なんです。ところが、政策的とかいろんなことになると、ただまちづくり協働が抜けちゃうと、まちづくりになると、それは自治そのもので、これは憲法あるいは自治法で決められてるわけですよ。そこあたりをどう考えるかということ、というか我々これから考えていただきたいと、こう思うわけです。自助、共助の概念があると、もともとの町の生い立ちから町、村の生い立ちから考えると、それは自治そのものじゃないか、自治というのは、2つの種類があるんですけども、そこらあたりはつきりよそがどうかじゃなくて、我々は町長のおっしゃった基山ブランドをしっかりとつくっていかないと、基山が合併しようと単独でいこうと生き残っていけないんじゃないかというのが私の基本的な考え方なんです。そこらあたりをひとつしていただきたい。わざとこんなことを教育委員会の所掌であります。ふれあいウオークを出したのも、そのウオーク自体がじゃなくてまちづくりっていうのは何なのかということなんです。オリジナリティー出すということは、この前私はまことに課長おられて申しわけないんですが45人のバスで行きました。前のほう6人、課長以下係長座って執行部側というか計画側が座ってあったんですね。それに私は課長が何も疑問を持たなかったんだらうか、自分がそこに座ることに。普通主催だったら、後ろから見て、一番振動の多いところへ、お客さんは前のいいところへ見えるところへ座らせるのがある、要するにオリジナリティーなりそういう物の考え方に気づかなったら、基山ブランドは出てこないと思うんですよ。放課後児童だって内山課長さんは一緒に佐賀の県のシンポジウムに行きましたよね。いろんなところでやってるんです。これも後で質問しますから、別に今いいんですけども、要するに気づいて考えて創造力と構想力、これが必要でなかったら基山町残っていけないんじゃないかと、こういうことで質問をしたんであります。

もう一つ、ここにありますが、総務課の配布文書一覧表というのがあります、ここに。これ総務課ですよ、配布文書、文書配布やるのは総務課ですから、総務課のだとは思いますが、この中に不思議なのがあるんです。各区長へ行く文書でしょうが、組合外一覧表というのがあります。10区、12区、13、14、15、16、17を除くという1区から9区まで11区が区長へ行ってるんですね。これを組合外っていうのは何でしょうかという質問1つ、それから個人情報の保護という視点から問題があり、1つは組合外というのは差別用語になりませんか。去年の基山中学の卒業式の名簿に組合外という名簿が入ってたんです。この生徒は組合外ですよというのがあったんです。これはおかしいんじゃないですかと、事情をね、何かあったら言っていただけますか。組合外が差別用語になりませんか、被害を受けませんか、こ

れが質問なんです、お尋ねしたいことです、いいですか。個人情報の保護と組合表は何かと
いうことと個人情報保護あるいは差別用語という観点からちょっと問題がないんでしょうか、
そこあたり気づかないといけないんでしょうかという質問です。

議長（酒井恵明君）

教育学習課長。

教育学習課長（毛利俊治君）（登壇）

先ほどの片山議員のまちづくりのふれあいウォーキングについての質問でございますけど、
なぜ課長以下が前のほうに座っていたかという御質問でございます。先ほど教育長も回答し
ましたけど、2月14日に開催しましたふれあい交流ウォーキングにつきましては、基山町総
合型地域スポーツクラブの設立準備委員会の主催で実施をしており、だれもが健康で生きが
いのある社会づくりのためにスポーツを楽しめる総合型地域スポーツクラブの設立に向けて
現在各種事業を行っているところでございます。このため今回観光に使われているバスをチ
ャーターをいたしておりますけど、今回観光バスであれば席は自由に前のほうが上席かもし
れません、しかし今回のイベントは観光ではありません。そのため学校の修学旅行などと同
じく参加する皆さんへの連絡、運転手とのバス等の運行に係る調整、また参加者への人数の
確認等を行うため前方の席を利用しております。

また、バスの最前列においてはバスが急停車等をした場合、後部の座席のように前面に座
席の背もたれがないため自席より飛び出すおそれもありますので、このためにも参加者の皆
さんの安全にも配慮し前方利用をいたしておりました。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

先ほどの組合外という名称の。（「いや、ちょっとその前に今の……」と呼ぶ者あり）片
山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

時間ありませんが、私はこれはまちづくりの一環かと聞いただけで、ウォーキングの性質
なんか聞いてないんですよ。質問分析をしてもらいたい。何を答えればいいのか、問いに答
えればいいのか。ほいで、前がっていうのは、やっぱり先生が前へ座ってるからじゃないん
ですよ。後ろから見るとということもあるし、何で前に座る必要性があるんですか。これはお
考えいただきたい。それをね、やっぱり考えなければいけない。観光じゃないかも、でも主

催者、お客さんというのは町民でしょう。その考え方が非常に大事なんですよ、気づきが。これはね、もういいです、いろいろ議論したってあれですから、後またほかでやってもいいんですが、組合外についてちょっとお答えください。

議長（酒井恵明君）

総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

組合外の件でございますけれども、行政側としましては転入とかしてこられた場合、組合に入っていただくようお願いをしております。ただ、その中においてどうしても組合に入られない方がここ年々増加しております。それで、いろいろ文書と広報等の配布の場合は、そういった組合に入ってらっしゃらない方は区長さんから配布をお願いしているところがございます。それで、そういったことがはっきりわかるように一覧表をつけてしているところです。片山議員さんがおっしゃった組合外というのは差別用語に当たらないかということをおっしゃってますけど、その辺私どもはそこまでは、組合外というのが差別用語になるとは思っておりませんでした。

それと、個人情報の件でございますけれども、区長さんたちも守秘義務がございますので、それを他に漏らすということはないと思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

それに関して1つ、区長というのは、あるいは区長代理は地位は特別職の地方公務員ですよ、非常勤の地方公務員ですね。これに対して公務員に守るべき義務、要するに基本的な知識教育っていうのはどのようにされてるんですか、あるいはされてないんでしょうか。

議長（酒井恵明君）

片山議員、関連はございますが、質問通告はしておられませんが、いや、ちょっと待ってください、特別に発言、答弁を許可します。総務課長。

総務課長（大石 実君）（登壇）

今の件でございますけれども、特別に研修とかはしておりません。ただ、最初にこういった区長さん方は守秘義務がありますよという、そういったことは言いますけれども、特別研

修とかはしておりません。ただ、今後そういうことであれば、区長さん方とお話をして、そういう研修も含めて考えていかななくてはいけないとは思っております。

以上でございます。

議長（酒井恵明君）

片山議員。

5番（片山一儀君）（登壇）

いろんなものがあります。小さなことという、後ろから何かあったようですけども、基本的に物の考え方ですね、例えば信号機の優先順位だとかね、けやき台の一番奥についてますね、優先順位がどうだとか、あるいは町道の選定も町道の認定図という地図がありますね、あれ見たら、町道が将来どのように町道をつくっていかうかという図が見えないんですよ。あちこちいっぱい認定をされてます。これランニングコストかかる話ですが、やはりそこに論理っていうか理論、条理をしっかりと考えていただきたいと思うわけでありまして。私は通告書に、議長が特別お許ししていただいたのですが、まちづくりとは何か、あるいはその手法についてお尋ねしたんですね。基山町の行政サービスがいかに向上するかっていうのが目的なんです、私の。要するに行政の改革をしていかないと、今どんどん社会状況が変わってるにもかかわらず、それが変わらなければ非常に住民のためによくないと、こういうふうに思うわけですね。合併の問題にしても行政の中身もいろいろ変わってきてると思いますよ。これ私12回目の質問なんですけども、経営会議があつたり、あるいはいろんな税率の徴収率を97にお変えになったり、非常にどんどん変わってきてるのは認めますが、まだまだどんどん変えなきゃいけないと。最後に締めくくりとして、あの有名なゲーテの言葉を紹介して終わりたいと思います。財を失っても、それは働けば挽回できる。名を失っても、何とかそれは挽回できる。いろんなことを変える勇気を失ったときには、生きてることを悲しむだろうというゲーテの言葉があります。いろんなことにひとつ論理、条理を尽くしていただいて、勇気を持ってこれからも引き続き町民、住民のために、基山の将来のために、子供のために、孫の時代のためにひとつお考えいただけるようお願いをしまして、私の12回目の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（酒井恵明君）

以上で片山一儀議員の一般質問を終わります。

本日は以上をもちまして延会といたします。

~午後6時8分 延会~